

平成20年（2008年）紀北町3月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成20年3月6日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年3月7日（金）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 2番 | 中村健之 | 3番 | 近澤チヅル |
| 4番 | 家崎仁行 | 5番 | 川端龍雄 |
| 6番 | 北村博司 | 7番 | 玉津 充 |
| 8番 | 尾上壽一 | 9番 | 平野倅規 |
| 10番 | 岩見雅夫 | 11番 | 入江康仁 |
| 12番 | 平野隆久 | 13番 | 島本昌幸 |
| 14番 | 中本 衛 | 15番 | 中津畑正量 |
| 16番 | 東 澄代 | 17番 | 松永征也 |
| 18番 | 垣内唯好 | 19番 | 奥村武生 |
| 20番 | 東 清剛 | 21番 | 谷 節夫 |
| 22番 | 世古勝彦 | | |

不応招議員

1番 東 篤布

(午前9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は20名でありまして、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より、風邪のため欠席、11番 入江康仁君より、所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議長

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、配布いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、朗読は省略することといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

議長

それでは議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

21番 谷 節夫君

2番 中村健之君

のご両名を指名いたします。

議長

これより各議案の質疑に入りたいと思っておりますが、本会議における発言で議事進行発言など、

議長の許可を得ることなく発言されることが多々見受けられます。議会における発言は、議長の許可を得てはじめてなしうるものであります。したがって、議長の許可を得ない発言は、すべて私語と同様に解され、議員の発言として何の効力ももたない「不規則発言」として正規の取り扱いを受けないこともありますし、また会議録にも記載されない場合がありますので、発言を求めるときには議長に対し自己の議席番号を告げ、議長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。

なお、質疑の回数については、議長が宣告した議題について3回以内となっております。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合には、議長が宣告した範囲ごとに3回の質疑が許されることとなります。議案については委員会に付託されることとなります。委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮賜りたくお願い申し上げます。

それでは、これより議案の質疑に入ります。

日程第2

議長

日程第2 議案第9号 紀北町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

ございませんか。

東清剛君。

20番 東清剛議員

20番 東清剛です。皆さんおはようございます。

9号に質疑をいたします。これは広報の2月号と3月号でいろいろ、いろんな情報を住民の方に提供されておりますけども、実際、被保険者の方には保険料が上がるのかどうか、また自己負担が増えるのかどうか、よくわからないところがあるという声をちょっと聞いておりますので、その辺を教えていただきたい。

また、これ対象者は何人ぐらいいて、それでこれが多分私も思うのが老人保健特別会計か

ら後期高齢者に変わることによって、予算額においては随分少なくなっておりますので、多分、町においてもメリットのある事業制度になるんだとは思いますが、その辺を説明お願いいたします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えいたします。保険料につきましては、例えば国民健康保険に入ってみえる方等におきましては、後期高齢の保険料は所得割と均等割のみとなっております。したがって、国保において固定資産税を賦課されてみえる方については、当然安くなるということでございまして、最低の保険料のところにおきましても、国保だと7割軽減で、1人所帯の場合1,260円ぐらいでございます。後期高齢におきましては約919円というようなことで、全体的には安くなるんじゃないかというふうに考えております。

それから対象者でございますが、こちらには老人保健制度に加入してみえる方が、そのままそっくり後期高齢のほうに移られるということでございまして、ただ、その中で65歳以上の重度障害者の方が老人保健のほうに入っておりますが、この方については加入については任意ということで、今それらの方の加入するか、加入しないかというところですね、意思確認をしておるところでございます。

20番 東清剛議員

大体何人ぐらいですか。

宮澤清春住民課長

3,500人から3,700人ぐらいですね。

それから予算のほうですが、後期高齢におきまして新たに1割分の保険料徴収が始まりますので、予算については国保のほうは若干その分安くなっておることです。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

被保険者にとっては結構な話になるということで理解してよろしいわけですね。

宮澤清春住民課長

まあまあ、おおむね。

20番 東清剛議員

おおむねということでね、ただね、これ議案の何号になるかな、28号、それから29号で、老人保健特別会計の金額が28億円新年度予算でね、減りまして、後期高齢者で4億円しか新規になってないということは、23億円ぐらい町にとっては財源的に楽になるのかなという感じがするんですけど、その辺はいかがですか。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

28億円もそんなに減るようなことはないと思います。

20番 東清剛議員

予算書での差はそれぐらい出てくるんですよ。24億や、ごめんごめん24億円ぐらい。

議長、ちょっといいですか。町長のね提案理由をちょっと見てもらえばわかると思うんですけども、28号と29号。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

国民健康保険サイドのですね、20年度当初予算におきましては、前年比 3,467万 6,000円ほどしか減額してないんですけど、その23億円ってどこから。

議長

住民課長。

宮澤清春住民課長

老人保健会計の分ですね、その20何億円というのは、それはそっくり後期高齢者医療広域連合のほうに移るといってございまして、その中にはですね、国・県で支払基金からの交付金が20何億円の中に相当含まれております。それが今度広域連合のほうの中の歳入になるということございまして、そんなに変わりはありません。はい。

議長

ほかにございませんか。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

後期高齢者医療制度についてお伺いします。4月から実施される後期高齢者医療制度なんですけども、この後期高齢者というのは75歳以上の方はすべて加入せんなん、強制的にです

ね国保とかいろんな保険から外されて、年齢で差別する医療制度というのは世界でも珍しいと言われております。そして今、「広報きほく」で2月と3月にですね、やっと町民の方に知らされて地域でも説明が行われておりますが、私も1カ所だけ地域説明会に参加させていただきましたが、何か高齢者の方にとっては今の課長の答弁にもありましたが、そんなに今までと変わらないというような説明なんです、私はそうではないということはわかっております。それは年金から保険料が天引きされることとか、医療の制約とかいろんなことがあると思うんですが。

今、国会でもですね開かれておりますけれども、野党4党がもう4月から始まるというのは、共同でこの中止撤回の法案を出してね、本当に国民の間では、特にお年寄りの方では一大問題となっております。政府はもう4月1日から実施するって言って、もうこの条例もつくっているんですけども、もう国会のほうでは、もう今やっている最中にまだ野党がもう中止せよと言ってるぐらい大変な、年寄りの方にとっては大変な保険だと思われませんが、本当にさきほどの課長の答弁で、そんなに高齢者の方に負担がない制度だというお答えだったんですが、そういう認識はお変わりありませんか。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

確かにですね、新たに保険料納付が発生するということがございます。ただそれは、これまで国民健康保険に入ってみえた方については、所帯主が払ってみえたということですね、誰かがこう納めておったということで、ただ本当にこう発生するのが、被用者保険の被扶養者であった方ですね、この方が本当にこう新たに保険料を納めなならんと、その部分ではですね、確かに負担が生じるということでございます。

がですね、この制度がですね出来たというような背景はですね、例えばですね、後期高齢者が国民健康保険、または被用者保険に加入し、それぞれの保険料を払いつつ、給付は市町村が受ける仕組みであることからですね、保険料の決定主体である医療保険者と給付主体である市町村が別であるということと、財政運営のこの責任が明確でなかったというようなことで、今、市町村がですね、医療保険の保険料から拠出金と公費等財源として運営する仕組みで、拠出金の中の現役世代と高齢者のその保険料が区分されておらずですね、両者の費用負担関係が明確でなかったと、このようなことをですね是正しようというようなことで、この制度ができたということでございますので、今後、不備はですね当然改正されていくだろ

うというように考えておりますけど、現時点ではですね、そういったところが被用者保険の被扶養者であった方と、そのような方については確かにこの制度はこれまでよりはどうかという思いはありますが、我々としては今申し上げましたようなところでですね、それなりの制度であるというふうに認識しております。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

課長の見解はそういうことですが、さきほど前議員で75歳以上の方で3,500名から3,700名ぐらいの方が対象者ということでしたが、保険料の徴収がですね年金から天引かれる方が何人ぐらいみえるのか。

そして年金が年間18万円、月に1万5,000円以下の方は普通徴収になるんですけども、その方は何人ぐらいみえるのか。

そしてまた、これまで扶養家族になっておられて新たに、保険料が払わなくても良かった人がちょっと先延ばしにはなりますけども、この実際には払わなければならない、そういう人たちは何人いるのかお尋ねします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

この年金の天引きですが、約8割ぐらいの方がですね特別徴収になるだろうというように考えておまして、残りの2割の方が普通徴収になるというふうに、こう予測しております。

それとですね被用者保険の被扶養者がどれぐらいおるかということですね。700名前後ぐらいおるんじゃないかというふうに推測しております。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

4月1日から実際にですね始まるのに、2割、8割ぐらいとか、2割ぐらいとかで、確かな人数がわからないような状況の中でも、もう保険料は天引かれると思うんですけど、4月15日には年金が支払われますけれども、そこからもう早速引かれるのでしょうか。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

特別徴収の方についてはそうでございます。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

17番、第2条ですね、町において行う事務なんですけども、保険証の交付ですね、これは8号まであるわけなんですけども、当てはまる場所がないように思うんですが、町がですね保険証の交付にはかかわるべきではないかと私は思うんですが、その取り扱いどのようにされるのかお聞きしたい。

それともう1点ですね、第3条保険料を徴収すべき被保険者という条項なんですけども、これは提案説明ではですね、住所地特例だという説明があったわけなんですけども、これを平たく言えばですね、例えば施設に入所する、赤羽寮へ入所するというような場合に、長期入所になるので住所も持ってくるわけですね。その場合に前いた住所の市町村が保険料とか、それから医療費を支払うというような内容なんですか、お聞きします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

保険証の取り扱いでございますが、当初は一括して広域連合のほうで取り扱います。これ1年更新なものですから、その更新時においても広域連合のほうで一括して印刷するということでございますが、その後ですね、年度途中で75歳になられて新たに後期高齢の被保険者となる方につきましては、各市町の窓口で保険証の交付をするということになっております。

それで第3条につきましては、そのとおりでございます。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

例えばですね、転入者なんかの場合ね、どのようにされるんか。いや保険証をですねすぐ交付していただかんと、医療機関へすぐかかれんわけですね。それでお聞きしておるんですが、国保なんかの場合はどんなふうに保険証交付されておられるんでしょうか。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

国民健康保険の場合と同様ですね、窓口に来られたらすぐ私のほうにプリンターございますので、すぐ被保険者証印刷して、それで手渡しするという予定になっております。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第3

議長

次に日程第3 議案第10号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第 5

議長

次に日程第 5 議案第12号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第 6

議長

次に日程第 6 議案第13号 紀北町特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第 7

議長

次に日程第 7 議案第14号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑を許します。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

第14号なんですけども、これは第 5 分団の解散に伴ってということで理由を聞いたんですけども、第 5 分団というのはどこで、またどういう理由で解散となったのか。

また、団長の補佐ですね、廃止するということなんですけども、この理由についてお伺いします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

お答えいたします。第 5 分団はですね、紀伊長島の方面隊第 5 分団ということで、紀伊長島の漁協が母体となりまして、第 5 分団をつくっておりました。昨年 6 月に退団、全隊の解散要請がありまして、申し出がありまして解散を受けております。

それから団長補佐の関係でございますが、団長補佐は合併したときの、この本条例の経過措置の中で団長が当時 2 名おったということで、1 名を団長補佐にということで、経過措置の中でも規定で謳われております。団長補佐の職についてはこの条例の施行日から 3 年以内に廃止ということで定められておりまして、10 月で 3 年になるということで、ちょうどこの 7 月から 2 年半をもってやりたいと、年度の途中じゃなしに年度の当初に団長補佐廃止をして、体制を整えたいということで提案させていただいたものでございます。

以上です。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

昨今、災害等の危機が危惧される時期なんですけども、漁協の第5分団解散した。全体的な人数は減ることなんですけども、その点も危惧されるんですけども、今回その漁協ですれ解散となった理由について、もう一度お願いします。

あと、団長補佐の件なんですけども、団長の事故ある場合は、副団長が代行するということとよろしいんですか、その点についてお願いします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

漁協の第5分団の解散の件なんですけども、聞くところによりますとですね、漁協は船舶を消火する船を持っておりまして、ここもう数年前にですねその船舶がなくなったということで、一般の訓練等々にですね同じように参加もできないんで、今回もう解散を申し入れるということで受けております。

それから第5の関係なんですけども、団長補佐が団長を補佐しておったんですけども、今度はですね、副団長が団長の補佐をするということでございます。以上です。

議長

ほかにございませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

今の紀伊長島漁協と言われておったけど、これ長島町漁協ですよ。紀伊長島の漁協じゃなしに、長島町漁協です。これは水難救済会の支所かなんかになってませんか。第5分団消防団としての位置づけと、あれ水難救済会というのかな、私が知る限りでは長島や錦の漁協もその看板掲げていたんですけども、そちらも止めるということですか。

錦漁協あたり、その水難救済会とか正式にはわかりませんが、別個の訓練やっていますよ。ゴムボートや何か使用して、ロープの何というのでしょうかね、救命索というのかな、発射訓練とか。それももう止めるということですか。ちょっと課長の説明がちょっと中途半端なんやけども、消防団としての位置づけと別な位置づけがあったんじゃないですか。そちらももう止めということですか。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

今回、消防団の解散だけを受けております。以上でございますが。

6番 北村博司議員

いや、もう1つのほうは。

中原幹夫危機管理課長

水難救済会という。

6番 北村博司議員

救済会とか正式には知らんけどもあるんやね。

中原幹夫危機管理課長

私ちょっと存じないんですがそれは、はい受けてないんで、申し訳ございません。

議長

町長。

奥山始郎町長

その北村議員がおっしゃいました水難の救済会とおっしゃいましたが、私も正式な名前知りませんけれども、それは必要であると思いますんで、調べてその存続を調べます。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

この件なんですけども、私も今回初めてなんですけどもね、この消防団組織、地域単位に編制されておるものというふうに認識しておったんですが、紀伊長島区のほうでですね、こういう編制があったということを知ったんですけれども、他にもですねこの、いわゆる職域のような形で消防団の編制がなされているところがあるのかどうか。今回、この条例改正部分の点だけ謳われておりますけれども、紀北町全体としてですね、いわゆる海山区のほうで行われておったようなですね、地域単位における消防団組織に統一をするということで、この条例も整理されたのかどうか、その辺についてもう少し担当のですね、詳細な説明をお願いしたいと思います。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

ほかにそういう組織があるとは聞いてございません。以上でございます。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

ちょっと質問に、質疑に答えてほしいんですけども、聞いておりませんかなしに、あるのかどうかという点とですね。それから今回紀北町として地域単位の消防団に統一をすることということで、この条例も整理されたのかどうかということについて、質疑をしておるんですけど。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

そういう組織はございません。統一の関係でございますが、合併したときにこの分団はですね、長島方面隊5分団と海山方面隊4分団を統一してできまして、今回5分団を解散することということで、もうすでに合併したときに統一されております。以上です。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

ちょっと確認ですけども、今、課長の答弁されたことはわかっておりますけども、確認したいのはですね、こういう職域のような形の第5分団というのがあったわけなんですけど、これが廃止されて紀北町全体の消防としてはですね、地域単位のこの消防団組織になったということなんです。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

全員で17名ございましてですね、15名が退団されまして、その2名についてはですね、議員さんのおっしゃる1名は1分団に、もう1名は3分団に、その地域に配属をしております。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

1点だけお尋ねします。消防団員も高齢化の中でなかなか集まらないということを知っていますが、今回、定員は470人から420人ということなんですけど、実質には今何人の方

が今まで、解散前は何人の方がみえて、解散後 420人になって、今実質には何人の方がみえるのでしょうか。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

現在、2月現在で 406名が実数でございます。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

現在は 406名で、その解散前のも私は伺ったんですけども、そうしますとですね、定数に近い人数の方がおられるということで、もう安心もするんですが、定数を実数の近い数に改められたんだと思いますが、そうすることによって経費とか、そういう面についてのことも図られるのでしょうか、具体的には。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

はい、解散前は 421名ということで15名減りまして 406名ということで、今、予算の関係等のご質問でございますが、例えばですね、消防団員の損害補償保険等々ですね、掛金は従来のその 470名で掛金をしておりますので、それぞれの予算が削減されるということでございます。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

議長

次に日程第8 議案第15号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

日程第9

議長

以上で質疑を終わります。

議長

次に日程第9 議案第16号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第17号 紀北町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第18号 紀北町水道事業分担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第19号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

先般の説明にありましたけども、この水道のメーターのその検針ですね。これ等について

再度、その長島が1ヵ月であって、海山が2ヵ月の分、これはなぜその、悪い曖昧なほうの海山に統一するのか、再度説明願いたい。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、2ヵ月検針2ヵ月納付ということで、条例改正をお願いするものでございますが、説明会の際にも説明させていただきましたように、行政改革等で事務費等の削減をめざしております。そこで今回、紀伊長島区を1ヵ月から2ヵ月することによりまして、事務経費、検針経費、あるいは事務処理経費等に約300万円の削減が図られるために改正をいたしたいと、特にすでに海山区におきましては、その2ヵ月検針を実施されております。今回対象になるのは紀北町の紀伊長島区でございますが、紀伊長島区の皆様には今回初めてそういうふうになりますので戸惑うところもあろうかと思いますが、今後説明会等も開催しながらですね、理解を得ていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

その中身の内容はですね、説明の内容はあまりにもですね短絡的な内容であってね、これは明らかに住民サービスの低下ですよ。

それで他議員も説明会の際に申し上げましたけどもね、多くの問題点を含んでおるわけですよ。行政改革の名のもとにですね、明らかにこの住民サービスが落ちるなんてことはね、本来あってはならないことなんです。片方では目茶苦茶な予算を町長は使っておいてですね、片方では住民サービスという名のもとにですね、低下のもとにですね、このような目茶苦茶な予算を組んでおるわけですよ。極端なことを言えば。

どんな予算を組んできたかについては、今後申し上げますけどもね、午後からの一般質問の中で。海山に合わすというけども、海山が間違っておったんじゃないですか、これは。2ヵ月のうちにメーターの検針がさね、目茶苦茶飛んだらですね、これは大変なことになるんですよ。こういう諸問題を今後2ヵ月にすることによって、出てきた諸問題を町長はどうフォローするのか、それを答えていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在、海山区ではそのように2ヵ月検針をやっておりますんで、その中でですね、ノウハウをきちんと学んでですね、失策が生じないように努力いたします。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

3回目ですけども、そのようなことは答えになっておらん、私に言わせれば。2ヵ月のうちにメーターが跳ね上がったときに、どのように町はフォローしていくのか。1ヵ月の1回であればですね、異常が発見できるものが、それが発見できないで莫大な費用がですね、飛んだ場合に、メーターが上がった場合に、これは1つの氷山の一角ですけども、そういうような問題に対して明解にどのような今後の対策を立てていくのか。海山が2ヵ月でしておるからそれが一番ええ、そんな馬鹿な話ないですよ、これは。そうじゃないですか、住民の皆さん。明らかにこのテレビをご覧になっております皆さん、どう判断されるか知りませんが、これは明らかに住民サービスの低下ですよ。

今後、このメーターの問題も含めて出てくる問題が、諸問題が出てくると思いますけども、それに対してどうフォローしていくのか、私はあくまでも反対でありますけども、どうフォローしていくのか、答えていただきたい。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

検針の計量器がですね壊れる。これはもう今までもなかったわけではないんですけども、計量器はですね、計量法に基づきまして8年ごとに改めております。新たな計量器に替えております。したがいまして、計量器はですね、私になってまだ2年ですけども、計量器が壊れたということはありませんので稀だと思います。その対策はですね、とっていかねばならないと思いますけども、一応8年ごとに計量法に基づいて更新を、取り替えをしておるということでご理解ください。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

第26条において、旧は10円未満の端数は切り捨てるということだったんですけども、今度新しく1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる、端数まで今回、今後は徴収するという事なんですけども、住民サービス考えたら10円未満を切っただけで従来どおりやっていただくのが本来と思うんですけども、今回1円単位まで徴収するという提案なんですけど、上程なんですけども、これによっていかほどのものが出てくるのか。ある程度のもので出ないでしたら、やっぱり住民サービス考えたら本来は10円未満を切り捨てるという施策をとってほしいと思うんですけども、その点についての答弁をお願いします。

あと、前議員とダブるんですけど、料金の徴収方法が2ヵ月、以前は海山地区は2ヵ月で、紀伊長島地区の場合は1ヵ月で徴収していたと、漏水、水が漏れた場合のことも以前にも多分各ところであったと思うんです。ただ、長島の場合は1ヵ月で検針したのでその分も防いだ部分もあるかと思うんですけども、これについては以前から海山でやってきたということ、問題はさほどなかったというふうに聞いているんですけども、今後あり得るかもわからないし、そこら辺の対策等については十分やっていただきたいと。

また、今後これを2ヵ月に改めて条例が改正された後も問題があまりにも発生するようでしたら、やはり1ヵ月徴収に切り替えるということも考えていただきたいと思うんですけども、その点について答弁をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

第26条の改正の旧条例では10円未満の端数と、今回は1円未満の端数ということで改正をさせていただきたいわけなんですけれども、これは実はですね、水道料金には消費税が含まれております。消費税がですね、消費税を翌年納めるわけなんですけれども、税務署のほうへ納めるわけなんです、そのときに計算し直すとはですね、計算をし直しますと、消費税の1円以下がですね、約40万円程度出てくるんです、切り捨てますと。失礼しました10円未満を切り捨てますと、40万円相当の不足が生じてくるんです。

私どもも会計の中でそれは処理するわけなんですけれども、その消費税につきましては国へ納める金でありますので、お金でありますので、このように改正をして、その端数につきましての40万円程度についても負担をしていただくということ、お願いをするものでございます。

それから2ヵ月ごとにすることによりましてですね、問題が生じる。確かにデメリットの

ところもあります。私どももこの条例改正にあたりましてはいろいろ検討しました。そこで確かに漏水が1ヵ月のところ2ヵ月検針になりますと、長くなるじゃないかというようなこともあるわけなんですけど、これも海山区のほうの状況もいろいろ調べまして、そういうことがどうなのかということもですね検討いたしました。そして住民の方にですね、漏水がないかどうか、メーター器の確認等もですねしていただけるよう、今後方法をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今は26条のその10円未満と1円未満の切り捨てなんですけども、消費税ということで理解できる点もあるんですけども、町民の方にとっては何円でも負担は負担ですんで、その分サービスの向上、低下にならないように、また向上については十分注意をしてやっていただきたいと思っておりますので、その点についてもよろしく願いします。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

この条例の62ページですね、15条の第3項中「、給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても町は、その責めを負わない」を「給水の制限又は停止のため、使用者又は所有者に損害を生じることがあっても、町はその責めを負わない」に改めると、これはこの停止ということは、これどのような条文であるのかというのを詳しく、前と今回の改正とどう変わるのかということちょっと説明していただきたい。

そしてですね、これは以前から私何度も言っていますんですけど、料金の徴収方法、第31条、私はですね、この徴収をこのように変える前にですね、この説明があったときにも私は今までの未収金に対しての徴収はどうなるんだと、前回の議会でも言ったときには、この5年と言っておったのが2年になったと、だから2年以前のものはもうこれは払う、払わなくてもいいということの中で私は質問して、また行政のほうも認めたと思うんですけど、要はそやけど、だから今のことをわかりやすく言うと、2年前の納めるべき水道代でもこの2年前のもんではもう払わなくてもいいんだと、だけど町長の答弁は、できたら払っていただきたいと、だから異議を申し立てるものに対してはもう払わなくてもいいんだと、異議を申すものに対してはもう払わなくていいし、異議を申し立てないものには払っていただきたいと、

こういうような不平等なですね、答弁をいただいたんですけど、要はここまで料金の徴収方法をというところまでですよ、改革するんだったら、目の前にある現実のものを解決してですね、このように条例を変えるのはいいけど、現実にある問題を見捨ててね、通り越して、またそれを引きずるような格好の中で徴収方法の条例を変えるということは、私は認められないと思うんです。

だから、ここではっきりとですよ、2年前のものには、だから今、社会保険で問題になっておるけど、いろいろな相手も皆確認してくださいと、間違いありませんかと、社保庁のほうから皆確認のあれは出ておるようにですね、今回、水道課としてもですよ町長、これは管理者責任のあなたの責任なんだよ、町長。だから水道課においても2年以前の滞納者に対しては今いくらあるけど、これは異議を申し立ててもらったら払わなくてもいいようになりますというような文書を書いて、区切りを付けてですよ、そのかわりこれからは徴収も2年内のものに対しては必ず払ってもらうように厳しくなりますよと、要は徴収するための言うたら人たちが地味に仕事をしてなかったということになるんですね。だけどこれは現在の職員だけではない。これはもう何10年前から引きずってきておる問題ですから、だから条例を改正するんだったら町長、ここで1つのけじめとしてですね、そういうような形をとったうえで条例を改正するのが、不平等のないきちんとした条例改正につながるのではないですか。

そこを明確に町民にわかるように、払わなくてもいいだろうと言うたもんにはいいよと、何も知らない人はどんどん納めておって、これは払ってもらいますよと、それではこれは町民も納得しないですよ。そのところをきちんと町長、町民にわかるように説明していただきたい。

そして今言ったように、1つの問題点を皆に水道課ではわかるだろう、これ2年前の未収金は、それに対して改めていくらあるのか今、そして何件あるのか、そして今言ったようなその通達を出すのか、そのところの町長きちんと答弁をしていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

以前のこの両区の統一の説明会でも議員がおっしゃいましたですね。それについてはおっしゃる意味も私もよく理解をしております。したがって、そうですね2年で一応滞納の期限が切れていくということ、町民の方々によくわかるように対応いたします。

その後ですね、もっと町民の皆様にはきちんと納めていただくようにご協力を願いたいと

思います。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

条例改正の第15条の3項の件でございます。第15条は給水の原則ということでございます。給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令、又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはないということで、これは給水をしなくてはならないと担保しているものでございます。

第3項ではですね、第1項の規定による給水の制限、又は停止のため使用者、又は所有者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わないということで、旧条例にはですね、使用者又は所有者にという文言がありませんでしたので、今回はっきりさせるために、この使用者及び所有者という文言を入れたということでございます。

11番 入江康仁議員

だから使用者と所有者を誰を指すのかと、きちっと。それを答えてというの。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

使用者とは水を使う方でございます。所有者というのは加入権を持っている、加入したときに加入された方ございまして、そのように責任を持っていただきたいということで明記をしたわけでございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議事進行、今の町長の答弁はですね、私の答弁に何もどういふふうにやりますかという具体的なものも何も答えていない。それきちんと質問言った内容を私の把握してきちんと答えさせてください。

議長

入江議員、議事進行じゃなしに、質問でもう一度ちょっと言ってください。

私がちょっと答えるわけにはいかないんで。

11番 入江康仁議員

いやいやちょっと議長、議事進行、いやさ答弁になってないから答弁をきちんとやってくださいということやろ、要は質問しても1回は1回なんでしょう。だから私はきちんとしたやはり私の質問に答えてくれたら、次にそれに乗ってやりますよ、それは質問で。しかし、答弁がなってない、質問した中でですよ、答弁がなってないって私は今あなたに言ったわね。だから徴収するために、改革をどのようにやるんだと言うたことに、ただやりますではあかんやないかな、私は明確に町民に対していろいろと社保庁でも出しておるように、確認のね手紙なり、そういうもんを出してきちんとやるあれがあるのかと言うておるんだから。そうでしょう。だったら私の言うとおりにやるということやなそんなら。それで理解していいんでしょ。

議長

先にさきほど町長が答弁されましたので、多少のくい違いがあるかも知れませんが、その辺は納得していただきたい。その辺が町長の答弁ですので、それ以上に言うのだったら、もう一度質疑でやっていただきたいと思います。でないと、私が答えるわけにはいかないんで。

11番 入江康仁議員

だから私はあなたに答えよと言うてないんさ。議長として議事進行の中で、町長に注意するなり、きちんと的確に答えておるかというのもあなたが判断してわかるでしょう。だから質問してきちんと答えてないもん。そんなら右か左かと、右の質問しておると、左の答え出してもそれで終わりですか。右の答えなら右の質問に答えるのが当然でしょう。

それも答えささないですよ。議長それをちゃんと私は今質しておるわけじゃないですか、私の質問に対して、ちゃんと答えてくださいと、これは大事な町民に対するね、これ大きな問題ですから、私は明確に言ってくださいということを強調して質問しておるんですよ。

ただ、改革やります。その中でやるようにしています。これでは具体的なあれも何も私は具体的に言っている。それも何も答弁にないということはおかしいじゃないですか。だから質疑に沿ったやっぱり答弁をやってもらわなあかん、これは。

議長

だからそれを質疑でもう一度言ってくださいということで私言ったわけです。

それに対して、町長答弁することございましたら。

質疑です。

奥山始郎町長

私はさきほどの議員の質疑に対して答弁をいたしました。つまり町民にそれを案内をいたしますと、しかし、あなたがおっしゃるのは、その案内の内容をどないするんやということ、今聞いていらっしゃる。しかし、それは担当課とも私もいろいろ協議しながら、いい方法でやりますということなんですから、答弁ですよ。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

えらい自信持って町長言いますな。あんた管理者の責任を今、追及されておるんだよ。それを堂々とね、それやるとかね言っておる場合じゃないんだ、あんた。違うの、だからそやで2年前からの内容としてですよ、2年前の滞納者、未収に関しては議会でもはっきり言うてもらわなあかん。そうでしょう。議会にもこうします。町民にはこういたしますというのが、これが答弁でしょう。これが議会でしょう。まして質問する議員に対しての礼儀を持った答弁じゃないですか。

だから未収金に関してはどうするんだと、2年前の人たちにはどういような案内を送るんだと、これは今、私は初めて質問したことじゃないですよ。前々から問題になっている。12月から言っているんですよ、これ。何にも対処してないじゃないですか。だから条例まで改正しようとするならば、目の前の問題を解決するのが筋だろうと、そして紀北町にもなったんだから、そういうものは一旦もうきちんとしてね、とれないものはとれないんでしょう、2年前のものは。それだったらきちんとけじめを付けて、新たに紀北町となったんだから、なぜ前向きにきちんとやろうとしないんですか、あなたは。

私が言っておるのは、あなたは前の答弁で言ったことはですよ、よく条例を知っていて、内容を知っておる人は異議申立したら払わなくてもいい、何もわからない町民、真面目な人たちは払わなあかんのかなと思うて、町長に言ったら払う。これでは不平等だよというの。だから徴収に行った方々も2年前にはこれまではいいんだけど、いいんだけど払う意思があったら払ってくださいと、払う意思なかったらここで異議を申し立ててくださいと、それで払わなくてもいいよと、これぐらいの説明はして当たり前だろうというの。

だから先に手紙で出したり、葉書で案内を出したり、先にこの町民に対して皆に知らせるのが行政としてのトップでしょう。あくまでもこれは町のあなたの管理者の中ですよ、管理をしている中できちんと徴収さえしておれば、皆問題がなかったわけでしょう。ただ、ここにあるのは払わなくて本当に払えない人もある、あつただろう。しかし、当然払ってある

と思うて、アレっなんでこないしてなったんだろうという人もたくさんいるから私は言っているんですよ。誠意を持って払っている人と、ない人の差も出てくる。しかし、これはこういうような条例を改正するためには、一応区切りを付けやなあかんでしょう。

それでさきほど課長にも言ったけど、町長にもちゃんと答えさせてください。議長、さっきの答弁漏れもあるんですよ。未収金がいくらあって、そしてその滞納者が2年前の滞納者がどんだけあるんだと言うておることも言ってて答えてないじゃないですか、だから私は言っているんですよ。そこのところやっぱり議長きちんしてもらわなあかん。だから答えてないって私は言っているんですから、そこのところきちんとして答えさせてください。これは議事進行というのは、議長あなたも責任あるんだよ、これ。きちんとして答弁ささなあかん。

議長

これについては、村島水道課長。

村島成幸水道課長

さきほども述べましたんですけども、水道は要求があれば引かなければならないし、あるいは給水を言われれば給水しなければならないという、これは水道法等によって決められて、必ず給水をしなくちゃならないというようなことがあります。

したがって、私どもは給水する以上ですね経費もかかって事業会計を維持しておりますので、給水する以上それに見合う水道料金を必ず納めていただきたいと、これも地方公営企業法等について21条で定められております。

したがって、ほとんどの方が納めていただいておりますが、中にいろいろな事情があって納められない方もおるのは確かでございます。したがってですね、今後、今、町長が言われましたように検討してお知らせを出すなり、また徴収に回るなりですね、やはり使用した以上は納めてもらうということですね、私どもも事務を進めてまいりたいと思います。

それから2年前の未収金、それから何人いるのだということなんですけども、誠に申し訳ございません。2年前、要するに17年度分のものについては詳細持っておりませんので、答弁できませんので、どうぞご理解くださいませ。

議長

課長、のちほど提出はできるんですね。

村島成幸水道課長

はい。

議長

じゃ、のちほど提出するということで。

11番 入江康仁議員

答弁漏れておるやないか、議長、これも言わんでもう何回も。

議長

2年前は何件で、金額ということは今ちょっと。それは今手持ちがないもので、のちほどということは今課長が。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行。だから今言うたとおり、2年の17年度の未収金がどんだけというたけど、17年度だけではないでしょう。17年以上でしょう。

議長

17年までのという。

11番 入江康仁議員

までって、17年度と言ったからさ。17年度と言ったから、までと言った。

2年前とだけ言っただけでしょう。17年度と言ったでしょ。それ以前の、だから私は言いたいのはね、これ徴収に関する職員の怠慢がこんなになったわけでしょう、原因は。原因はどこにあるの、町長。あんたの管理する職員の怠慢やないかな。その責任はあなたでないしてとるつもりなん。だから、それに対して何人いるかというのも答えささなあかん。

議長

だから、それが今手持ちがないもので、のちほどするということで。

11番 入江康仁議員

けど未収金はわかるんでしょう。もうあがっておるんだから、予算で。大体どのぐらいある、それでどれぐらい大体わかるでしょう、それは。

それで町長にもきちんと答えさせてくださいよ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

平野倅規議員。

9番 平野倅規議員

さきほどからのやりとりで、もう貴重な時間が過ぎていっているんですけども、一応どっちの味方、こっちの味方するわけやないんですけども、やはり議員の質問に対しては、答弁

側においては課長並びにほかの公共的なもんやで、その人らが一応メモって、それに対する答弁、明確な答弁をさすように議長からの各町長以下にご進言お願いしたいと思います。

議長

町長以下各課長に申し上げます。議員の質問に対しては答弁漏れのないようによくお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

のちほど提出するということですが、おそらく休憩したらすぐ出ると思いますので、休憩してください。

議長

それでは10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 32分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 45分)

議長

その場でちょっと暫時休憩しておってください。

来たらすぐまた再開いたします。

議長

すみません。今ちょっと水道課のほうからもうちょっと時間がかかるので、書類が整え次第、また連絡させてもらいますので、一応この場ということじゃなしに、ちょっと暫時休憩させていただきます。

(午前 10時 46分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 10時 53分)

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

大変失礼いたしました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

川端議員。

5番 川端龍雄議員

やはり議長、休憩もね、時間を決めて休憩して、それで議長が開会して、なおかつやはりこの遅らしたという課長はね、そのまますぐ、すんなりと、やはりここでお詫びして、議会をあんまりも軽々しく考えております。議長、やはり注意したってください。

議長もやはりそういうようなね、開会を宣言してから、またすぐ休憩ということは、課長もいてないって、そのまま、さきほど45分から開会して、その時間過ぎてからね、このまま

すんなりとあまりにも議会を軽々しくみておると思います。議長、厳しく注意するか、議長も考えてください。

議長

すみません。私も水道課長おるとばかり思っておったもので、開会しもてからパッと答弁さすのに見たところ留守やったもので、その辺が私の不注意だと思いますんで、お詫び申し上げます。

村島水道課長。

村島成幸水道課長

大変失礼しました。以後気をつけますので、よろしくお願いします。

平成17年度の未収なんですけども、金額といたしましては、上水・簡水で 5,780万 1,679円でございます。未納件数でございますけども 1,800件でございます。ただ、この 1,800件の中には1ヵ月のみ未納になっておるとか、あるいは年間通して未納になっておる方もおりますので、一応 1,800件ということで報告させていただきます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

17年度までの未収金が 5,780万円と約。そして 1,800件と未収の方々がね。町長、もうここまでですね、この条例を改正して施行するのは、この4月の1日からですね、町長。要は私は今まで、今まで町条例に関してあらゆる条例は、あなたがトップなんだと。条例を執行するのもつくるのもあなたがやるんだと、だからあなたの言葉の認識と重さを十分噛みしめてやってくださいよと、何度も言ってきた。しかし、あなたにはそれは今まででも見受けられん。そのときそのときの答弁で切り抜けられたらいいというような答弁です。

だから、いつも言っているように一貫性がない、あなたには。同じ予算でも、もとにいくんですよ。それが課が違ったら課ごとに違う答弁をやる。しかし、予算は1つになって使うべきところへ行ったときには2つの意見が出ておるでおかしいじゃないかというのは、ただ今までもたくさんあった。だからこの条例はですね、これ紀北町の条例をつくる、変える、つくる、執行するというのはあなたの権限なんですよ。

だから、あなたは私はいつも言っている、だから。あなたの背景には2万人という町民があるんだと、町民が背景についているからあなたの言葉の重みもあるんだよと、町長だからその威厳もあるし言葉に、ただの奥山始郎では誰も言うこと聞かないよと、これも何回も言

ってきた。だからあなたその都度やはりね、私も本当は町長、あなたねこんなこと言いたくない。しかし、紀北町も約合併して2年ちょっとです。3年目に入ろうとしている。やはり紀北町として新しくやはり出発するときね、この2年間何も良いことがなかったように思う。だからこの条例をつくる時の、やはりあなたがこう改革、改正するんだったら、やはりその重みもわかっていただきたい。

上位条例があって、自然にそれに伴って改正する部分はある。しかし、水道水源保護条例たるものもある。この水道課の改正に関してはですよ。あなたも十分認識していただきたい。そしてこの5,780万円の未収金に対しても、さきほどから言っておるように、管理者のあなたの責任だということです。だから今回、ここでもう一回明確にこれに対してはこうだと、1,800件のある方々にもこうするんで、協力するところは協力してください、その間に紀北町となったんだから、今までの負の遺産、または悪いところはこころできちんと切って、筋を立ててですよ、やり直そうというやはり意思もあなたも見せてくれやな、これはできない。いろんなことは町民に押し付けるは、自分らの怠慢は何もそのままだって、これでは町民は納得しないですよ。

町長、この重要さは私はあなたにわかっていただきたい。だから今言ったように、あなたの重責、重み、どのように認識しておるんか。そしてこの紀北町のいろんな条例を今回も出してきたけど改正を、どのように紀北町としてもっていきたいのか、あなたの考えを聞きたいと思います。とにかくもう集中的なこのね、町民の料金のこの5,700万円の未収金は、滞納者は、やはり誰に責任があったのか。やはり職員を管理するあなたの、原因は職員の怠慢から始まって、しかしその上の管理するあなたが怠慢であったんではなからうかと思いますが、そののとも明確に町民の方々に説明していただきたい。これはお金の動くことですから、お金の動くことに町民に不平等があったらいかんと思いますが、その点もよろしく答弁お願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

その前の議員の質疑の中で私が答えたのは、法改正によってですね滞納が5年から2年になった。そのことを町民の皆様方にお知らせいたしますと、それでその対応をしていきます。つまりあなたもおっしゃったように、その2年以前のものですね、それを払ってない未納者がこれをもう払えないという申告のもとにですね、対応するわけなんですね。そういうこと

が今度は法改正によってなったんですから、それをお知らせいたします。

しかしながら、この水道事業は水を供給することによって、それぞれの生活が成り立つ、その代金を納めていただかなければこれはやって、経営ができていきませんので、今後ですね、そのような事態をきたさないように、法の許せる範囲内ですら給水停止等、例えばです。例えばそういうことでも考えなくてはいけないなど、そのように思っております。

これまで累積した未納金については、職員が非常に怠慢であったとは言えないと思います。私の責任においてこれはなさなければなりませんけれども、町民の皆様の支払う意欲ですね、それからこれは生活に必需品での水でありますから、その辺についてはご認識を深めていただきたいと、そのように考えてきたわけでありまして、しかしながら、この累積があることにつきましては、誠に申し訳ないと思いますが、町民の皆様方もこの辺をご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

15番、2点ほどお聞きします。69ページの料金の徴収方法の31条関係ですが、検針、または料金の徴収に2ヵ月に海山方式に改めるということです。来月からですね。そういう意味では説明会の中でも私提起しましたけれど、この検針2ヵ月延びることによって、悪い面と言いますか、これは行政改革の1つとしては非常に効果も上がろうかと思っております。しかし、その一方では漏水のあるのを気づかずに2ヵ月過ぎてしまう可能性もあると、最近の例を挙げまして月4,000円ぐらいの料金が4万円以上に跳ね上がってしまったと、漏水が何百tという格好になったので、上がったしまったという例も出しましたけれど、そういう意味ではこの検針を2ヵ月にするが、漏水のフォローが何もないわけですね。利用者に見てください。しかし、毎日と言いますか2日に一遍でも3日に一遍でもこのメーター器が回っているかどうか、全部水道を止めて見て回るというのはこれは至難の業だと私思います。利用者としては。

そういう意味で、この漏水をいかに発見するかという手段、またそういうことが起こったときには、当然何らかの措置が要るわけですが、漏水の量によりまして水道料金がドーンと被さってくる、10倍、20倍と重なってくる場合が予想されます。旧町時代は3ヵ月平均をとってその分を充てて、それ以上の分は水道料金の、水道会計の中でフォローしておいたという経過がありますけれど、それはいつからこの3割ぐらいに内規で決められたのか、わかっ

ていれば教えていただきたい。

ちなみに、尾鷲なんかも3割程度の負担を水道会計でやるということであるそうですが、そのことについての異論はないんですが、本当に利用者としては気をつけていかないと、とんでもないお金がこう請求されるということにつながりますんでですね、個人に任すにはあまりにもちょっとえらいんじゃないかという気がしますけども、いつごろからその3割の負担になったのか、その時期だけ教えていただければ結構です。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、漏水等があって異常値が出た場合の減免なんですけれども、今言われましたように3割程度減額しておりますが、これにつきまして私どもも調査いたしておりますんですが、すでにもう10年以上前から行っておるようでございます。その異常値の出す方法等につきましてはですね、企業会計の中でもありまして、通常の料金を平均した場合にですね、どれぐらい上回ったのかというようなこともですね、出すものがありますんですが、一応一律、今30%減額しているのが現状でございます。

期間については、詳細については10年以上前からということでご了解ください。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

確か説明会のときにもこのメーター器の利用者側の水道管の破裂とか、路面に出ていれば当然よくわかるんですが、コンクリの下だとか、この建物の下だとかいうときにはなるとわかりにくいということで、過去に何件ぐらい、10件ぐらいという話だったと思ったんですが、過去に起っている事例というのは何件ぐらいか把握していますか。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

失礼します。私がですね水道課に来たのが2年前です。2年間の数値なんですけれども、以前のものについてはどれぐらい漏水があったかというのはですね把握しておりません。誠に申し訳ありません。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

課長が就任してからは全然なかったということですか。最近1件あったのは確かですけど、そこら辺だけで結構です。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

私がですね知っている範囲で、私が体験しましたのが、約10件以上あったかと思います。ただし、20件、30件というような多くではありません。そのような形で更正をしたのが、覚えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

この条例は7月1日から施行されるわけなんですけど、全体的にですね、この料金の算出基準、これ今度変わったわけなんですけど、この7月実施を控えてですね、現状でこの水道料金は全体として値上がりをするのか、あるいは値下がりをするのかというような個々のケースもあると思うんで、非常にわかりにくいわけなんですけど、その辺の掌握とですね、個別の料金がいつごろですね、明らかになってくるのか、この実務的な点の見直しをですね、わかっておれば説明お願いしたいのと。

それから徴収方法の中で振込方式、通帳からのですね振り込みの方式を推奨していくという形が非常に大きな問題になってくると思うんですけど、そういった実務面のですね、対策についてはきちっとできておるのかどうか、この辺をお伺いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、このたびの条例改正につきましては、水道料金の改定というところもありますんですけど、いずれにしても紀伊長島区・海山区の料金の統一というのを目的に行っております。そして平成18年度に水道料金として収納いただきました約4億円についてはですね、事業を運営していくためにはこれは必要でありますので、これを下回らない料金の統一ということ

で、今回 1.6%の結果として値上がりになっておりますんですが、一応それを確保して料金の統一をしていきたいというふうに考えました。

それからですね、今回の料金の統一によりまして水道料金が上がる方、あるいは下がる方もみえます。特にできるだけその範囲は少なくするようというので、私どもも料金改定については慎重に取り組んだわけでございます。したがって、結果的には 1.6%の値上がりになっておりますけれども、どうかそのあたりにつきましてですね、結果的には上がる人、下がる人おるんですけれども、ご理解をしていただきたいと思っておりますし、また料金の徴収方法でございますけれども、現在、口座振替がですね、約80%を紀北町で超えております。あと20%の方につきましては集金であったり、事務個別納付分がございまして、したがって、今後、口座振替の納付をお願いをすることを積極的にやっていきたいと思っておりますし、ほかにコンビニ納付とかですね、最近クレジットカードによる料金の納付ということもありますので、これらについても導入を図りたいと、近いうちに図りたいと、そして納付をしやすくなる体制も整えていきたいと、そのように考えております。よろしくお願ひします。

議長

ほかにございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

先ほどの私の質問に対しての答弁漏れもあったんやけど、議長に手を挙げよと中津畑さんに言ったんでね、あれだけ、やはり、町長の管理者としての責任、それに対して明確にということと、この紀北町をどのようにもっていくんだというこの質問の答えはしていなかったと思うのです。やはり、やり方に対しては町民に対してやるよと言ったけど、自ら自分の管理者の責任としてはどない思っておるんだ、どうやっていくんだということは答弁していなかったと思う。そこをちょっと答弁。

議長

答弁漏れということで。

6番 北村博司議員

次を指名したんでしょう。これでは収拾がつかない。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

まあええわ。それやったら今回は。

議長

それでは、次に進みます。

さきほどの北村博司君の質疑に対し、町長より答弁を求めたいと思いますので、よろしく
お願い申し上げます。

町長。

奥山始郎町長

さきほど北村議員の質疑に対して調べますということで、概略ですが調べました。三重県
水難救済会というのが上部団体でございます。その下部として熊野灘地区海難救済連絡協議
会がありまして、紀北町内の漁協すべて加入して、今後も継続するというところでございます。
以上でございます。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第20号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第5号）を議題といた
します。

本件につきましては、最初に8ページの繰越明許費から歳入の31ページまでの質疑を行い、
歳出については32ページの議会費から46ページの商工費までと、47ページの土木費から最後
までに分割して質疑を行います。

それではまず、繰越明許費、地方債補正並びに歳入31ページまでの質疑を許します。

質疑される方、松永議員。

17番 松永征也議員

その8ページの繰越明許費なんですけども、やむを得ない突発的な理由とか災害等に限ら
れると思うんですが、この5件ありますけども、どういう理由で繰り越しされるのか、説明
をお願いしたいと思います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。第1番目の地域産物展示販売施設管理費、お魚らんの解体のことでございます。これ 880万円今回補正予算に上げさせていただきまして、予算上程し、可決されたあと工事に入りたいということで、4月以降ということで今回繰越明許という形で取らせていただきました。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。今回、建設課関係分といたしまして4件の繰越明許費を計上させていただいております。まず、1件目の町道古里江ノ浦線改良事業でございますけれども、金額 463万 9,000円でございます。これにつきましては土地の購入費、また立木の補償補填費にかかるものでございます。現在契約は完了いたしておりますけれども、年度内に所有権の移転登記、また立木の撤去等が行われません。そのためそのうちですね契約の際に支払います土地の購入費、立木の補償費等のうち3割を繰越するものでございます。

次に、都市計画費の三重県型デカップリング総合支援事業の 6,000万円でございますけれども、これにつきましては、この事業につきましては昨年の7月の末に、県から交付決定がございまして、その後、町からも事業者に交付決定をいたしております。その後ですね、約7ヵ月間温泉の掘削を行っておりますけれども、現在の時点で温泉の湧出がなされておられません。と申しますのは、現在ですね、当初計画約 1,800mの計画で掘削を進めております。掘削そのものは予定どおりに進んでおりますけれども、温泉そのものが湧出いたしておられませんので、事業主からですね、2,000mまで延長したいということの変更申請がございまして、これにつきましては温泉の掘削許可が 2,000mまで取っておるということでございます。したがって、この事業につきましては事業の前提条件であります温泉の湧出そのものが現在なされていないということで、事業者から7月の末までということで申請の手続きがございましたので、これを繰越するものでございます。なお、県におきましてもこの繰越質疑は今行われております県議会で上がっております。

次に、都市計画費の真谷線の改良事業でございます。50万円でございますけれども、これにつきましては土地の購入費にかかるものでございまして、現在、この土地の所有者が死亡されております。それにつきましては相続関係者が26名ほどございまして、その手続きに不測

の日数を要しておるということでございますので、これにつきましても繰越明許費をお認めいただきたいということでございます。

また、その次の都市計画費、高速道路整備関連受託事業の 4,324万 2,000円でございますけれども、これにつきましては、この事業につきましては3路線の事業でございます。うち京戸線、また林道川向線につきましては年度内に完了の予定でございますけれども、真谷線につきましては、道路内に水路管の埋設がございまして、これに要する費用が2ヵ月ほどかかるということでございますので、この部分を繰り越すものでございます。

したがって、この 4,324万 2,000円のうちですね、このうちの町が契約しています工事につきまして全額、前渡金を除く全額を繰越すものでございます。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

詳細にですね、説明をもらいましたが、水産業費のこの地域産物展示販売施設についてですね、4月に着工するということなんですけれども、なぜ4月なんかですね、その理由をもう少し詳しく知りたいと思います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

予算が可決されましたら、そこで入札をかけたいと考えておりますので、その期間ですね、4月以降ということで繰越をお願いしたいと。

それと浄化槽の汲み取り等については、できる範囲で議決が終わり次第、汲み取りをしたいという考えでおりますけれども、取り壊しにつきましては4月以降ということで考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長

ほかにございませんか。

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

歳入の18ページの12款の5目の商工使用料の中の体験型イベント交流施設使用料の減なんですけれども 112万 7,000円、この減については使用利用度が少なかったということで理解してよろしいんですか。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。当初の見積よりも利用者が少なかったということでございます。

議長

平野議員。

12番 平野隆久議員

この施設に件に関しては、いろいろ私もいろいろ質問させていただいてやった施設なんですけども、本来ね利用を、せっかくなつくったもんで利用度を上げていただくということで、目標も上げていただいてやった結果、利用度が少なかったということなんですけども、その減に対してやはりどういう理由でこうなったのか、また今後どういうふうにやっていくのかということも合わせてちょっと答弁をお願いします。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。当初ですね、少し利用者の見積が誤ったというか、多めに見積もったところがあるんですけども、今月3月ですね、また何人かの方がみえるということで、今の時点では一応減額になっておるんですけども、最終的にもやはり当初の予算の見積よりも少なくなってくると思います。今後ですね、インターネット等含めてPRをしていきたいと考えておりますけども、以上です。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

こういう施設は今後とも出る可能性があるんですけども、やはりそのできるだけ厳密にそのせっかく施設を建てて、維持管理費もかけてやっていくわけなんですから、やはり建てる以前にやはり的確な利用度を把握してやっていくということが大事ですんで、そしてまたでき上がった施設に関しては、できるだけそれを数字に近づけるという努力を今後ともしていただきたいと思っておりますんで、その分合わせて、以上で終わります。

議長

家崎議員。

4番 家崎仁行議員

4番、8ページの三重県型デカップリング事業なんですけども、さきほど状況説明をしてもらったんですけど、これで平成20年7月まで2,000m延長して出なかった場合ですね、県の補助、町の補助これを支出するのかどうか、1件だけお願いいたします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、この目的でございますけども、温泉の湯をいたしまして集客交流の核といたしまして、それに伴いまして自然農林水産物の販売、また情報発信等を行うことによって、地域の活性化を図るということでございます。

したがって、温泉の湧出が前提条件、また必須の条件となっております。これにつきましては県とも確認いたしておりますけども、温泉が湧出しないのであれば、当然県の補助金も出ませんし、町の補助金の支出もなしということでございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番、13ページから14ページにかけてですが、滞納分が増収となっております。徴収に努力された成果だと思っておりますが、増収の理由をお聞かせください。個人町民税の滞納分600万円の増と、それから固定資産税の法人町民税の繰越25万6,000円、固定資産税の繰越分が1,220万円、軽自動車税の79万円、滞納がかなりの増額となっております。その理由なんですが、県の滞納整理機構によるものなのか、それとも職員が努力されてこんだけの増になったものなのか、その辺をお聞かせください。

それから、たばこ税の14ページなんですけど、補正額の増分2,070万円、この分のこれは売上本数の増なのか、それともどうなんですか。値上がりによる増なのか、その辺の内容と。

それから聞き漏らしたと思うんですが、財産収入25ページの土地売払収入なんですけど、補正で増になってますので、海山長島分と聞いて、あとのこれは何なのか、その売払収入の内訳を説明してください。以上です。そんだけ説明をお願いします。

議長

上村税務課長。

上村晴彦税務課長

お答えします。まず、滞納分の増額なんですけども、まず初めに結論からいきますと、職員の努力によっての増額ということになっております。

徴収率につきましては1月末現在ですね、現年度はちょっと落ちておるんですけども、落ちておる率はですね2.34%の減と、それから過年度分につきましてはですね4.17%の増というふうな徴収率になっております。

それから、たばこ税の増額なんですけども、そうですね禁煙する方が多くなったんですけども、昨年改正された税率によっての増額ということでありませう。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

25ページの普通財産売払収入の増 522万 5,000円についてお答えいたします。

このうち財政課の所管としては41万 1,000円の減額であります。産業振興課の所管としては 563万 6,000円の減額であります。産業振興課の増額についてはあとで、後ほど産業振興課長に答えていただきます。

財政課の所管分は3件でございます。内容といたしましては、1件目は旧相賀公民館の売払の予算の 174万 6,000円の減額であります。これは面積の確定と不動産鑑定によるものであります。

続きまして2件目は、近畿自動車道紀勢線建設工事にかかる用地売却で、海山区馬瀬の鯨で雑種地 7.74㎡であります。売却代金は9万 5,976円であります。

3件目は、紀伊長島区长島のワリカ子と加田大飛車戸と、紀伊長島リサイクルセンターの付近であります。山林2,225.22㎡で、売却代金は 123万 8,571円でございます。

この結果、財政課所管の土地売払収入の額は 917万 9,000円で、41万 1,000円を減額補正いたしました。それで結果といたしましては 876万 8,000円となります。以上でございます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

産業振興課所管の質問にお答えします。普通財産売払収入のうち 563万 5,000円でございますが、こちらにつきましては前柱について高速道路関係で2カ所売り払いを行っております。それと紀伊長島区三浦、古里2カ所、長島区の加田ということで、合計で 563万 5,854円でございます。単価につきましては 550円ということでございます。

それと立木の売払収入でございます。188万6,000円のうち98万9,000円が産業振興課の関係でございます。以上でございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

税務課長にお聞きします。職員の努力はわかるんですが、そのうちの滞納整理機構分はど
んだけかわかりますか、整理分。わかったら説明願います。

議長

上村税務課長。

上村晴彦税務課長

平成19年度は回収機構への移管分は1件です。金額はですね今ちょっと資料持ってないん
ですけども、100万円ちょっとの移管をしたと認識しております。

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

今、前者議員が言われた財産収入のそこ25ページですね。産業振興課長の説明ありまして、
それで立木売払収入188万円と、それから町有林の支障木伐採、ちょっとこれの説明を、支
障木ね。その下の43万円、詳細にちょっと説明していただきたいと思います。

その前にね、単価についても以前、いろいろ意見書を出しましたんで、その答えをいただ
いているのかどうかを、意見書思い出してくださいよ。県知事に出したのと、総理大臣にも
出しましたんでね、そのことを踏まえての今回の用地買収にね、交渉されたのかどうか、お
答えください。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

立木売払収入の188万6,000円についてお答えいたします。

財政課の所管分といたしましては89万7,000円、産業振興課所管分は98万9,000円ござ
います。両方とも近畿自動車道紀勢線建設工事にかかる立木補償であります。財政課の所管
分はさきほどの土地と同様の紀伊長島区長島のワリカ子と、加田大飛車戸、紀伊長島リサイ
クルセンターの付近であります。これも山林でございます。

この内容といたしましては、ヒノキが 262本で77万 6,170円、スギが30本で9万 640円、雑木32本で3万 390円でございます。以上でございます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。要望書の件ですけれども、回答はいただいております。

それでは立木の売払収入98万 9,000円でございますが、高速道路関連で前柱においての立木が45万 6,580円、古里については1件42万 9,650円と、10万 2,910円でございます。町有林の支障木伐採代金の12万 4,000円でございますが、2カ所ありまして、1カ所が海山区相賀銚子滝においての11万 7,416円と、これにつきましては送電線工事の支障によるもので、ヒノキ1本、スギ4本、雑木149本、合計154本でございます。

もう1件は、海山区の小山浦矢所というところでございますが、こちらにつきましては電気設備基準の131によるものでありまして、雑木が14本で6,515円となっております。以上でございます。

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

詳細は言われてもわかりませんので、また後ほど資料ください。

それと私は金額はね、別にね、こだわってないんであって、この中でスギとヒノキと、もう1つは多分中電の送電線の障害木もありますよね。それ等の比較をもって適切な価格で売買されておるのかどうか。

それともう1つは、三重県知事にも要望した。それから国会にもお願いした。その答えがないのですよ。当然議会として出しているわけでしょう。その返事なしにこのような処分があってよろしいんですかね。いかがですか。その辺をお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、これは要望に対する返答は大変時間がかかるものと思いますが、その辺のところをもう少し調査というか、どこまで、いつ、どこまで届いていつ返答くれるのかということも調べます。

それで、この立木の売り払いについてはですね、近畿自動車道紀勢線の促進を願う町といたしましては、相手方も信用いたしまして、提示金額で売却したものであります。以上です。

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

私だって早いうちに高速道路があればいいですよ。ただね、この地域のね育った木がですよ、評価が安くね、されてですよ。売り渡さんならんのか。

もう1つは、もう先日もね、私平成4年の単価表が出てきました。その用対連のね。それからの動きを一度ね、グラフにしてくださいよ。いかに評価が変わってきたか、何もわかってないと思いますよ。多分、建設課長も言いましたが、私建設課にも聞きましたけども、ですからその辺のことをね、もう少し根拠づけて適正価格はいくらなのかということね、考えてくださいよ。町長言えたことじゃないですよ、皆さん。先人時代皆苦勞されて、投資された山ですよ。今、実勢価格安いからって、こうじゃおかしいでしょう、やっぱり。もう少し慎重にならんといかんと思いますよ。財産処分するんですから、財政が切迫している。払うところに余分なものを払ってしまう。これはもう言わずと知れた、言いたくないですけどもね、気前良く。

それともう1つは、中電に対して私は適正な価格だと思ってますよ、これは。これ森林組合我々がね皆交渉して取り決めした金額ですよ。なぜもう少しね県に対しても尾鷲林業主体のヒノキのこの大切さ、これ質の良さというのをねもう少しアピールして、尾鷲ヒノキ、当然これ地場産業90%以上山ですよ。この地域から山がなくなったらどうするんですか。海だけで過ごすんですか。そのことをね、もう少し県との協議をして、返事をもらえないと私はこの補正予算に反対いたします。取り決めをもう少し考えてくださいよ。いかがですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員の考え方、よく理解できますけれども、民間もこの提示価格で対応しているものから、町としてもそれと準じていくべきだという判断をしております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

今の答弁になってませんよ。民間もしているから。我々は民間じゃなしに町がいろいろなことを指導せんならんわけじゃないですか。立場をもう少しわきまえてくださいよ。そうでしょう。民間なんて今入札よくあれでしょう。適正価格を表示しながら民間はどんどん下げてきますよ。だから民間じゃなしに、本来は適正価格というのがあるわけですから。特に今、公共工事の入札に関してはぎりぎりの線、予定価格失格しないところで皆入札指定して、その中でくじ引きで決まっておるんですよ。地域性もなければ何もないような入札のやり方をして、資金のある会社は生き残れますけども、紀北町当然中小企業、小さい業者たくさんいますよ。皆さんその人ら皆泣いてますよ今。もう少し入札のやり方にしても、地域性をもう少し重要視しながらやっていただかないかんとおもいますよ。是非ともこれは町長に、今のはね民間がやるからじゃなしに答弁になってませんから、指導する立場としてももう少し県に対して、国に対して大きな声を出してくださいよ。いくら町長がね地場産業の林業、漁業、振興しようと思ったって、やはりその地元の実際の商業者なりやっている人らにやっぱり直接金を渡せるようなシステムにせんといかんとおもいますよ。以上です。

議長

ただいまのは議事進行でございますが、私が答えるようなことではないと思いますので、理事者のほうから、一応質疑と受け取りまして、理事者のほうで答弁をいたさせます。

町長。

奥山始郎町長

これまでも東清剛議員の論理として十分承ってきておりますけれども、今後、国・県についても要望をしてみたいと思います。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

17ページと18ページで2点お伺いいたします。

地方交付税なんですけれども、自主財源の乏しい紀北町におきましては、地方交付税が大きな重点を示すと思われるんですが、今回特別交付税が1億円入っておりますが、特別交付税とは基本的にかえりまして、どういうものか、どういうときに出されるかという、お伺い

いたします。

そしてもう1点、18ページ、配食サービス事業個人負担金の減で183万9,000円があるんですけども、当初の計画に対して何人ぐらいの方が減ったのか、お伺いいたします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、交付税についてお答えさせていただきます。まず国の地方交付税の総額のうち、その94%は普通交付税であります。残りの6%は特別交付税として地方公共団体に交付されます。普通交付税と言いますのは、平常の経費に対して交付されるものでございます。特別交付税というものは災害や合併など、特別な事情のときに交付されます。災害や雪の害など多い年などは、その市町村に多く配分されることから総額を見込むことは大変困難であります。

今年度といたしましては、紀北町といたしましては合併による追加費用、3年間追加費用があります。この影響が加算される見込みとなったため、増額したものでございます。以上でございます。

議長

福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

配食サービスの個人負担のことについてお答えさせていただきます。

当初ですね、予算的には100食分予定していました。実際の数字でいきますと1日にですね、今日は都合悪いもんで断るとか、そういったものもありましたので、平均すると80食です。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

特別交付税については、6%が特別交付税として地方に払われるということですが、合併によるものだということですけども、もうこれで3年目、あと1年は予定できるのか。3年これで終わりなんかなというところもう一回お答え願いたいと思います。

そして、配食サービスは1日平均で、その日に休む人がいるので、こういう数字になったということですが、その休まれる方だけが原因なのかなというのが、そのほかにも理由があったのではないかなと思います。今回、今まで300円、個人負担が300円だったところが、

19年度からは 400円に値上がりしたり、そして海山区では土日・祝日もサービスしていましたがなくなりまして、そういうことも影響しているのかどうか、原因をどのようにつかんでおられるのかどうか、お伺いいたします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

特別交付税のことなんですけど、合併後3年、17年度・18年度・19年度でございます。これだけでなくものと考えております。以上でございます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

当初予算につきましてはですね、100食で見込ませてもらったのはですね、やはりその何というのですか、途中で増えてくる分とかですね、予算的には若干の余裕を持ってました。そして年度途中でですね、確かに増減あります。しかし、平均しますと80食ということなんですけども。

それとですね、あと単価が上がったことですね、300円から400円に上がったことについてはですね、特段利用者の方からは苦情もいただいておりませんし、ただ、毎日配ってもらっておる方に聞いてみますとですね、これを毎日配ってもらうんで喜んでますということの返事のことのほうが多いですけども。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

100食のところは80食、予定が80食になったということですが、今、個人負担は400円で、町が100円みて、そして在宅のその方の状態を見るのに100円ということで、実際には町の予算としては1食600円使っているわけなんですよね、650円。それで民間の弁当のですね、経営の方も大変努力してみるところで、500円の弁当でも個人に配達する場合もたくさんあります。せっかく650円使った配食サービスで老人の方に望まれているのに、こうやって減っているというのには、私は内容のこととか、いろいろ原因があるのではないかと思います。もう最後になりますが、そういうところについての検討はされているのかどうか、お伺いいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

配食サービスにつきましてはですね、やはり地域で管内の中でも離れた場所におるとかで
すね、なかなか店まで買物に行けんとか、そういった方が多いんですね。そういった方の満
足してもらうためにですね、こういった配食サービスをやってますので、そういったことは
課内でも十分協議しながら行ってますけども。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

8 ページ、繰越明許費の中のこのテカッピング総合支援事業の中ですね、この 6,000
万円、さきほど担当課長は 1,800から 2,000と言ったんですけど、これは当初予算のとき
には 1,200mじゃなかったかなと、1,200mで 1 m 1 万円の割合で 1 億 2,000万円だったかな
と思うんだけど、その点ちょっと僕の勘違いもあるかもわからんけども、ちゃんと説明して
お願いいたしたいと思います。

それですね、次に歳入の20ページ、国庫補助金民生費補助金の目ですね、その中の障害
程度区分認定等事業、補助金の減で22万 5,000円ですね。

それと21ページの町が障害者介護給付金負担金の減 120万 9,000円、そしてその下にある
目の衛生費負担金の老人保健法保健事業費負担金の減59万円、それから22ページ、目の民生
費補助金の心身障害者補助金の減33万 4,000円。

それから29ページ、款19の雑入、健診個人負担金の減73万 4,000円、科目はがん検診個人
負担金の減になってますね。基本健康診査個人負担金の減 9 万 1,000円、がん検診は22万 8,
000 円ですか、基本健康診査個人負担金の40歳以上の方の30万 1,000円、骨粗しょう症の負
担金ですね、個人の11万 4,000円、福祉関係はそれですね。

それで最後にですね、さきほど前者議員が言いました。東議員が言いました財産売払収入の
中のこの立木売払収入の増ということになっている。これの 188万 6,000円と、町有林伐採
金の12万 4,000円ですか、それに対してちょっと詳しく答弁願いたい。これに関してはです
ね町長、さきほど東議員が言うたように、やっぱりその国にも要望も出し、いろいろなこと
をやっているんですけども、答弁の中で要望をやっていくというようなこと言ってますけど、
これはやはり個人の財産だと考えた場合ですね、町も財政が苦しいというような中で、ちょ

っとでも高く買ってもらう、また交渉するのが町長あなたの立場であり、また仕事だと思うんだけど、何もかも見ていると上のほうがこうだから、言ってきたからこうですとか、いろんなことを答弁やっていますけどもね、要はあなたは私はいろんな予算を組んでいろいろみていると、自分のお金じゃないから自分のものじゃないからと、自分と腹痛まないからとというような感じの予算付けたくさんあるように思うけど、そのところを明確にちょっと答弁お願いしたいと思います。よろしく。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。8ページの繰越明許費の三重県型デカップリング総合支援事業の事業計画でございますけれども、当初から1,800mでございます。この例といたしまして、紀伊長島古里温泉が約1,500m、それと比較しましてそれより温度の高い温泉をとということで、当初から1,800mでございます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

20ページの障害程度区分認定事業の補助金なんですけども、これは実績によりまして減額になったものでございます。認定審査会を開くその回数が減りましたので減額するものでございます。

21ページの障害者介護給付費負担金の減なんですけども、これにつきましても実績見込みによりまして、介護給付費の全体的な費用が減りましたので、それに伴う負担金の減でございます。

あと検診の個人負担の減なんですけど、73万4,000円の減なんですけども、実績見込みによりまして、それぞれ件数が減っておりますので、その分を減額するものでございます。

内容的にいけますと、がん検診の個人負担金の減につきましては、それぞれ項目があるんですけども、そういった各種検診の件数を見込んでおりましたよりも少なかったということで、減額になっております。生活習慣病検診につきましては、当初1,100人ほど見込んだんですけども、実施的にはですね800人ほどが来たということで、そういったことでそういった分の負担金も減っております。以上であります。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

22ページの心身障害者医療費補助金の減33万 4,000円でございますが、これ19年度の医療費見込みを立てましてその2分の1が補助ということでございまして、それが33万 4,000円不足したと、減額になったということでございまして、これについては過不足が生じた場合はですね、また20年度で精算するということでございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

立木補償については町も厳しい財政の中で、できるだけ高く買っていただくのが望ましいんですが、さきほどの前者議員にも申し上げたようにですね、民間の人とのバランス、そのような努力を今後も続けていくと申し上げたところでありまして、同様にさしていただきたい。

それから自分のものではないからという税金をですね、軽視するように受け取られているのは、私の不徳でしょうけれども、あくまでもこれは町民が幸せに、しかも効率的に使わせてもらいたいという考え方は消えてはけませんので、しっかりとそれを維持しております。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。19ページの衛生費負担金の予防費負担金のほうも議員さん質問でしたですか、ちょっと私聞き漏らしたもので、老人保健法の保健事業費負担金の減59万円の分なんですけれども、すみません、さきほどちょっと答弁漏れしましたのですみません。これにつきましてもですね、検診にかかる県の補助金なんですけれども、これも検診の費用が全体的に減ってきましたんで、その分だけ事業費が減りました関係で補助金のほうも減ってきたような関係であります。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのですね、この個人負担金のいろいろな福祉に関してのもの減は、その減の部分は現在いろんな形の中で、今質問した中のね、個人負担の増にはつながっておるようなことは

ないんでしょうね。ないね。なかったらいいんです。

町長にそんならこれは、もう町長の答弁でございますので、町長にお尋ねいたします。えらい言葉丁寧に言おうと思うと舌回らんようになる。町長、このですねデカップリングのこの事業なんですけど、これは当初19年度の当初予算で認めて、それでこの19年の9月にですね、大体掘り終わって出てくるだろうとしておったわけですね。19年度の予算ですから、それでこの予算をもった中で掘りますよということで向こうは工事かかったと思うんですけど、これ当然9月になかっても12月にはもうその旨のもんが、この1,200mはもう超えておるんでしょう。1,500m超えても出ないということになればですよ、これはなぜ議会に報告して、これは今年度の繰越じゃなくて、一旦これをまた違うですね、目的にしたらもっと財政の厳しい中で利用できたんじゃないかと、なぜ議会に報告して皆さんの中間報告でもいいですね、そういうことをやるのが町長としての責務であったと思うんですが、それはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

このデカップリングの事業は、当初1,800予定しておりましたけれども、途中でなかなか出ないということを報告はしなかったことについては申し訳ないと思いますけれども、ずっと継続してこれを掘り進んでいってもらいたい。しかも予定の中で湧出していただきたいと祈るばかりでございました。しかしながら、こうやって認めていただいた予算の中でですね、是非ともこの事業が終了していただくことを希望しておりまして、祈っております。

以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

いやいや町長、私の言っておるのはね、この事業はもう成功していただいたらそれ結構ですよ、町長。ただ私は過程の中で、あなたが町長として、また議会に対してやるべき説明とかそういうものが、あなたはやるべきではなかったかと言っているんですよ。大体こういうことのこれは私は当初予算も反対してます。揉めた中で出た予算ですから、当然、出なかった。いろんな中間報告もあってしかりだと思いますよこれは、業者から。そして出ないということに今現事態で何メーター掘ったけど出ない。これも町長あなたは議会に説明する義務がある。出なかったからここに繰越明許として質問して初めて湯が出ない。これを聞いた途

端ですよ、私は反対しておるでええけども、賛成した議員はですよ、出なかったらどうするんだらう。町民にどないして説明するんだらう。当然、責任のある議員さんたちですからね、これは不安になって当然でしょう。

あなたいつも議会軽視、議員を軽くみているんじゃないんですか。あなたの後ろにも2万人の町民があれば、議員の各個々にもですね皆町民の支持者もいるんですよ。あなた認識的にあまりにもちょっと軽く、紀北町の町長というものを、また議会、町民、軽く思っていないですか、これ当然報告すべきでしょう、これ。これは19年度で使うべきお金ですよ。あなたは財政が苦しい苦しいと言ってですよ、町民に直結する福祉予算をバッサバッサ切ってきて、このときも問題になったけど、それでいろんな福祉予算には5万円だ、1万円だ、10万円だというそんな単位で切ってきてですよ。またやすらぎ苑に200万円の補助金も切って、いろんなことをやってきてですよ、2,000万円を使ってください、業者にあげますという予算だから、当然ここで激論になったこの予算なんですよ。

だったらそんだけの重要性のある予算に対しては、繰越になるようなことがあったら当然議会に説明するのがあなたの責務でしょう。町民に対しての責務ですよ、これは。町民の福祉予算を削っておんですから、それがあなたの町長としての立場じゃないですか。議員の方々どう思います。そこのところ明確にですね、ちょっとこれはちゃんと言ってもらわなきゃと我々も思う。思うけど過程においてのあなたの責任の取り方はあまりにも軽過ぎる。議会議員、町民を馬鹿にしておるような答弁ばかりですよ。ここを明確にちょっと町民の方々に、議会にも説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私、すぐ直前の答弁で申し訳なかったと申しておりますんで、それは受け止めていただきたい。中間報告をしなかったことについてですよ。あなたおっしゃるから、それはすべきだったかなと、出るだろう、もう出るだろうと思ってここまできたんですけども、まだあとですね、予定の1,800mまでにはもう少しの時間とメーターがあります。しかしながら、これをここまで掘り進んで業者側は2,000mまで掘りたいという要望がきているんですから、もう少し推移をしていきたい。

もう1つのあなたのご指摘の中で、議会軽視ということは私の頭の中には全然ございません。これは価値観というか、私のやり方にいろいろ不足するものがあるかと思いますが、

よく改めてまいりたいと思います。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと答弁になってないやないですか。いいですか、議長、私は今のねこの説明に対して中間報告、いろんな行政報告をするのは当たり前やと、こなかったんだというのだったら業者からこのような補助金を町からもらうわけでしょう。当然、19年度で完成しておらなあかんもんが完成しなかったら、業者も2ヵ月前だろうが3ヵ月前であろまいが、4ヵ月ぐらいのときには行政というものはすぐに機能しないから、だから行政に対しては最低でも4ヵ月前には行政に対して、今こういう状態だけでも、しかしと、19年度に完成しておらなあかんもんじゃないんですか。それを今のような答弁はないでしょう。なってないでしょう。

だから、この19年度に完成しなくてはならんことは、もう当然そんなもん業者から、自分でも2,000万円というお金ですよ。町民の大事な税金をこの企業にあげたようなものだ。あげたんだから、当然義務もあるし、監視する義務もあるし、状況そのときのずっといくのは町長の務めでしょうと、私言っておるん。そこのとこきちんと答弁させてください。

議長

ちょっと待ってください。さきほど町長の答弁ではそういうことは改めるというふうに私聞いたんですけど、それではいけませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

ほかの議員どう思うかというご発言もあったんですね。議長はご記憶やと思うんですが、担当の産業建設常任委員会は、12月委員会の中で、常任委員会の中で中間報告を受けて、私はこの演壇で委員長報告をしております。その時点で1,500ぐらいやったかな、ここでまだ出ていないがどうだという話で、1800mは2月ごろまでかかるということを中間報告を委員長の私がしております。ですから、ほかの議員はどう思うんだと、そ知らぬ顔しておったじゃないかという、ちょっと町民誤解招きますんで、議長のほうからその事実確認してください。委員長報告で行っております。中間報告をしております。

議長

今、北村君が言ったように、そのように認識をしております。

議長

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

(午後 0時 09分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

議長

次に玉津議員の質疑を許します。

7番 玉津充議員

27ページ、諸収入なんですけど、貸付金元利収入、これですね補正前の額より補正額のほうが多いことになっておるんですけど、この件と。

それから災害援助金、貸付金の返還金、これ総額がですねいくらになっておって、残高がどれだけになっておるのかということをお聞かせください。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

27ページの災害援護資金貸付金返還金の件なんですけども、貸付金につきましては海山区のほうなんですけども、当初 283件の貸し付け件数がありました。それで4億 1,100万円です。紀伊長島区のほうで16件で 2,210万円であります。

そのうち一括償還された分がありまして、一括償還につきましては43件であります。海山区で43件、5,740万円でございます。紀伊長島区では4件、520万円でございます。一部償還なんですけども、一部償還が3件、海山区のほうで3件です。それで200万円あります。

それで未償還分としましてですね、250件の3億 5,160万円が海山区の分であります。紀

伊長島区の分が12件の 1,690万円であります。

それで償還につきましては、11月から始まっていますので、その償還のですね繰上償還した分と、毎月の償還分合わせまして今回の返還金の増となっております。

議長

ほかに質疑ございませんか。

中本議員。

14番 中本衛議員

25ページの物品売払収入のその内訳をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

はい、物品売払金ですね、600万円の増をお願いするものでございます。これにつきましては資源ごみの売払収入でございまして、町民の皆様にはですね段ボールとか、雑誌、新聞、それから缶、ビン類ですね、それらをご協力いただきまして、今回600万円の増をさせていただきました。

ちなみにですね、20年の1月末現在でございますが、1,764万1,000円ほどのですね、売上をしております。どうもご協力ありがとうございました。

議長

中本議員。

14番 中本衛議員

そこらのもう少し詳しいこう仕分けでお願いしたいと思います。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

すみません。個々に説明をさせていただきます。段ボールですが、海山区・紀伊長島区ですね、合計でございますけども、数量で125.8t、金額で165万1,500円です。雑誌210.5t、245万3,000ほどです。新聞紙236t、374万8,000円、それからスチール缶ですが、21.1tで143万7,000円、アルミ缶が8.9tで189万8,000円と、それからビン類でございますが、茶色のビン、無色その他のビンに分かれておりますけども、合計で44.9tでございます、1万4,264円です。

それからですね粗大ごみですが、193 tで514万8,000円と、それから牛乳パックが5.1 t、7万4,600円、ペットボトルが38.7 tで101万6,000円、発泡スチロール10.2 tで17万円、あと衣類が26.9 tで2万8,260円ほどでございます。

議長

ほかにございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。前議員に対してですね、議員軽視があるのではないか、あるいは議会軽視があるのではないかという質問に対して、町長はですね、そんなことはないというふうにおっしゃられましたけども、とんでもない話であってですね、私が1年間議員やってきてですね。

議長

奥村議員、ページ数と質疑の内容をお願いします。

19番 奥村武生議員

だから一言で言えば、今から質問しますけども、この回答住民の皆さんも聞いていただければですね、いかに議員に対するその軽視があるのではないかというふうに思うので、まずそれを申し上げたい。

それから20ページ、住民の皆さんも聞いているのでね、私もまだ1年になったばかりですので、4の農林水産業費補助金の節のところの水産業費補助金、そして右へ行って海野、それから下の漁業、これについて詳しい内容とですね、なぜ減になったかを詳しく、ゆっくりとご説明願いたい。

それから、その次の8の教育費補助金、小学校費補助金384、理科教育と設備整備費補助金の減290、それからその下の中学校費補助金308、理科教育等設備整備費補助金の減、それからその下の5の社会教育費補助金、これ7万8,000円ですけども、特別天然記念物カモシカ食害対策費事業費補助金の減、それから次のページはなしで、その次のページの22ページ、農林水産業費補助金の節の区分が2の林業費補助金、森林整備地域活動支援事業費交付金の減173万8,000円ですか。それとその下の水産業費補助金、県単漁業改良事業補助金の減8万3,000円。

それから次のページにいきまして、7の消防費補助金、区分が消防費補助金545万2,000円の緊急地震対策、それからその下の津波対策促進事業、津波対策事業、災害時要援護者対

策促進事業費の減、災害時要援護者対策促進事業の減、それからその下の欄の端の教育費補助金、社会教育費補助金、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の減、それからその下の10の電源立地地域対策交付金、区分が1 電源立地対策交付金 105万 2,000円ですか、これが減ですね。

それからその次のページ、24ページの目が土木費、委託金、節の区分が河川費委託金、土砂災害情報相互システム整備事業委託金の減、それから海岸清掃委託金の減、3の港湾費委託金、港湾清掃委託金の減、以上についてですね、どういう性格のもので、そしてどういう項目、大体どういう項目があたるのか。そしてなぜ減になったかを丁寧に説明願いたい。

以上です。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。20ページの目4 農林水業費補助金、節の水産業費補助金でございます。海野浦の漁港地域水産物供給基盤整備事業費の補助金 730万円につきましては、入札差金によるものでありまして精算でございます。6,300万円当初でございましたが、4,840万円ということで1,460万円の減と事業費として、それに対する国庫の補助金が50%でございますので730万円の減となります。

それと次の漁業経営構造改善事業費補助金の減でございますが、これは三浦の築磯工事でございます。これも精算によるものでございます。当初800万円の予算に対しまして636万円ということで164万円の減と、それに対する2分の1、82万円の減ということになります。

次のページ、産業振興課関係では22ページの林業費補助金、節です。森林整備地域活動支援事業費交付金の減ということで、これは森林整備に対する補助の面積の減ということで、173万8,000円でございます。それと流域公益保全林の整備事業費補助金の増ということは、これは町有林の造成事業の増ということで30万3,000円。

次の水産業費補助金8万3,000円、県単漁港改進黨業費補助金の減でございますが、これは三浦漁港の海岸の構想策定という事業があります。その入札差金により8万3,000円の減となりました。以上でしたかいな。

議長

奥村議員、歳入全体は総務委員会で詳しくやりますので、その辺のとはご理解しておい

てください。

世古教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの奥村議員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校費補助金の38万 4,000円の減額でございます。20ページでございます。20ページ、8目の教育費補助金のうち、2節の小学校費補助金38万 4,000円の減額でございますけれども、この内容につきましては理科教育等設備整備費補助金の減ということで、29万円です。これは2分の1補助の分でございます、各小学校に理科備品を揃えるというものでございます。補助金の決定によるものでございます。

次の要保護児童就学援助費補助金につきましても、1万円の減なんですけれども、これにつきましても補助金の決定によります精算による減でございます。

次の障害児就学奨励費補助金につきましても、同じように2分の1補助の分でございます、補助金の決定によりまして減額させていただいております。

次に3目の中学校費補助金でございますけれども、30万 8,000円の減額です。これにつきましても小学校費と同じように理科教育等設備整備費補助金の減ということで2分の1の補助です。

それと要保護生徒就学援助費補助金につきましても、同じようにこれ2分の1の補助の分でございます、それぞれその下の障害児就学奨励費補助金の減につきましても、補助金の額の決定ということでございます。以上でございます。

議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

20ページをご覧ください。社会教育費補助金7万 8,000円の減額につきまして、ご説明申し上げます。特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金の7万円の減につきましては、工事費の入札差金によるものです。この事業は新規に植林する山林のヒノキを特別天然記念物であるカモシカによる食害からヒノキ等を守るための事業でありまして、入札差金の7万 8,000円です。

続きまして、次23ページの県のほうの補助金にも同じく社会教育費補助金として20万円の減額です。これは国の補助金と県の補助金があります。国が6分の4、県が6分の1の補助金です。町が6分の1を出しております。以上です。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

23ページの消防補助金について、まずご説明いたします。

545万 2,000円の補助金の減額でございますが、これは以下4件の減額でございます。津波対策促進事業、津波避難路整備事業につきましては、中ノ島の避難階段の工事費の入札差金と事業精算による減額でございます。

次の60万 4,000円、津波対策事業、津波避難路整備事業、これにつきましては白浦避難路、これに山本避難路等のこれも入札差金による減額でございます。

次に5万円の災害時要援護者対策促進事業は、アルファ米を購入いたしましたときの、これも入札差金による精算減額でございます。

次に5万 4,000円、これも同じ要援護者の促進事業ですが、これは資機材の整備分でございます、リヤカーの購入をしたときの入札差金の減額でございます。

それから24ページの 296万 2,000円の土砂災害情報相互システムでございますが、この委託金の減額につきましては、主なものは入札差金の減額でございますが、2つありまして、土砂災害システムのサーバーのほうを処理をいたしております。これはメッシュ処理と言いまして、通信の解析に伴うものでございます。

それからもう1点ですね、ZTVのほうのテロップで流れる部分のシステムを処理したものでございまして、これは両方とも精算による減額でございます。以上です。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

23ページの電源立地地域対策交付金 105万 2,000円の減額でございますが、まず電源立地地域対策交付金でございますが、この交付金につきましては、発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の整備及び運転の円滑化を資するための交付金ということで目的はなっております。

中身でございますが、平成19年度にこの交付金を使わせていただきまして、矢口の防火水槽、紀伊長島区の前山の積載車、同じく紀伊長島区のごみ収集車の購入をされております。この中で矢口の防火水槽につきましては入札差金で15万 9,500円、前山の積載車につきましては24万 9,500円、ごみ収集車につきましては64万 3,000円の入札差金でございまして、合

わせて 105万 2,000円の減額とさせていただきます。以上でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

同じく24ページの土木費委託金の中の内容について説明させていただきます。

まず、海岸清掃費委託金でございますけれども、これにつきましては三重県が管理いたします海岸、海山区では小山浦海岸、また島勝浦海岸、紀伊長島区では道瀬海岸、ふるさと海岸でございます。これの清掃を県から委託しているものでございまして、補正前に 343万円の計上でしたが、入札等の事業料の確定によりまして 120万 9,000円を減額するものでございます。

また、3節の港湾費委託金、港湾清掃委託金 162万 9,000円の減額でございますけれども、これにつきましても三重県が管理いたします長島湾、引本港の港湾施設の清掃にかかるものでございまして、これにつきましては当初 532万円を計上しておりましたが、入札、または事業料等の確定によりまして 162万 9,000円を減額するものでございます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

再度ですね。この補助金の減というふうになっているけども、再度その補助金の減のこともう一度、補助金の減ということをもうちょっと詳しいご説明願いたいということと。

それから入札差金のその減というのは、定義的にはわかるけどですね、その事業計画、多々事業計画が甘い部分もあるんじゃないかと思ってるんですよ。例えば、この港湾、川でも海でもですね、これ清掃費なんでしょう、これ。例えば低気圧が来て堤防へ溜まるとか、海岸がごみが溜まるとか、それから流木が詰まって水はけが悪くなるとかいうことに対する、これ委託金じゃないですか、その2点ちょっとどういう。この港湾委託金の再度そのご説明ください。詳しい説明をお願いします。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

20ページの小学校費補助金の理科教育等設備整備費補助金のことにつきましては、理科教育の備品を購入しようとするものなんですけども、この購入費に対しまして国のほうからい

くらということで補助決定がきます。それによる減ということで、そういう基準で決まってきたおるといふことでございます。

それともう1点、要保護児童就学援助費補助金につきましても、これにつきましても学用品費とか日用額品費、通学費等を補助するものなんですけども、これにつきましてもやはり国のほうの補助基準というのがございます、それに基づいて減をしておるといふ、当初1万円ですけども計上しておりましたが、補助金が付かなかったということでゼロというような格好になっております。

障害児就学奨励費補助金につきましても、これ8万4,000円の減額でございますけれども、これも当初11万3,000円ほど計上しておったわけなんですけども、実績では2万9,000円ということで、8万4,000円ほどの減額をさせてもらっておるといふ、これにつきましても障害児学級に在学する生徒に支援を援助する学用品費とか、日常学用品費ということでございます。

中学校費の補助金の減額につきましても、小学校費と同じように理科備品につきましては、そういう理科の教育備品を整備しようとする補助金でございます、補助金の額が決定してきます。それに基づきます減額という、事業費に対しましていくらということで、補助決定がきます。それによる減額でございます。

それとあと要保護生徒就学費補助金の減ですけども、これも小学校と同じような形で、そういう学用品費とか日用学用品を購入しようとする費用なんですけども、これも国からの補助金の決定によりまして減額してくるといふような状況です。

障害者就学奨励費補助金につきましても同じように、これ障害児学級に在学する人の支援をするということで、学用品費とか通学費等扶助しているわけなんですけども、これによりまして国の補助金の額の決定、そういうことで低額というように形で減になってきておるといふような格好でございます。すべて国の補助決定、交付金の減によるものということでございます。以上でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

港湾清掃費委託金の内容でございますけれども、県から委託受けております範囲でございますけども、これ海岸も港湾も含めて例年、港湾区域、または海岸区域定まっておりますので、その範囲は例年変わっておりません。

内容でございますけれども、まず港湾施設、また海岸施設等の範囲の草刈りですね、除草作業、また洪水時等の流木、また海岸等に流れ着きます一般廃棄物、これらの清掃を行うものでございます。例年ですね、洪水時等台風時等に港湾海岸に流れ出したもの、これは緊急的にその都度対応するものでございます。また台風等シーズンが過ぎた跡ですね、例えば11月、12月にですね定期的というか、例年期間を定めて行うものということでございまして、その都度入札を行っております。

また、その洪水等の量と言いますか、回数等によりまして廃棄物の量も増減するわけでございますので、今回このような減額になったということでございます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

3回目ですけどもね、まず企画のほうのお答えに対してですね、午前中に資料いただきましたけども、来週の月曜日ですね、国の審議官が来て海山を視察をしてくれますのでね、県も担当者が来ます、月曜日に。そのときにやっぱり東紀州のこの実情もきちっと話をしてですね、そして補助金の協議に対して柔軟に対応するというように県のほうは言っているものですから、そういうふうには是非やっていただきたい。それお願いしておきます。

それから補助金については、総務財政委員会で再度お聞きしますが、私が一貫して議員になってやってきたのは、教育費を減らしてはならないと、教育費絶対減らしてはならないということを一貫してやって発言をしてきておるわけですよ。それで私のまだ勉強不足なんですけども、その点からいうとこの減額するというのは、不思議じゃないかと思ったものですから、説明をしたわけです。

それから港湾の清掃に関しては、去年見ておりましたけれどもね、引本湾のあるいは高浜とか随分去年の秋でも流木が打ち上げられておりましたけども、率直に申しまして2回は全く清掃はされておられません。それでそのままになっております。これは明らかに町の怠慢であるというふうに私は思うので、今年の秋から、7月から来ることでそういうことが起こったら、もう直ちに連絡しますので、善処していただきたいということを申し上げて質問を終わります。以上です。

議長

ほかに質問される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出32ページの議会費から46ページの商工費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

北村議員。

6番 北村博司議員

33ページですが、減額、人づくり事業費とか、まちづくり推進総合事業費が特に 155万円も減額になっているんですが、この海外研修はまた当初で20万円で半額残ったわけですね。でまた20年度の当初に20万円計上しておるんですが、10万円しか執行、半分しか執行できなかったんなら20年度予算は実績で計上すべきではないんですか。

それから、このまちづくり推進総合事業費がですね、これも20年度の予算との組み合わせで見えますと、地域貢献促進事業費補助金はいくら付けていたんですかね。110万円も落としているということは、これは発展期のまちづくり団体に対する補助金ですね。あれ2団体ぐらい出したんじゃないですか。それ一体予算がいくらだって110万円落とすのか。

それからその地域活性化補助金のほうは初動期の補助金ですが、これも当初80万円だったのかな、それで20年度も80万円付けていますが、この実態はどうなのか。応募する団体が少なかったんかどうかということも含めて、お尋ねいたしたいと思います。

それから次の実は34ページに弁護士の着手金が500万円計上されています。これですね、これ私は常任委員会担当していますんで、深く議論はしませんけれども、3月の最終補正というのは、精算に基づくものがほとんどです。事業とか事務とか人件費等の、元来そうあるべきで、こんな新規事業費に500万円も補正予算に計上するというのは、私はいかなものかと思いますよ。これは先般の予算説明会でも補正予算だからということで説明されてない。

説明されたのは費用弁償のほうだけです、やっぱり500万円。実はこれ529万1,000円ですね。ところがこの補正の分と合わすと1,000万円超えるわけですよ。なぜこういうことをやるのか、基本的には予算編成のあり方の問題です。補正予算、最終補正にこれ損害賠償請求事件は新規ですから、今までの本訴訟とはまた別個のもんですから、こういうことはいかなものですか、最終補正に上げるということは。

なぜ、次年度の20年度の当初予算に上げないんですか、着手金を。これが承認されたら払うということですよ、500万円。今月中に。誰に払うかなんかという弁護士の報告もなければ正式に、町長からこの間、行政報告みたいな形でありましたけれども、それではね500万

円もの大金を払う説明には私はなっていないと思いますが、この予算編成のあり方について、お答えいただきたいと思います。町長ないし財政課長そうですね。最終補正に3月補正に新規事業を組み込むことは一体何事かと私は思います。以上です。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。33ページの人づくり事業の話でございますが、これまで長年にわたって2人でほとんど2人ということで進めさせていただいておりまして、2人研修に行っていたいております。ただ、昨年につきましては1人だけということで、急遽減りましたので、これまでの平均ということも踏まえて、20年度も20万円、2人分を組ませていただきました。

それと、その下のほうの町づくり推進総合事業の件でございますが、議員ご指摘のとおり申込み団体なんですけども、地域活性化補助金のほうが3団体、初動期の地域活性化補助金のほうが3団体、発展期の地域貢献促進事業の補助金のほうも3団体ということで、当初見込んでおりました団体数よりも少なくなったということで、当初は地域活性化補助金で100万円、地域貢献促進事業補助金が200万円見込んでおりましたが、このような減額となったわけでございます。以上でございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご質疑の報償費508万2,000円につきましては、着手金でございますが、訴状が現在まだ至ってきておりませんが、いつ来るかもわからないということが大変気になっておりまして、来れば早急に対応していかなければいけないという、緊急感を持っています。ゆえにこの補正でお願いしておるところであります。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

さきほど町長が申し上げましたとおり、早急に支払う必要があると聞きました。以上でございます。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

これはすでにもう町長は常任委員会の中で、10月4日に弁護士同士の連絡あったと、それで委任をお二方に委任状を渡しているわけですね。委任状を渡すということは契約が発生しておるわけですよ。契約発生しておるんですよ。委任状を渡す、弁護士を職とする人に代理人としての委任状を渡すということは、そこで契約が発生しているんですよ。そうでしょう。ただで委任を受けるわけがない。それを職業としているわけですから、ですから予算のないのに契約行為を行ったんですよ。いいんですか、これは。

会計規則とか地方自治法上いいんですか、ちょっと法的な説明してください。よろしいんですか。もうすでにあなたは契約したんですよ。委任状渡したということは。よろしいですか、町長答えられないんだったら答えらる誰か、理事者の中で誰か教えてください。地方自治法並びに会計規則上問題がないのかどうか。それとこういう最終補正でやって、この間の予算説明会で一言もこのことは言ってない。補正予算に500万円こちらでは上げてあります。合算すると1,000万円超えているじゃないですか。これはどうもね意図的にやったように取れますよ。1,000万円なのに500万円という、そしてこうやって片方は説明しない。この部分は水道課長教えてください。この分はね、なぜ予算説明会のときにこのことに触れなかったのか、補正で予算要求しておるわけでしょう。それは水道課長教えてください。なぜ説明しなかったのか。

それと予算のないものを契約行為発生させていいのかどうか。言わば建築なんかだと設計図を描かしたようなものですね。予算がないのに。こういうことはいいんですか、法的な説明をしてください。違法じゃないですか、こういうことは。

議長

町長。

奥山始郎町長

この前の常任委員会で申し上げたとおり、そういう津地裁に訴訟提起すると、提訴するという情報のもとに一番近い、しかも熟知している弁護士を2名お願いをしております。それにつきましてはですね、既設の訴訟費の中で流用する考えでおります。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江仁康議員

議長、議事進行、これは今、北村議員が言うておる質問は大事なことなんです。要は国家

賠償法というのは、

議長

入江議員、答弁を先に。

11番 入江康仁議員

答弁させたらあかんから私は言うん。言いますよ。国家賠償というのは、公権力の行使にあたる公務員がその職をすることによってということになるんですよ。これの故意、過失、違法によってということになると、担当課長にこの大事なような答弁をさせたら入りますよ、ここに公務員の1人として、ほんなら賠償請求の対象になるから私は慎重にやっていただきたいと思って、一応議長に言っておきます。その答弁はそういうことになれば、各担当課の課長は十分留意して答弁してください。

6番 北村博司議員

質疑妨害やで、それは水道課長に、なぜこの間の予算説明会で補正予算に計上しますと話をしなかったのかという理由を聞いておるんですよ。答える、答えないは拒否するんやったら拒否しても構わんけども。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

率直に言いまして、平成20年度予算でありましたので、19年度3月補正については説明をいたしませんでした。

6番 北村博司議員

意図的。

村島成幸水道課長

意図的ではありません。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いやこれはね、あのときに聞いていた議員皆さん、あっ500万円のことかと多分思ったでしょう。ところが今日この3月定例会と合わせて1,000万円を超えるわけですね。これは議長、由々しい問題ですね。予算説明会の意味をなさんわ。それで町長は今既決予算を流用すると言ったけども契約行為はできるんですか。誰か答えてください。新規の事業の予算もな

いのに契約行為ですよ。これ拘束されるんですよ、委任状発行した以上は。ちゃんと、既決予算を流用してって、だからこの 500万円を使わんということなんやろけども、補正でこれ承認してもね。何のためにここへ上がっておるのかようわからんけども、いいんですか。

会計規則からもいいんですか、明確に、いや私判断しましたじゃなしに、ちゃんと法的にそれは何も問題はないんだと、きちんと会計規則の第何条何項に基づいていいです。大丈夫ですとか、地方自治法上どうですとか、明確なお答えをいただきたい。既決予算の流用で私ちょっと意味がわからんだんやけど、議長おわかりになったですか、既決予算でやりますと契約は。着手金というのは契約のときに払うものじゃないですか。弁護士法上は。それで契約しておるのに担保のお金払ってないと思ってますよ。払うたのかなそれとも。どっかで払ったんかいな、誰か教えてください。払うておると払ってないか、委任状発行した時点で着手金を既決予算流用してと言うたけども、そこでもう払うてしもとるんか。ちょっと教えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

10月4日でしたわね、去年の。それがそういう向こうの代理人から通告を受けましたので、早く対応しなきゃいかんということで、代理人としてこちら側が委任というか、お願いしたわけなんです。したがいまして、契約はまだしておりません。それからずっと訴状は来てないんですから。ところが契約はしておりません。しかもお金も払っておりません、現在のところ。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いや委任状というのは、代理人、あなたを法的代理人として法廷での争いを全権委任しますという委任状ですわな。それは当然着手金、成功報酬とか費用弁償とかを含んで、ちゃんと払いますよという契約の意思を表しておるんですよ。資格のない者は法定代理人にはなれませんから、これは弁護士法で禁止されていますから、金額少なければ司法書士でもできますけれども、金額の少ない場合はね。それでこういう大きな事件の場合は弁護士しかできません。その人は当然職業ですから、着手金の額とか率というのか何か知らんけども、こう決まっておるんですよ、弁護士会で。委任状発行するということはそんだけ払いますという

意思表示したんですよ。契約行為ですよ、これ。口頭での契約行為、契約の何と言うたらええやろな、予約行為やな。それは法的にいいのかどうか、私は法的な根拠を求めています。

誰か課長が答えられる人があったら答えてもろたらいいし、議会事務局長ができるんだったら議会事務局長からしてもうてもいいし、いや何にも答えいただいてない。委任状渡しただけやて、委任状渡すということは契約の予約行為なんやで、水道課長ができると手を挙げておる。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

説明をさせていただきます。まず、経緯なんですけれども、平成19年の10月4日に相手側から訴訟代理人ですね、向こうのね。楠井法律事務所へですね損害賠償の請求を津地裁のほうに提起したいという旨の連絡が入りました。そしてそのあと10月19日ですけれども、弁護士と訴訟委員について訴状が出された場合にはよろしくということで、一応委任をしております。

その当日にですね、一応19年度予算の中でもう訴状が出されたらすぐに契約できるように、一応既決予算内の予算を流用いたしまして、予算を確保しました。着手金ですね。210万円ですけれども、2人分ですのです。それで以後ですね、訴状が届かなかったものから、今年に入りまして1月の17日に津地裁に損害賠償請求を提起されましたので、同時に私ども18日にそれを知ったわけですので、訴訟の委任状を提出して、なおかつ代理人2人と委任の契約を正式にいたしました。

ですから、予算自体は10月に既決予算の中で流用して一応210万円については担保したわけなんですけれども、しかし、提出がなかったために1月18日までは正式な契約はいたしておりません。これにつきましてですね、1月19日に契約しましたことにつきましてはですね、地方自治法220条第2項の規定ですね、歳出予算の経費の金額は各款の間ですね、または各項の間において相互にこれを流用することはできない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができます。このことは歳出予算の款項が議会の議決の対象とされ、それらの流用を禁止した規定であり、実質的に議会の議決を担保するものです。議決科目である款項と違い、執行科目といわれる目、節には別段流用を制限した規定が置かれておらず、各地方自治体の財務規定でその取り扱いを定めておくことにしております。

紀北町の場合は、紀北町予算事務規則第18条において、歳出予算流用の制限を定めておりまして、流用した経費の金額及び予備費の支出にかかる経費の金額は、他の経費に流用することができない。報酬、給料、職員手当、共済費、災害補償費、旅費、交際費及び需用費のうち食料費並びに負担金補助金及び交付金の経費については相互に、またはほかの経費との間に流用することはできない。ただし、町長において特に必要と認めたときは、この限りでないと定めております。

そして、そのようなことがありまして、予算の措置についてはそのように決めさせていただきました。

6番 北村博司議員

議長、質疑を認めてください。

議長

北村議員、端的にお願いします。

6番 北村博司議員

今わかってきたことはですね、10月4日の時点で2人分 210万円を既決予算、つまり 5,900万円の中で担保したと、こういうことやね。これにはお魚らんのものもいろいろ入っているわけですね。お魚らんの審尋の費用とかいろいろ入っておるわけやね。それから 210万円を担保した。1月18日に正式に委任契約を結んだ。ここですよ。この間、一度も議会に報告されていないんですよ。既決予算で担保して、いつでも支出できるようにした。それが地方自治法の流用にできるという法に当たると、政治的に私は大変な問題だと思います。

いや何にも動きがないからという答弁を繰り返しして、何にもこっちは対応もしませんというふうにしていたのに、実のこと言うともう予算は担保までしている。それで1月18日にはもう正式の委任契約ですよ。それまでは仮契約です、210万円。2人分やでこれ 105万円かな、5万円は消費税かな。1人 100万円。私はこれはこれで終わりますけれども、常任委員会でもた多分ほかの委員さんがこの辺は突っ込んでご議論なさると思いますが、問題提起をいたしておきます。

してないのが問題なんです。何らこういう動きを何ら伝えてないことが、私は一般質問もその間あったと思いますが、質疑もあったと思いますが、その辺だけ町長ご答弁願います。なぜそういう担保を既決予算の流用の担保までして構えていたのに、その旨何も説明しなかったのか、報告しなかったのかというお気持ちだけお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのような去年の10月ですね、連絡が入ったけれども正式に何らそれがなされていないということでありまして、そのことについて、まだ正式でないものを議員に説明することは大変難しいんじゃないかなと、ただ、準備だけはおろそかにしてはいけないというんで、正式訴状が届いた時点です、皆様にご説明するという考えでございました。

よろしく願いいたします。

議長

ここで暫時2時まで休憩いたします。

(午後 1時 52分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 2時 03分)

議長

次に東澄代議員の質疑を許します。

16番 東澄代議員

16番、33ページの財産管理費ですが、負担金補助及び交付金の中で減債積立金がありますが、1億7,966万円計上されております。この3月時期にこれだけの金額を積み立てる財源は、内容の説明をお願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

基金管理事業費の増1億7,966万9,000円についてお答えいたします。積立金のほうです。これはまず減債基金に1億円積み立てました。これは財源といたしましては特別交付税の伸びた分でございます。

続きまして地域づくり事業基金に7,897万8,000円を積み立てます。これは高速道路に伴う土地とか、それからお魚らんの移転補償金等です。それから福祉事業基金は50万円です。これは寄付によるものでございます。育英基金が43万8,000円で、学校林の支障木伐採とか、中部電力の伐採によるものです。

それから地域振興基金の利息は24万7,000円の減額でありましたので、これも利息を精算いたしました。合計いたしまして1億7,966万7,000円となります。以上でございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

了解。もう1点なんです、同じく財政課長じゃないんです。農林水産業費です。45ページの4目の漁港建設費なんです、全体で1,460万円の補正がされておりますが、その内訳の財源で全部マイナスになっているんですが、なぜ一般会計の5万8,000円だけが精査できなかったのか、ここだけが減にならない理由というのですか、そこがわかましたら説明願います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。45ページ、漁港建設費でございますが、地域水産物供給基盤整備事業費の減ということで、これは海野の工事の入札差金によるものでございますが、国が1,022万円この減につきましては、国補助が730万円、県は292万円と、起債が減によることによって400万円減、それから海野浦の漁港の分担金が工事費の減によって43万8,000円減額になっております。

トータルしまして、その特定財源の分を差し引きますと、5万8,000円の一般財源持ち出しということになるんですが、ちょっとお待ちください。

失礼しました。起債額ですね、地方債400万円となっておりますけど、これ10万止めでございますので、405万8,000円と400万円の地方債減ということですので、実際5万8,000円を

一般財源ということになります。地方債の単位が10万円単位なものですから、そういうこと
で出てきました。

16番 東澄代議員

はい、了解。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

33ページの今、東澄代議員が質疑された財産管理費なんですけれどもね。この節の積立金
のところと、説明欄の管理事業費の増のこの数字はこれでいいんですか、少しおかしいよう
に思うんですが。どうですか、ちょっと説明してください。1億7,966万9,000円になって
ますね、積立金が。プラスマイナスでいいんか。すみません。わかりました。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

11番、さきほど水道課長が220条に対しては説明されたんですけど、それではこの予算の
調製及び議決ということの211条に対して、どのように理解してどのように考えたらいいの
かと、ここに書いてあるようにですね地方公共団体の長は毎回会計年度予算を調製し、年度
開始に議会の議決を経なければならない。こういうことを書いて、その中でいろいろな部
門の中でですね、要はその歳出予算、収入はいいですよ、収入は。しかし、歳入予算は歳出
予算以上に支出することは許されないと書いてあるんです。

そしてこの裁判は、継続でも何でもありません。新規の新しい裁判。だから新しい予算を
組まなあかんですよ。議長、いいですか、きちんとああして答弁漏れのないように説明させ
てくださいよ。そして町長は、10月4日に一応控訴人のほうから津、電話があったと、その
ときにどうするかということになった。このときの会話はね、そういう訴状の内容じゃなく
て、僕も思ったんですけどもね、弁護士同士のこの紀北でやるのは熊野簡易裁判所もあるし、
津地裁もあると、だからそれは弁護士のお互いの都合上どちらがいいかと、津のほうがいい
か熊野か、これぐらいの話だったと思うんですよ。そして中でそれは別として、その電話を
受けたから委任状は渡したということであれば、なぜ12月の議会で説明をしてですよ、こ
ういう動きがあるということでもいいです。そうして委任状を渡しておるなら、前者北村議員

も言うたように、これは委任状渡すというのは契約でしょう。そして新規のことになるから予算を伴う、これ私は12月議会の際に行政報告で町長はお魚らんの仮執行しましたということの中で、当初に議長、あらたにね予算措置もしないで、こういう地方自治体ね、地方自治法、また町条例によって払わなくてもいいというような法律を掲げするんだったら、法律をきちんと守らない行政がなぜ予算執行もしてないようなね。また議員にも話をしていないようなことをやったんだということで、あのときは町長が謝ったから、私も引かさせていただいた。

しかし、またですよ。口の乾かんうちにですよ、また同じことをやっている。それ以上にやっている。こういうことをやっておるんだったら、この予算に対しての慎重審議どころかできないですよ。これを許すようなことになれば何でも事後報告であり、事後処理になる。そうなれば議員の皆さんもよく考えていただきたいけど、議員特別定数のときに各個々の人たちが皆個人の思いを詰めてやった。今また町民の皆さんもそれを見ているですよ。そのときに言い合ったことは、議会というのはチェックするところだと、議員はチェックするんだと、議会はチェックのするところであってと言われておってですよ、こういう違法的な間違った審議をどんどんどんどんと上程されておればですよ、これはチェックする能力もないことを認めておくことになりますよ。指摘が出たんだったらこれを的確に答弁せな。

そして、また我々議員はと、町民の代表であり、町民の今何を考えているかということ、行政や執行部に伝えようと思うと、議員は多いほうがいいよと言うた人たちもたくさんあるんですよ。その一番大事なこのチェックをするところのチェック能力がなければ何で議員だというのは。これこそ皆一人ひとりね、この問題がどうかいうことを詰めてもいいと思うよ。今、紀北町の町民が一番これが問題になっておるんでしょう。そのようにしてですよ、これ指摘に、きちんさせてもらいます。これちょっと12月になぜ議会に報告しなかったか。そうして 220条とこの11条のね、これをどないして私たちは解釈したらいいのか、町長に明確にまた担当課でもいいけど、どういように比較して、どのようにこの条例はとっていいのかということは、今、休憩の時間にもいろいろな議論をしておった。交付税も取れるとか何も取れるとかいっておったけど、そんなもんじゃない。僕もあほらしなってきたよ。そんな議員たちがチェックする能力があるのかと。

そして上告にもね、これは時間がないと言うのだったら、この上告するときにですよ。私はまだ一町民でありました。傍聴していました。そいで2月の26日か27日に最高裁から戻された判決が出たんですね。最高裁の差戻し審やったかな、それに対しての上告だということ

で、3月議会だったけども3月議会の当初にわざわざ700万円認めてくれと、早く出さな時間がないんだと、そういうだけであのときは31名だったと思いますが、議員は。そういう中において皆さんが手を挙げた。私は当時一町民であったけど、アアと、議会というのはチェックするところと違うのかなと、それでもチェックする能力がないのかな。そして自分のお金じゃないから、自分と腹痛まないからアアッこんなものかなと思った。しかし、今当時の議員さんが私の言うことに腹立つんだったら、こんなもの、700万円で全部出していただきたい。それやったら私も謙虚に受け止める。

こんな上告はしても絶対勝てない。あのときに時間あったけども、勝てないよ、上告ですよ。その証拠にですよ、ここにあるこれは町の上告理由と、そして上告受理申立です。こんだけあるんです。これに対する最高裁の決定は、正確に言うたらこれ1枚です。1枚。それも1枚であるけども5行、6行です。6行もない。本件上告事項を棄却する主文ですわ。上告について民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項、または2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は理由の不備、くい違いを言うが、その実質は事実誤認、または単なる法令違反を指導するものであって、明らかに上記括弧に規定する事由に該当しない。上告受理申立については、本件申立の理由によれば、本件は民訴法318条1項によるべき受理すべきとは認められない。こんだけです。こんだけに700万円使ったんです。

そのときに私は思った。なんで本当に何度も、これは素人でもわかる。そして一番わかる専門的な弁護士が止めやないかん、これこそ。それが弁護士としての資格であり、そしてそれを皆さんの町民に説明するのも弁護士であっただろうと思う。そしてたまたまここに今回の紀北町を見ての町民からのいろんな手紙や葉書が来てます。個人名は止めますけど、チラシで貴会社のことよくわかりました。一番の悪人は水を守る会の何々何々であり、奥山町長である。これ以上税金を一銭たりとも使わないでいただきたい。何々と奥山に賠償金を出していただきたい。町民は応援しているよと。

そしてもう1つは、ここにもいろいろなこの噂では、町の職員に聞いたら、町長はどうしておると聞いたら、人ごとのようにしておると、私たちのどうなるのかと心配しているのに当事者はこんなことでいいのだろうか、そして弁護士の金儲けを町はしていると、議会はもっとしっかりしなければならぬと言うておるのですよ。だから私は議会人としてですね、この予算をするためには町長のさきほどの答弁は嘘も混じってですよ。議会をさきほど私は議会軽視とあれをしてないかと、前段で言いましたけど、今のこれに関してはまた一般質問

で詰めますけど、要点は町長は皆さんに対しては議会軽視もしてないし、議員を軽くみてないということであったけど、要はこの中においてですよ。10月4日に委任状渡したけど、訴状は届いてない。届いてないと言ったわね、議長。だから産業建設の常任委員会にあっても、その訴状が来てないからまだ何も言えない。そしてその訴状が来たら皆さんにお知らせいたしますと、そういうようなことを言っておってこの予算付けをやっている。さきほど北村議員が言うたように、これでいいのかという違法的なことをつなげて、全く違法的なんですよ、これ。北村議員は優しいから詰めないけど、これははっきり違法なんですよ。それをわからないような議員ではこれも困る。

そして何よりも大事なものは、ここにですね10月4日ということ言ったけど、私の聞いておんのは1月19日、訴状はここに出ています。うちの訴状は17日、1月の17日にうちが出して、受付印があります。そして私の聞いておるときには1月19日に、楠井弁護士はその委任状を持って訴状を持って帰ったということは、もう町長も皆知っているんじゃないですか。知っておってですよ。そしてそれに対してここに書いてありますよ、議長。20年1月の31日に上申書、被控訴人代理人弁護士楠井嘉行、以下7名、全員で8名の弁護士書いてあるじゃないですか。これは契約をしてないんだったら、この弁護士は越権で自分とでやっておることになるんですか。そして町との検討もしないで出しておることなんですか。そこのときちゃんと説明させてください、議長。町長に具体的に答えていただきたい。

そして、これでまだ議会軽視じゃない。議員をそんなにあなどってない。町民を騙してない。こんなこと言えますか。さっき誰か議事進行と言うておったけど、ここまで聞いたら何にも言えんでしょ。こんなもの慎重審議できるはずがない。予算に対して。違法な支出の審議せえということじゃないですか。この体制はですね、旧紀伊長島町の行政の前の町長以下、今の町長もそうです。一番悪い都合の悪いことは町民にも議会にも議員にもひた隠しにして、そしてある一部の支援者のためにやっているような行政だと町民は言うておる。そのままを紀北町になってやっているだけだと、紀北町と合併して何も新しいことないと、良い事ないと言っているの。海山の町民もそうですよ。なんでこの損害賠償になる前に前町長と議員は解決しなかったんだろう。本当に町民の代表であり町民の声、また不安を思っているんだったら、皆これに集中すべき審議ですよ、これは。言葉だけで良い事を言うておるんじゃない、町民に対して。町民の今の一番の不安はこれでしょう。これをなくして紀北町の発展もなければ進むこともできん。将来ないですよ。そこをきちんとちょっと議長、今度答弁不足になったらきちんと補佐してくださいよ。議長お願いします。答弁させてください。

議長

答弁漏れのないように、よろしくお願いします。

町長。

奥山始郎町長

どれから答えてええか、ちょっと順番は違うかわからんけども、そこはわかってください。あっちこっち言うもんですから、ちょっと的をしぼって私の中で整理して答えます。

私はこれまで申し上げたように、何かないこともあることも言うておるんじゃないなくて、これまで申し上げたとおりの事実であります。

それから上告については、もうこれまで議論し尽くしております。それは止めますよ。今度のこの損害賠償請求について申し上げます。まず1点は、なぜ、前者議員にも答えたんですけども、10月4日にそういう相手側原告側の通報を受けておるのに、その議会に説明しなかったのかというのは、それは正式の訴状が我々が受け取ってない。まだ来てないということでありますんで、正式の訴状を見てから議員に正確な情報をお伝えしなければいかんという姿勢であります。

それから何やったかな、メモしようと思ったんやけども、予算流用のことはですね、その時点でまさに正式の訴訟が成立しておりません。しかしながら、いつその訴状が原告から裁判所へ渡って、裁判所ではそれを補正して、いつ我々のところへ来るかわからんから、それは非常に急を要することなんですよね。答弁書を書かなくちゃいけないというのは、おそらく2週間以内に持ってこいというようなことになるかも知らん。そういう情報を持っておりまして、まずそういう手続きのミスをしないように、まずお願いをしたわけであります。

そしてずっとそのまま10、11、12、2ヵ月余り、3ヵ月にわたって時間が過ぎていったその間、訴状が来ておりませんし、今も来ておりません。それで今度正式に津地裁のほうへ原告から提訴があってですね、それが1月の17日ですね。だからまた正式にあったんですから、裁判所のほうはきちんと補正をして、正式な訴状を被告のほうへ、私のほうへ持ってくる、いつかわからんから、きちんと対応するように予算もその訴訟費の中で、2名の弁護士に対する予算210万円、さきほど課長言いましたけども、それを流用させていただくというスタンスできたわけなんです。

ですから、故意に議員の皆さん方に説明をしなかったわけではありません。今、常任委員会でも1回目やりました。その中で言えることは言って報告をしております。今後もしもできるだけ対応していきたいと思っております。そのような状況ですから、こちらとしてはできる

だけミスがないように、すぐに対応ができるように、そのような配慮をして対応しておるわけでありませう。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

答弁漏れ。いいですか議長、わかった。

議長

町長。

奥山始郎町長

上申書につきましては、私もそれに参加して、それを出すという案については賛成をしておりますし、内容も私は参加しております。これは法律的に相手側の、これは訴訟の前哨戦のようなもので、それは出すことができるというふうに聞いておりますので、上申書は出してあります。以上です。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

ちょっと答えがさねあれやけども、今回はこれでちょっと辛抱するけど、今から言うたことについてはきちんと答えさせてください。

上申書については、まだうちの訴状は見えてない。検討しないとっていたよね。検討してないんだと。そして私はさっき言うたように上申書は出ているじゃないかと、検討しなかったんかという質問やったと思いますよ。違います。ということは上申書として自分とも検討して、自分とも参加したと言うておるじゃないですか。それではやはり予算としてですね、これは当然審議になるから、予算措置として、もうこうこうでこの弁護士に頼んでこうしますんでよろしくお願ひしますと、しかし、正規の訴状は届いておるかどうかということになっても、訴状は届いておってね、検討して上申書まで出してある。そうして弁護士の数も全然違う。これをどうして議会に認めよというのですかというの町長。あなたも大概にね町長、もう本当に同じような舌も乾かんようなうちにね、同じことばかりやっておる。

それで通報受けてと言うたけど、通報じゃないよ。これはあくまでも弁護士同士の裁判所のお互いがどちらがいいでしょうかと、熊野と津地裁とあるけども、そんならお互いに津にしようじゃないかというような審議であったと思いますよ。何もやるから、するからとい

うことはね、そのいつ出すというのが1月になったというけど、そんなとこまでは言ってないと思う。やるんだったら裁判所はどこにしましょうかということのような中であつたと思います。

そしてさきほど言うたように、検討してなかった。訴状については検討しなかったけど、現実検討して私も加わって上申書を出したというのであればね、これはもう確実に契約して契約するんやったら、もう議決は要るでしょう。それに対して担当課も言っておるけど、この210条と20条と11条のその返答ももらってない。議長、そうでしょう。これも答弁の不足です。だから211条と220条の違い方、これには212条はもう当初の予算で決めて、その中で歳出に関しては一切許されないと明言されておるんですよ。それもさっきの課長の言い方はどこからとってどないして解釈したらええか、ここで皆議員に説明したってもらわなあかん。211条の差と、211条はこういうもんです。220条はこういうもんですと、それだったら先に211条は先に生きてくるんだよ。条例法令というのは、上位条例があつて段々段々下へいくんだから、これをきちんと説明して、そんならあなたの言う、担当課長の言うことだったら、議長、町長、何でもできると、議会の議決は要らんよ。これでは議員の皆さんもようわかってもらえるやろ、これわからんではあんまりチェックも何にもできないですよ。そこのとこ答弁漏れも2つも3つもあつたけど、きちんとちょっと答えさせてください、議長。それで担当課長にもそのことを。

議長

町長。

奥山始郎町長

わかりました。弁護士の数についてはですね、楠井弁護士事務所に所属する人の数を書いてあるわけで、その人たちをお願いしたわけではないんです。それは楠井法律事務所のなかでいろいろ意見を言うでしょうけども、それは私は頼んでません。しかし、法律事務所としては、法律事務所としてはその中でいろいろ協議すると思います。だからそうやって何名かの弁護士の名前を羅列してある。

それから上申書の件は、一応お願いを2人の弁護士さんに抜かりがあつたらあかんのでお願いをしていますんで、17日のときに、18日か、あくる日にもうすでに動いてですね、裁判所のほうからまだ正式なもんじゃないですよ。そういう訴状の原案を見ております。だからそれを読んだうえでの上申書ですから、それはご理解できると思います。

それから通報受けたことについては、それは津地裁、熊野支部が津でやるのかというだけ

ではなくて、その裁判所の位置ですね。それ以外にここ1週間か、近いうちに津地裁のほうへ提訴いたしますからという、そこまでを受け取ったと聞いてます。私もそれは聞いてますんで、ただ場所だけではないということであります。

それから自治法の211条と220条については、財政課長に答えさせます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず予算なんですけども、まず議会の議決事件といたしまして第96条がありまして、この第1号に議会で予算を定めるとあります。これがまず前提になります。続きまして211条ですか、予算の調整及び議決ですね。これは普通地方公共団体の長は毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならないと、これは当初予算に関することです。これは20日前までに予算を議会に提出するようにしなければならないと、これは3月10日ぐらいに議会へ提出しなければならないと、この予算でございます。

それからずっといきまして、216条があります。歳入歳出予算の区分とありまして、歳入歳出予算は歳入にあってはその性質に従って款に大別し、その性質に従って税とか補助金とか性質に従って款に大別するんです。各款中においては項に区分します。そして歳出にあってはその目的に従ってこれを款項に区分しなければならないと、この款項を議決事項となっております。

続きまして218条に、補正予算、暫定予算等が規定されております。普通地方公共団体の長は予算の調整後、生じた事由に基づいて既定の予算に追加、または変更を加える必要が生じたときは補正予算を調製し、これを議会に提出することができると、いつもの補正予算はこの218条の規定によってやっております。218条です。

それからその220条なんですけど、予算の執行及び事故繰越です。普通地方公共団体の長は政令で定める基準に従って予算の執行に関する手段を定め、これに従って予算を執行しなければならないと、これで町長に予算の執行の権限が任されております。

それからこの2項ですか、220条第2項に歳出予算の経費の金額は、各款の間、または各項の間において相互にこれを流用することができないと、要するに項をまたいですることができないと、ただし、歳出予算の各項の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。この規定と言いますのは、この予算書の第5条に規定されておまして、歳出予算の流用です。第5条地方自治法第220条

第2項、予算書の当初予算でございます。

当初予算の2ページでございます。歳出予算の流用、第5条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金にかかる共済費を除くと、これは我々一般職のものです。にかかる予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と、これは人件費につきましては総務費なら総務費の中で流用できると、教育費なら教育費のなかで流用できると、ほかの場合ですと、教育費ですと教育費がありまして、款がありまして、その次に小学校費とか中学校費あります。その項をまたいで流用することはできないということは、町長の権限と言いますのは、項内の流用とか目内の流用は町長の権限でできますけど、この流用というのはみだりに行うものではなく、やむを得ない特別の事情のある場合に限り、流用の範囲、金額等につき必要最小限で行うものと考えております。

また、紀北町の予算事務規則、さきほども村島課長言いましたけど、第18条において流用制限の規定を定めております。これは食料費へ流用できんとかということでございます。今回の流用は予算の科目の目内です。以上でございます。

11番 入江康仁議員

今のこれは何にも問題ないという、そんなら議決は要らんのやな。そういうことで。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

議会の議決というものは、この予算書にもありますとおり、この第1表 歳入歳出予算の議決でございます。しかし、言えますのはこの説明書に基づいてこの議決をいたしますので、さきほども言いましたとおり、みだりにあまり流用することはできないと考えておりますけど、やむを得ない場合は仕方ないと考えております。以上でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのですね、今のその説明ではちょっと課長、具合悪いよ。それはあなた言うんだったら、町長がこれは議会にも報告する義務があって、皆が納得して、その中で流用させてくださいということだったら、これはいいわ。説明も何もないとこでボコンと出してきて、今の説明

はそれを通る。皆が承知したうえでしょう。議会の議決を経なくて使われる金は町で10万円ほどだったと思うが、議決なしに使える金は、しいて30万円から50万円の間やと思う。

それぐらい厳しいもんだと思っておるよ。これはあなたの言うのは報告もして、きちんとしたうえのことを言っておるわけでしょう。議会が何も知らないことに問題があるんやないか。あんたこれ取り違えの説明違うやないか。そんならこんな場合どうなるんのやな、ほんなら。議会というのは必要ないやないか何にも。あげる必要もないやないか、それでできるんやったら。議長、今のこれちょっと答弁はなっとらん。私これ質問じゃなくて、ちゃんと答弁させてくれ、これは解釈のええのそうじゃないでしょう。財政課長。議会にも町長ができるというのは議会も承認したうえで、何とかこれを流用させてくれと言うたうえでするんだったらいいけど、突如として出てきたことでしょうこれは。そしてこれは新規のことじゃないですか。継続とかそんなんじゃないですよ。そんなごまかすような説明ではいかんよ、それは。それやったら議会というのは必要ないやないかな。取り方違うあんたの説明の取り方と。

あんたも今回で終わりだから、あんまり言わんと水道課長に答えさせてしてきない。そやなけな、これは通らんことをあんた説明させたんやで、私は。通るはずがないやないかな、こんなことで。副町長、副町長、ちょっとあんたも、今のは質疑じゃなくてちゃんと答弁させてよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

一般的な法の解釈を財政課長は言いました。その中で私が判断をさせていただいて、そのような結果になったわけでございます。説明はまだ正式に来てないんで、何回も言うようですけども、それが来た場合に内容が変わる可能性がありますんでね、訴状の中で。それを説明をさせていただきたいと思います。

議長

入江議員、これで最後でございますんで、よろしく頼みます。

11番 入江康仁議員

ちゃんと答弁させてよ。町長はそやでさ、訴状は見てない検討してないと言うたことに対して、検討してもう上申書も出して加わったというんやろ、そこの答弁不足もある。それもきちんと言わさなあかんやないかな。それはまた答弁いただいておらん。さっきは条例に対

して言うたことでしょう。これの答弁不足はちゃんとしてもらわな。そのあとで答弁して私もう一回だけやりますわ。それは答弁不足何もしておらへんやないか。これあんたは加わっておらんと言うた、皆聞いておるでしょう。知らんと、そうでしょう。それに対してそんなら弁護士はこんだけついた。頼んでないとて言うたけど、頼んでないんやったらこの人らは何も無いのに勝手に書いたのやな。町長。それは大きな問題ですよ。もうこれはこれで答弁もらわんでも頼んでないというのやから。そこのところだけ。

議長

町長。

奥山始郎町長

楠井弁護士先生には頼んでます。そういうことです。

それから坪井先生にも頼んでおります。

それから上申書を書いたのはですね、原告側が裁判所へ提訴したものをもとに考えたわけで、それは時間を非常に早急に対応しなきゃいかんもんですから、そのようなことができるという、裁判弁護士の法律上の判断でありますんで、それはどちらの弁護士に聞いてもうてもできるものはできるんです。だからそのように対応をさせていただきたい。

11番 入江康仁議員

何ができるん。

奥山始郎町長

上申、上申書を裁判所へ上げることはできるんです。

11番 入江康仁議員

だからそこでさ、契約もしてない弁護士にできるんかということ言うておる。

奥山始郎町長

お願いしておる。

11番 入江康仁議員

契約しておらへんのにお願いして、議長、この矛盾点きちっと。

議長、議事進行、この矛盾点をきちっとしていかなあかんよ、これ。これまたあんた大きな問題になりますよ、これ。頼んでおらへん人間にあんた、契約しておらん人間に勝手にしたということ言っているんでしょ。

奥山始郎町長

委任状を出しておるんですよ。

11番 入江康仁議員

契約はしていないというやろ、そやけど、委任状まいて契約出してない。

いや議長、そこのところきちんとしておいてよ。これはきちんと議決もせんと金払ったり、契約しておるといことはこれは違法やよ、これ。議会軽視にもつながるし、それは議長として今度判断してくれ議長、これは。これは議会軽視でしょう、これは。これやったら議会を無視したことやっておるやないかな、それやったら。それは議長あんたがどれが正しいの、議長、私あんたに聞くわ。

奥山始郎町長

私の答弁で一部訂正させていただきます。1月19日に契約をしております。以上です。

11番 入江康仁議員

それやったら話が違ってくるやないか。

議長

町長。

奥山始郎町長

申し訳ありません。もう一回改めて申し上げます。1月18日に契約を結んでおります。

そして支出負担行為をしております。

11番 入江康仁議員

議長、これやったら話が全然違うし、質問にも答えてない。それやったらもう今から時系列ちょっと書いてもうて、その契約書も出してよ。それで皆で審議するわ。これやったらもう全然違うやんか、質問したことと答弁は。変わってきたということやんか。いやいや時系列と契約書といくら払ったというのを契約書見せてあれしょうや。そのようにしてください。そんなんやったら議会要らへん。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長

ちょっと整理するため暫時休憩いたします。

(午後 2時 51分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 25分)

議長

町長。

奥山始郎町長

大変私の答弁をもとにしてですね、いろいろ混乱させたことに申し訳なく思っております。昨年、10月4日に原告より楠井法律事務所が提訴の報告を受けて以来、1月17日、津地裁に提訴するまでの間ですね、議員に報告しなかったところについては、私の落ち度で申し訳なくお詫び申し上げます。今後はできる範囲内でご報告いたしますので、よろしく願い申し上げます。私といたしましては、決して議会軽視しているものではないので、よろしくご理解のほどお願いいたします。以上でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今ですね、町長の考えを聞かせていただいて、これ以上私も追及はしないけどもですね、やはり議会、議員としてでもね、やはり正常な中の質疑ができるように、町長にもね十分考えて答弁をしていただきたい。

それでもう町長、本当にもうこのようなことはないように、皆ですね、町長いいじゃないですが、皆オープンにして、議会にも議員にも町民にオープンにして明るいまちづくりをせなあかんのやで、もうその気持ちになってやっていただきたいと思います。それで私の質問終わります。

議長

他に質問される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で議会費から商工費までの質疑を終わります。

次に、47ページの土木費から最後の給与明細書までの質疑を許します。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

50ページの土木費、高速道路関連費なんですが、さきほど質問いたしました、補正額が7,762万4,000円の減になっておりますが、特定財源では減になっております。細節全体の内訳も全部減なんですが、330万円の一般財源の持ち出しについての内容の説明をお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。50ページの高速道路関連費、補正額7,762万4,000円でございますけれども、これにつきましては国交省から受託しております事業の精算ということでございます。つまり工事請負費におきます入札差金、またそれに伴います事務費ですね。国交省からいただく事務費、精算額に対する10%の率で事務費をいただいておりますので、その辺のところも減となっております。

また、工事の施工管理も外部に一部委託しております。それにつきましても入札差金等がございまして、減額するものでございます。

また、一般財源の330万円の増額でございますけれども、これにつきましては前に議員説明会でも説明させていただきましても、京戸線で橋りょうを架設する必要がございまして、この橋りょうにつきましては設計については町で行うと、工事については国交省の工事用道路ですということでございますので、この工事につきましては20年度に発注する予定でございます。したがって、設計については前倒しということで、さきほど申しましたように、前の議員説明会でもご説明いたしましたように、前倒しで、すでにやらしていただいております。以上です。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

理解不足ですみません。52ページなんですが、続きまして消防費の災害対策費の備品購入

費の12万 2,000円が減になっていますが、財政の厳しいときですので、不必要なものは認められないと思いますが、災害に関する経費なので自主防災などから要望があった場合、少しでも早く配備したほうが良いと考えますが、自主防災会からの要望は出なかったのでしょうか。また町のほうで考えられる備品はなかったのでしょうか。全体の減になっておりますが、その辺の説明をお願いします。備品購入に対しての説明をお願いいたします。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

12万 2,000円の減額備品についてご説明いたします。これはですねリヤカー等の備品の購入の入札差金でございまして、精算金でございまして、特に要望等はですね、今年も出ておりました、20年度で再度足りない分についてはリヤカーを買うように、予算措置をしておるところでございます。以上です。

議長

ほかに質疑される方。

東清剛君。

20番 東清剛議員

20番 東清剛、51ページ、土木費、住宅管理費の木造住宅耐震診断事業費の減で 180万円、それから耐震補強事業の 244万円の減についてと、それから当初予算分だけの金額みたのかわかればおしえていただきたいと思います。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず、51ページの木造住宅耐震診断事業でございますけれども、今回 180万円を減額するものでございます。これにつきましては当初 450万円、100戸分、1戸当たり 4万 5,000円ということで 100戸分を見込んでおりましたけれども、申し込みがそれだけしかなかったということであればそれまでなんですけれども、60戸になったということでございます。

それとその次の木造住宅耐震補強事業の 244万円の減額でございますけれども、これにつきましても当初、また補正も含めまして 5戸計上いたしておりました。1戸当たり 61万円ということで、補正前が 183万円を計上いたしておりましたけれども、これにつきましては申し込み

が1戸しかなかったということで244万円を減額するものでございます。

議長

東議員。

20番 東清剛議員

これせっかく当初予算で100戸みていただいて、60戸しか耐震診断をやっていない。40戸分が余ってしまった。これあれですよ。木造住宅耐震診断はとにかく地震が来て、震災のほうから来るんですから、そのためにもね是非ともこれは皆さんに受けていただくようお願いしたいんですけども、確か前年度も予算額よりも減らした。もう東海地震、東南海、南海地震とねいつ起きても不思議じゃないような状態なんですよ。もう少し危機感を持ってこの事業を進められたらと思いますけども、いかがでしょうか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

ただいま議員が言われましたようにですね、我々としても広報等で周知を図っておりますけれども、何分耐震診断等はその手続き、手続きそのものはそれほど難しいものではないんですけども、住民の方の中にはですね、その一部その診断の中で家の新築とかですね、そういうところまで踏み込んで調査するというので、それを少し思い止まったというのですかね、その辺のところでは進んでいないという状況でございます。

ちなみにですね、これまでの診断戸数でございますけれども、旧の紀伊長島町で90戸、旧の海山町で53戸、合併後紀北町となって240戸、合計約380戸ほどでございます。当然、新年度におきましても予定はいたしておりますけれども、議員が言われましたようにですね、できる限り多くの方に診断を受けていただくように、今後もPRを続けていきたいと思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、土木費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで議案第20号についての質疑を終了いたします。

日程第14

議長

次に日程第14 議案第21号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

日程第15

議長

次に日程第15 議案第22号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

玉津議員。

7番 玉津充議員

8ページなんですけど、医療費給付金ですね。約1億4,000万円減額なんですけど、その医療給付の減の理由を教えてください。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

この紀北町の老人医療費につきましては、県下でも常にトップクラスやということも背景にございまして、当初やや多く見込んでしまったかなということで、今回、それらを精査して減額したということでございます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

見込み違いということですね。多く見積過ぎたということですね。実際にこう病人が減っ

ておるとか等とかじゃなくて、わかりました。

議長

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第16

議長

次に日程第16 議案第23号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第17

議長

次に日程第17 議案第24号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

質疑される方はごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第25号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)を議題と

いたします。

質疑を許します。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

16番です。12ページの資本的支出なんです、課長の説明では此ヶ野橋架け替えに伴う送配水管の架設工事と、それからもう1点、この同じ移設工事が次へ繰り越されたという説明だったんですけど、これはそのままバツになったのか。何年度で次の実施を予定しているのか。その辺の説明をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

此ヶ野橋架け替え工事に伴う送配水管架設工事及び配水移設工事なんですけれども、この工事につきましては、三重県の赤羽川災害復旧事業の関連でございます。したがって、ここにあります委託料の250万円の減額も関連するわけですが、此ヶ野橋が架け替えられた場合に、この予算を支出するわけでございますけれども、県の災害復旧事業が用地の関係で19年度は実施できないと、また20年度に実施することで進めているんですけどもという、県からのお話でございます。

したがって、その此ヶ野橋のすぐ近くにあります浄水場なんですけれども、これから出ています送配水管がですね、その橋の添架に影響してきますんもんですから、橋の架け替えに基づいて実施ということになりますので、県の都合次第ということでございます。今回は19年度の方は減額するというものでございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

課長、それは20年度ということは年度が制限されたわけではなく、用地の買収話がつき次第ということなんですか。確認ですけど、もう一回答弁をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、三重県のほうではそのようなことで対応しておるわけなんですけども、これも土地

所有者の方ですね、相続関係が大変多くてですね、交渉が難航しているのが現状でございます。したがって、20年度実施された場合には、私どもも一緒にやらなくちゃならないと考えおります。

16番 東澄代議員

了解。

議長

ほかに質疑される方。

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのですね9ページの簡易水道営業外収益というところですね。この赤羽川災害復旧工事にかかる十須簡易水道濁水補償料 5,000万円というのが、これはどういう内訳か。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

平成16年でしたか、9月の大雨による災害に基づきまして、赤羽川が災害復旧事業を実施しております。これにつきましては、三重県の土木部のほうが実施していただいております。なんですけども、十須浄水場が近くに、すぐ赤羽川があるんですが、その赤羽川の工事に伴いまして浄水井戸にですね濁り水が入った。私どもがその対応として約半年間以上給水事業もやったわけなんですけども、これに伴う工事として、ろ過器も設置いたしました。それらについての県からの補償料でございます。ただいま三重県のほうで補償料の算出を行っております。間もなく額が算出されると思いますけれども、一応 5,000万円を予定しております。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

9ページなんですけども、営業収益の中の給水収益ですね。あと簡易水道の営業収益がそれぞれ 959万 1,000円と 132万 9,000円下がっているんですけども、これの要因について答弁をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

営業収益のですね、水道使用料の減額でございますけれども、私ども平成19年度予算の中で計上したものでございますけれども、実は今年の19年の1月から19年の12月までのですね水道使用料を料金を計算をいたしましたしですね、今後3ヵ月を予想してこの上水道であっては959万1,000円、簡易水道であれば132万9,000円の減額が見込まれますので、今回3月補正で減額するものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

結局、最初の見込み違いということで理解してよろしいか。何か要因があって下がるということではなくて、見込み違いということで理解していいんですか、再度答弁をお願いします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、やはり減額の要因は人口減少とですね、やはりこの経済情勢上ですね水の使用料が減少していることも大きな要因でございます。

ただ、19年度の当初の見積りにあってもですね、見積額に少し甘さがあったのかなということもありますが、大きな要因は人口減少及び事業所等の水の使用料減少によるものでございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。朝質問したと若干関連があるんですけどもね、この未収金のこの判例が5年から2年になったというけど、時効の判例が5年から2年になったということですけども、これ未収金のことですからね6ページです。前年度未収金のことに関連してお聞きしているわけですよ。未収金のことに関連してね。その判例をちょっとわかれば詳しく言っていたきたいということと。

それは基本的には不公平が生じるのでですね、これはあらゆる手段を使ってですね、よほ

どのことがない限りやっぱり取ってもらわなあかんということ。それから取るべき筋合いのものであるということですね。

もう1つは、判例云々の問題で出てきておるけども、請求をきちっとしておればですね、時効の中断となってですね、これ払わなくてはならないはずなんですよ。その辺をきちっとしておいてもらわんと、もう昔のとか払わなくてもええということになると非常に困るんですよ。これ判例の中断があるはずなんですよ。判例って時効の中断があるはずですよ。そうなってくるとかつて海山町はですね、組織的な問題になるけども、役場の職員がメーターを見てですね、そして請求もしていたと、集金もしていたと、ところがいつからか知らんけども、海山の場合においてもそれを職員以外の人に委託をするようになったと、そこから当然のごとくそのおかしくなったと言ったら悪いけど、正規の町の職員とそうでない職員とのやっぱり差が当然のごとく出てくるわけですよ。そこからこの問題出発しておるといような気がするんですけどもね。そやけどもきちっとその5千数百万円のその未収金を精査をしてですね、それで請求をしておるのかしてないのか、その人たちについて時効の中断があるのかどうかということを精査したうえで、これ精査してもらわなあかんと思うんですよ。それで取るべきものについてはもうきっちりと払ってもらおうというふうにしないと、その町役場に対するその住民の皆さんの不信が生まれるとですね、これは身動き取れなくなりますよ。町自身も議員自身ももう。

だからその辺の今言ったことについて、5年から2年に変わったという内容と、それから当然時効の中断があるはずやけども、どうかということをお答え願います。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

はい、質問にお答えいたします。今回の水道の料金ですね時効につきましては、判例が平成15年だと思います。詳しくちょっと資料を持ってないんですけども、高裁で出ておりまして、その裁判でですね水道料金は商品であると、だから時効は2年であると言われております。判例が出ました。また、判例につきましては議員にはお渡ししたいと思います。そのようなことでございます。

それからですね、時効中断につきましても、これは法律等もいろいろあるわけなんですけど、この辺についても今、研究をしております。

それから今日、朝の議会でもご説明いたしましたとおり、やはり支払い納付していただい

ておる多くの町民の方、また未納が残っている方、未納の方でもいろいろな事情、都合もあろうかと思えますけれども、やはりこれらについて使用した水の使用料としては納付していただきたいということで、今、私どもも訪問徴収に出かけたり、電話でお願いしたりですね、やっているところでございます。

あとの来年度のことにつきまして、さきほど町長のほうから述べましたとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

時効の中断のことについてはですね是非、水は商品ということですから当然時効の中断が生じるはずですので、精査して不公平のないようにお願いしたいと思います。

議長

ほかに質問される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第19

議長

次に日程第19 議案第26号 平成20年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本予算につきましては、最初に9ページの債務負担行為、10ページの地方債、47ページまでの歳入の質疑を行います。

歳出については、48ページの議会費から77ページの民生費までと、77ページの衛生費から100ページの商工費まで、100ページの土木費から最後の給与費明細書までに分割して質疑を行います。

まず、9ページの債務負担行為、10ページの地方債、歳入47ページまでの質疑を許します。質疑される方はございませんか。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

まず1ページなのですが、一時借入金で19年度の当初が6億円になってましたが、今回8

億円になっているんですが、引き上げた理由と、19年度の実績、決算見込みを説明してください。

それから9ページ、債務負担行為なんですが、2行目、紀伊長島総合支所の分の複写機の賃貸借契約と、その下の戸籍総合システム機器賃貸契約とコピーファクシミリ複合機のリース契約、この3点について新規ですので、内容の説明をお願いします。

それから歳入の14ページ、個人町民税ですが、5億8,400万円で、前年の5億5,280万円に対し、5.64%の伸び率となっていますが、景気回復による個人所得の伸びの見込みを計上しているのですか。ちょっと疑問符なんですが、概算根拠の説明をお願いします。

同じく16ページの固定資産税の徴収率は昨年度の95%から96%に引き上げていますが、確保できるかどうか、19年度の徴収率を参考にされたのかどうか、お聞きします。

同じく37ページ、2目の利子及び配当金、利子の基金運用利息として379万3,000円を計上していますが、昨年度当初は40万3,000円の計上でした。330万円の増であると思いますが、利息が増えた理由の説明をお願いします。

同じく39ページですが、繰入金と、47ページの20款町債についてお聞きします。39ページの繰入金は前年度と比べ2,141万5,000円の減となっており、特に38ページのちょっとこれややこしいんですけども財政調整基金繰入金については、前年比は9,751万2,000円の減額ですので、大変良いこととは思いますが、反面、47ページの町債について前年比2億2,240万円の増加となっています。起債の残高が増えて、後年度の負担とならないのですか、その辺をお聞きします。

町債の償還金に対する交付税の算入は何%ぐらい見込めるのですか、あるのですか、その辺を説明願います。

もし、ややこしかったら、1点ずつ回答をお願いします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、1ページの一時借入金でございます。これは平成20年度は8億円となっております。まずは予算書の12ページをお願いいたします。この12ページに町債の予算額があります。本年度は8億1,820万円です。前年度は5億9,580万円でございます。この額に相当する部分を一時借入金として上げております。と言いますのは、もし町債の借入が遅れた場合は、この一時借入金でしのぐということでございます。

それで19年度の一時借入金につきましては、銀行から借りておりません。基金の繰り替え運用によって賄っております。

それから37ページの基金運用利息の 379万 3,000円でございますが、このことにつきましては基金を定期預金しております。7億円を定期預金しております。これに対する利息でございます。

続きまして38ページの財政調整基金でございますけど、本年度は 9,485万円、前年度は1億 2,036万 2,000円でございます。この財政調整基金というのは予算を組んだときに財源不足を賄うためのものがございます。今年は本年度20年度は19年度に比べてやり繰りが楽であったことで 9,485万円を取り崩し、予算を編成いたしました。前年度は1億 9,236万 2,000円でございます。この前年度の比較のところに記載しております。差し引きしますと 9,751万 2,000円の減額です。

続きまして47ページの地方債でございますが、今年は前年度に比べて事業が少し多くなりましたもので、借り入れを多くいたしました。これにつきましては過疎債と合併特例債、臨時財政対策債でございます。過疎債につきましてはの交付税措置といたしましては、事業費の100%算入の70%交付税算入でございます。合併特例債につきましては事業費の95%の充当率で70%の交付税措置があります。

それから臨時財政対策債 3億円につきましては 100%交付税で措置されます。以上でございます。

議長

上村税務課長。

上村晴彦税務課長

お答えします。初めに個人住民税の前年度と比較して 3,120万円の増額の理由ということですが、これにつきましては昨年度税源移譲に伴いまして、税率が6%のフラット化となったということが大きな要因となっております。前年度の当初予算においてはですね、税源移譲の初年度ということであって、見込みもちょっと難しかったことにもよりまして、一応、こういうふうな増額となっております。

それから固定資産税のほうの徴収率が今年度におきましては、一応96%というふうなこう数字を上げております。昨年度は95%ということでしたので、1%アップしておりますが、これは徴収努力ということで頑張っていきたいと、こういうふうなことで考えております。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えします。戸籍総合システム機器等賃借契約ということでございまして、これはですね戸籍の電算化に伴うものでございまして、これ5年リースが切れたということで、再リースさせていただくということで、本庁と紀伊長島総合支所の分でございます。

それとコピーファクシミリ複合機リース契約でございますが、これは海山区の引本と桂城出張所の機器にかかるものでございまして、もうすでに10年ほど経過して、もう部品がないという状況でございますので、今回予算計上させていただいたということでございます。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

9ページでございます。9ページの債務負担行為の中の複写機賃貸借契約紀伊長島総合支所分でございます。253万5,000円でございますが、これはリース期限が経過いたしまして、新たに20年度から23年度までの債務負担行為を組ませていただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

さきほどの新規の分は別として、これ新たに複写機とか総合支所の分ですけれど、ずっと毎年このようなリースの期限経過による借り換えというのはしていく、リース料の期限内の借り換えて切れてきたらずっとリースでいくんですか。その辺の。さきにそれだけお願いします。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

リース期限が切れたら新たにリース契約をします。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

ちょっと財政課長に聞きたいんですけど、もう一度。繰入金なんですけどもね、39ページとの関連で、これ繰入が3,000万円になっていますが、本年度これ繰入、間違っただちょっと待って。ちょっともう一遍整理します。またあとで財政課長に聞きます。質疑終わります。

議長

ほかに、平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

歳入28ページの13款の国庫支出金、総務費補助金の裁判員候補者名簿調整のための既存住基システムの改修費交付金41万5,000円なんですけども、これはどういうふうなシステムを改修、今後、裁判員制度が始まるということなんですけども、これは住基システムをどういうふうに改修するということに対しての交付金なんですか。その内容についての説明をお願いします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

21年からですね、裁判員制度が始まるということで、事前にですね、裁判所のほうから紀北町で何名の方をピックアップしてくださいよという通知が来るわけなんですね。それでそれに基づいてランダムにこう抽出する。そういったシステムを今回開設するということがございます。

議長

ほかに、平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

そうすると、裁判所のほうから何名をピックアップしてくださいということで来たら、こちらでランダムに名前をあげていくということなんですか、今後そういうふうに。

わかりました。

議長

ほかに質疑される方はございますか。

松永議員。

17番 松永征也議員

47ページの町債なんですけどもね、繰上償還に伴う借換債ということなんですけども、7,750万円、これは国の基準ではですね合併町村であるということと、もう1つは積極的に行政

改革を行っているということが、認められる市町村が対象になっているかと思うんです。そういうことで、うちは大変取り組んでおられることが評価されておるわけなんですけども、7,750万円をこれはいくらの利息で、それをですね低利の利息に借り換えるわけなんですけども、何パーセントぐらいの利息のものに借り換えしようとされておられるのかをお聞きしたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

この借換債ですけど、昔借りた高利のものを現在の低利に借り換えようとするものでございます。それで現在借り換えると1.2%程度だと考えております。

以上でございます。

議長

松永議員。

17番 松永征也議員

いくら程度の借り入れの利息のものをですね、5%以上ですか。そうだと思うんですが。それでこの高金利の借入金ですけど、私の計算ではですね、まだ5億円ほどあるように思うんです。そういうことでね、まだこれ以外にですね、まだ今後、来年、再来年こういうことが認められる見込みがあるのかどうか、これについてもお聞きします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

確か21年度までと考えております。

16番 東澄代議員

議長、さきほどの財政課長の答弁で理解できましたので、よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

24ページの保育料についてお伺いいたします。

町内ほとんどのところが民間に保育料運用を任せているわけなんですけれども、公立の保

育所もございまして、公立の保育所には何人いるのか。そして私立の保育所は何名を予定しているのか。私立と公立に保育料の算定の差はないのかどうかお伺いします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

お答えいたします。公立保育所と言いますのは志子の保育でございます。今のところ予定人員としては6名でございます。

私立保育所につきましては海山区2カ所、紀伊長島区5カ所で合計7カ所でございます。説明会でも説明させていただいたんですけども、一応今のところ申し込みされておるのがですね、当初見込みの数では328名ほど民間の場合は、予算についてはですね、若干ですね途中から増えてくる分を見込んでおりますので、328名よりは余分にみております。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

去年ですね、さきほども税務課のほうで税務の質疑の中に6%にフラット化されて、年間所得は変わらないのに、保育料が上がる方がおるのではないかという厚生省の通達もあって、去年お伺いしたときには、その中で11人ぐらいの方がそれに該当するんで、収入は上がらなくても保育料が上がるって、11人ぐらいの方がそれに該当されて、検討中というお話だったんですけども、今年度の予算についてはそのことは厚生労働省のほうの指導に従ったんか、またそのまま町独自でやったのか、そこら辺のところをお伺いします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

予算の段階ではですね、まだ保育料のそういったことの細かい内容はですね、厚生省から来てなかったものですから、そういったことはちょっと若干は加味してあるんですけども、正式にですね厚生省のほうからも通知きてますので、そこら辺について今後協議していきます。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

去年の予算のときにもまだ協議していきまして、1年経ったんですけれども、税率は変わってないんですが、まだ結論を出してないということなんですか。そして少子高齢化の中でですね、たくさん子ども、第3子とかで、去年の通達の中でも第3子とかに保育園とか幼稚園とか混ざっても、保育料を軽減してもいいという通達が来ておったんですけれども、そのことなんかも今年度の予算に反映されているのかどうか。どれぐらいの減額が見込まれるのか、お伺いします。最後になります。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

去年の分につきましてはですね、去年のうちに改正して保育料の決定しておりますけれども、保育料の基準の表もですね、要綱で定めておりますので、そこら辺は上司の決裁となっております、説明もしてですね、そういったことの措置はしておりますけれども。

所得税が下がってですね、住民税のほうが増えたような形になってますので、基準的にはですね、所得税の基準になってやっておるんですね。普通であると保育料は所得税が下がるもんですから下がっていくんですけども、そこら辺のとはですね調整させていただきました。負担の公平さの関係からですね、極端に上がるような形じゃなしに、所得基準に設けてですね、その国から平準的な指導が来ていますので、そういった平準的な指導に合わせてですね、保育料のほうも決定させていただいております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

28ページ、さきほどのちょっと裁判員候補者名簿の調整のための既存住基システムのところなんですけど、これはですねさきほどの答弁の中で、要請があればその住基のこのシステムから選ぶんだということかいな。それとも今、住民基本カードというのがあるでしょう。町が発行しているその中から選ぶのか、それともこの住基システムの中の名簿の中から選ぶのか、そして選んだときにもう誰が出てくるかわからんけど、見てですね、あっこの人はちょっと具合悪いなというてはね除けるようなことはないんやろな。それはきちんといけるわけですか、そののとこちょっとよろしくお願いします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

住基システム全体からですね、年齢制限をかけたうえで選ぶ出すということで、おおよそ紀北町の人口規模ですと、70人ほどがですね抽出してほしいというような、こう要請が来るんじゃないかと思うんですよ。これ多分、うちの選挙管理委員会のほうに来てですね、それで私どもがそれを受けて抽出して、それをまた選挙管理委員会に渡して、そこから裁判所へそのまま送ると、それで向こうでその中から何人か設定するというような、こう作業でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

その中で住民基本台帳カードというのありまよね、今、紀北町発行しておるでしょう。それとはこれとはまた別なんですか、あっ別ね、はいわかりました。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

15番、2点ほどお聞きします。町債の46ページ、7目の消防費、Jーアラート設置事業債、これは特例債を使うということでしたと思うんですが、このJーアラート瞬時に津波、地震の情報を知らせるということですが、これは長島分だけでもすべて完了ということなのかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

それともう1つは、47ページの教育債の相賀小学校の小学校施設改築事業債、これも特例債ということですが、学校関係につきましても単独で特例債が借りられるものなのですか。使えるものなのですか。その点だけ聞かせていただきたいと思います。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

46ページのJーアラートの関係でございますが、長島分だけでなくですね、海山分も長島分も一緒に感知してですね、瞬時に流す方法で知らせます。以上でございます。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

47ページの小学校施設改築事業債なんですけど、これにつきましてはいろいろ県とも協議した結果、合併特例債が適用できるということでもあります。以上でございます。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

学校のほうはよくわかりました。Jーアラートの件なんですけど、これはどういう戸別受信機へ入れるものなのですか。ちょっと有線入れるものなのか、ちょっとそこら辺が説明できたらお願いしたいと思います。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

戸別受信機に流れるように設置をいたします。外のマイクも含めてですね、外部も内部も一緒に瞬時に流れるように、1局でまず受けましてですね、海山の本局で受けまして、専用回線で長島のほうもつなぎましてですね、同じように一緒に流れるように考えております。

以上です。

議長

ほかにございませんか。

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

34ページの県補助金のうちですね、電源立地地域対策交付金なんですけれども、今年度1,433万円が見込まれておるわけなんですけど、この充当はですねどういう形でこの配分、どの事業にどれだけというのはどのように決定していくのかですね、その点をお聞きしたいんですが。この交付金の予算にあたってはですね、事業で限定されておるのかどうかという点とですね、それぞれ各課からの要求を待って財政課で配分するのか、その辺の決定の仕方についてですね説明お願いしたいんですけど。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

34ページの電源立地地域対策交付金でございますが、さきほども申し上げましたとおりのこれは交付金の交付趣旨がございまして、また二度目になりますけども、発電用施設周辺地

域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として交付金を交付するというのが、大前提でございます。

これにつきましては紀伊長島区、海山区両方関係ございまして、合わせて1,433万円を交付をいただいております。この配分につきましては予算査定の段階で財政課のほうで配分をいただいております。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

聞きたかったのはですね、一応企画のほうで、そうすると私の質疑の内容なんですけども、最終的にはそれぞれのこの趣旨に基づいての予算要求の中で財政課で配分を決定していくと、そういうふうな形で年度ごとに決めていくわけですか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

そのとおりでございます。

議長

ほかにございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

奥村であります。24ページの目が総務使用料のところのですね、私の住んでいるところの引本港の野積場使用料のことを、もうちょっと詳しくご説明願いたいということと。

それから次のページのですね、25ページですね。目が5の商工使用料、種まき権兵衛の里施設使用料が12万円、いわゆる1ヵ月1万円となっているわけなんですけども、これについてはですね、極めて安過ぎるのではないかという考えを持っております。

理由はですね、支出のところに出てくると思うんですけども、何ですか20万円を使ってですね、機器を入れるはずなんですよね。こういうふうな20万円もの金を使ってそういうふうにするんでしたらですね、今までの経緯も若干聞きました。なかなか借りてくれる人がなくて困っていたという部分もあるわけなんですけども、もうこれからは熊野古道を中心にして、市街開発をしていく時期にかかっておるわけですから、これはもう町としてももうちょっと検

討してき、そしてドラマチックなこの改善を、使えるような形を何らかしてもらえないだろうかということの質問です。

それから29ページ、目が4の農林水産業費補助金、さきほどの関係があるものですが、これは減額になっているわけですが、多分工事が終わったのじゃないかと思うんですが、その辺のことを詳しくご説明願いたい。

それからその同じページの教育費補助金についてもですね、これは減額を当然減額になっているわけですが、補助金ですから我が町のですね負担100%補助金というわけにいかないもので、こういうことになったかもわかりませんが、こうある面ではそのさきほど質問したように、残したものですからね、減ってきたんじゃないかという気も無きにしもあらずなわけですよ。その辺の今回3月の終わりになってこの問題をやって、しょうがないものですから、この新年度の予算は計上するときにはですね、今年度20年度でしょう。検討するときにははっきりとこの項目及び減額についてこれでいいのかどうか、学校は困らないのかをどうかということなんですけどね。まとめて言えば。

それから、さきほどのと重なりますけども、これは中場課長全面的に信頼しているわけでありまして、さきほど私のはしょって申し上げましたけども、我が町についてはですね、表流水や伏流水というのは、東紀州の住民にとっては命の水であるわけですよ。ならば銚子川せき止めたことによって、鮎が上らないとかですね、あるいは漁業に重大な影響があるわけですよ。わずか1,400万円のお金ですが、水資源の有効にですね活用するのが本来の第一主義であると思いますし、それでこの項目については柔軟にさきほども申しましたけども、柔軟に運用できないものかどうかということですね、県の担当官に直接聞きました。そしてたらそのきちとした理論付けをしていただければですね、相談に乗るとのことなんです。それで担当官が来週の月曜日に国と県が我が町へやって来ます。そのときにですね、是非東紀州にとってその銚子川流域と、クチスポから始まる流域から海に至るまで、以前にも前の議会でも説明しましたように、表流水と地下水というのはこの町の東紀州の海山区にとっては命の水なんだから、これを充当、最大の配慮をしていただきたいということを、あるいは増やせるものなら増やしてほしいということを、是非伝えていただきたいと、以上ですね。まず第1点目の質問。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

まず、24ページの土地使用料、引本野積場使用料についてお答えさせていただきます。この引本野積場使用料は引本の赤石地区にありまして、10区画あります。それで1区画当たり約300㎡ぐらいで、全部合わせまして使用料が53万2,000円でございます。以上でございます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

25ページの商工使用料、種まき権兵衛の里施設使用料12万円でございます。この12万円につきましては便ノ山区との契約でございまして、紀北町種まき権兵衛の里条例に基づくものでございます。

それと議員がおっしゃいましたこの施設の中のエアコン20万円ですか、その修理との兼ね合いということですが、これは99ページの支出のほうになると思うんですが、歳出ですが、このエアコンにつきましては当初から付けてあるエアコンでございまして、何回か故障がありましたので、一応新規ということで電気料の関係もでございます。大変電気料が多いということで、新たに付けるということで新規ということで20万円上げさせていただいております。

次に29ページでございますが、4の農林水産業費補助金、これ減の3,150万円の減ということですが、議員のおっしゃるとおり、19年度までの海野の地域水産物供給基盤整備事業、6,300万円に対して2分の1の3,150万円の補助がありましたので、その減によりまして一応減額ということでございます。以上でございます。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

29ページの教育費補助金ですけれども、前年対比14万1,000円という減額でございます。これにつきましてはそれぞれ3月補正でも減額させていただきましたわけなんですけれども、実績に応じて当初予算では減にさせていただいておるといふ、そういう状況でございます。

内容につきましては理科備品とか、要保護児童の支援する学用品費、それとか、また障害児就学奨励費補助金ということで、そういう障害を持った方を扶助する扶助費等でございます。

前年の実績に基づきまして補正減にさせていただきました状況でございます。以上です。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

34ページの電源立地地域対策交付金の件のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、電源地域対策交付金につきましては、現在使っております公共用の施設整備等にも使用できますし、地域活性化事業という項目の事業にも使うことが可能でございます。

この中身につきましては、財政課とも協議し、内容についても伝達をさせていただきました、その中で予算配分をしていただいております。ただ、基本的にはこの交付金を使う前に、各事業の対象で補助のあるもの、国の補助等があるものは優先してそちらを使うということになっております。またあと起債が使えるかどうか、ほかに補助金があるかどうか、それを判断して財政課のほうで振り分けていただいております。

議員おっしゃったように、一項目ずつの交付の申請につきましては、その都度国のほうで審査をするということになっておりますので、その分も加味させていただきまして、今後国のほうに申請を上げたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

まず、この24ページにつきましてはですね、安いかどうかというのは精査してみますけども、貸しっぱなしですね、それで電動式の扉が付こうとしているときにですね、その電動式の扉のところまで、防災訓練の6月、9月ですか、何回も言いましたけども、もうごみは落とすは、今度電動になろうとしている扉のところはもう使えないようにしてあるとかですね、ごみや物を置いてですね。もう貸す以上はやっぱりきちっと掃除をすること、それからその災害に支障のないようにですね、扉のところはもう貸さないようにしなくては駄目ですよ、これは。そのようにしてもらいたい。

それから小学校の補助金等についてはですね、やっぱり学校教育をいかに充実していくかと、子どもの将来のかかったことですから、十分やっぱり今後も検討してですね、補助金を取れとは言いませんけども、教育を充実している観点から言えばですね、いささかこの減っているのは疑問に思うということを申し上げておきます。

学校の先生が本当にそれでいいのかどうかという、この間、よう言わんわけですよ。三重県教育協会でも体育のところで話をしましたけども、皆学校の先生ばかりですけども、審判員は、君たちは教育委員会に何もよう言わんからいかなのだと言ったら、苦笑いしてましたけ

ども、学校の先生というのはなかなか教育委員会にはよう言わんわけですよ。だからその辺を勘案してですね、真に紀北の教育を充実させるためにどうすればいいかということ観点を立ってね、やる必要あるんじゃないかというふうに思いますし、事実もう教育委員会は要らんという論議すら日本の中であるわけですから、教育委員会の存在価値は何かということも含めてですね、十分生徒を守り、かつ成長させていくようなことをするために、やっぱり予算措置というものを今後もきちっと考えてもらいたい。

それから電源立地についてはですね、前から私が申しましたように、クチスポを起点とする命の水ですから、ここの整備ができるようにくどいほど申し上げましたけど、ここの整備ができるところへ予算を使うべきだというのが、私の持論でありますし、今日も県の担当官にそのように伝えましたから、これは町長の最終的な裁量になるかもわかりませんが、町長が前言ったように議員の発言は軽視しないというならばですね、十分これは守ってもらいたいと思います。提起してもらいたいと思います。来週の月曜日に来ますから県の担当官が。それで答えの必要なものであるものについては、お答えいただきたいと思います。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

引本の野積場の使用につきましては、適正に管理するよう指導していきたいと考えております。

19番 奥村武生議員

中学校の私の意見に賛同していただけるわけですね。教育の理念の追求していただきたいと、そのためには予算が必要であるという理念を守ってもらえるのかどうか。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

当然、賛同いたします。教員ですね、意見を聞いてないことはありません。私どもは年に一度ですね、必ず教職員組合と会を持ち、そこから校長だけではなくて、組合からも要求を聞きですね、それから校長交渉もやっており、これにつきましてもですね、使えなかったから減らされたんじゃないなくて、文部省がやはり最近教育予算に対してですね、減額をしてきておるわけですね。その一環としてこういう補助金が減っておりますので、これについてもですね増額を要求しております。以上。

議長

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、48ページの議会費から77ページの民生費までの質疑を許します。48ページから78ページ。

東澄代議員。

16番 東澄代議員

1点だけお聞きします。51ページの一般管理費の24節、投資及び出資金の100万円は新規計上されていますが、その内容についてどこに対しての当初及び出資金なのか。ちょっと説明をお願いします。51ページ。24節です。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

お答えいたします。投資及び出資金100万円でございますけれども、これは国のですね行政改革の一環といたしまして、これまでですね地方公営企業金融公庫というのがございました。各全国の市町村もですね、そこで起債を借りてやっておりましたが、国の行政改革の一環で平成20年の10月の1日をもってですね解散をいたしまして、新たにですね各全国の都道府県及び市町村から構成いたします地方公営企業等金融機構というのを立ち上げる予定でございます。そのためにですね都道府県、それから市町村がそれぞれ出資をするわけございまして、本町の割当が100万円というふうになっております。これは全国の各都道府県、市町村がそれぞれ分担をしてその機構を肩代わりしようというようなものでございます。

議長

東澄代議員。

16番 東澄代議員

今の内容なんですが、町村が100万円というのは、町が100万円で、市とかいろいろ県下ではバラツキがあるんですか。その辺の根拠はどんなんでしょう。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

はい、これはですね、それぞれ基準財政、標準財政規模、あるいはその町ですね貸付残高によってですね金額が違っております。紀北町はその結果 100万円と。

ちなみに、三重県内の町村ですと、町村全体で 1,690万円、そのうち紀北町が 100万円というようになっております。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

7番、53ページですね財産管理費の一番右下のところに、公用車維持管理費で備品購入費 135万円というのがあります。これは先日ですね公用車を買替えるというふうにお聞きしました。車種は何でしょうか。

次に70ページ、これも右下のほうにですね配食サービス事業で、配食サービス業務委託料というのがあります。この配食サービスの件でですね、19年度、今年度ですね年末年始の休日等にですね地域差がありましてサービスに、住民からその不公平だという意見がございました。その辺について20年度は解消していかれるのかどうかということをお聞きします。

それから最後にですね、73ページの児童福祉費の子育て支援センターの設置事業ということで、これは先日説明のときに県補助金3分の2のところは3カ所がありまして、町単で補助するのが1カ所あるというふうにお聞きしました。なぜそういうふうになっておるのかということ、なぜ1カ所だけですね町単という形になっておるのか、その3つをお聞きします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

53ページをお願いいたします。公用車維持管理費のうち備品購入費 135万円につきましては、小型の普通自動車でございます。以上でございます。

車種につきましてはまだ決まっておりません。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

配食サービスの件なんですけども、議員ご指摘のようにですね、1つの事業者でですね年末年始のときですね、ちょっと若干違いがありました。20年度に向けてはですね、業者と

なるべく早い時期から話をしてですね、できるだけ統一した形でですねできるように努力していきたいと考えております。

子育て支援センターなんですけども、県の補助金を受けておるのがですね、相賀の幼稚園です。それと長島区のほうですとひかり保育と加藤小児科のほうが県の補助金を受けてます。以前のもですね、長島区のとときにちょっと話を聞いたらですね、1カ所、その町単になっていた、金額は30万円なんですけども、町単の分が。状況を聞いてますとですね、やっぱり子育て支援センターということで同じ町の中にですね、いくつも設置できないということで、その当時長島区のほうではひかり保育園と加藤小児科と、ふらここ保育園があったんですけども、ひかり保育園と加藤小児科のほうに決まったということで聞いておりますけども。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

まず、53ページの公用車の件なんですけど、小型普通車を買って替えられるということで、この車種の選定においてですね、最近は環境を重視した政策とか、いろいろこう町のほうでも環境対策をめざしていくべきだろうと思っておりますので、ハイブリット車をですね検討するとか、そのようなことは考えておられないのでしょうか。

それから70ページの配食の件、今年度は統一するように努力していただけるということで、是非ですね、公平になるようお願いしたいと思います。

それから子育て支援センターの件、よくわかりましたけど、もう3分の2補助というのはもうどれだけ申し入れてもできないもんなんじゃないでしょうか。以上です。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

今、ご指摘のありましたハイブリット車につきましては、ちょっと費用がかかりますので、ちょっと考えておりませんでした。

それから普通の自動車につきましても環境基準に十分適応しておりますので、普通の自動車で行きたいと考えております。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

子育て支援センターなんですけども、現在、子育て支援センターにつきましてはですね、国のほうでですね基準がちょっと変わってきています。今、ちょうど20年度で検討していくような時期になっていきますので、おそらく今の段階ではちょっと難しいかなと考えております。また新たなセンター型とかですね、広場型とか新しい、今の子育て支援センターがですね、新たな形でまた考えていかなあかん時期にきてますので、そこら辺のことも含めて検討していきたいと考えております。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

車の件だけ。是非ですね、今、購入する単価は高いかも知れないですけど、公用車乗り替えたら多分10年以上ですね継続して乗られるだろうと思うんです。だからその辺のですね経費だとか、それから環境に対する配慮だとか、是非一考していただいてですね、検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

10番、51ページですね、本庁舎移転推進事業と、入札執行事業の2点についてお伺いします。

まず、本庁舎移転推進事業のほうなんですけれども、予算には役務費と事業委託料が計上されておるんですが、中身はですね図面の電子化と不動産の鑑定ということでした。役務費とこの事業委託との関連でですね、どの事業をどこで行うのかという点のですね説明をお願いしたいのと。

今回100万円計上されたわけなんですけど、全体ですね移転方針といいますか、そういった計画があって、まず本年度この2点について着手するということなのか。あるいは当面これだけやっておくということなのかですね、その辺の推進事業計画との関連について、まづご説明をお願いしたいと思います。

それから2つ目の入札執行事業のほうなんですけど、予算額は少額なんですけども、今年度からですね、この修繕工事その他の事業、建設関係の事業についてですね、担当課が予算を提起してですね、建設工事、修繕工事等は建設課が一応責任を持つという形になっているかと思うんですけども、現在、財政課のほうで契約を行うということになっておりまして、

この入札執行事業のほうもですね、財政課の所管というふうに説明を聞きました。

それで財政課のほうで契約を行うし、係の者がですね財政課に配属されておるということで、工事の完了等についてですね、財政課のほうで最終的に監査をしないとですね、終了しないというふうなことをちょっと1つの事例で聞いたわけなんです、担当課、それから建設課、財政課と3つの課にまたがることによってですね、工事のその完了とか業者からその引き渡しの手続き等がですね、遅延するというケースも出ておりますので、この3者の担当課で行っていく、特に財政課は契約を行ってですね、事業を監督していくというふうなことになった段階で、対住民との関係でですね、利用者の関係で遅延とかそういう支障が来していないかどうか、その点をちょっと特に財政課のほうでどう把握されておるか、お聞きをしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この何ですか、100万円の予算計上はですね、合併の協議会の中で5年以内というふうな協定をしております、その一環の事業として100万円を計上させていただきました。

議長

暫時時間の延長をいたします。

川合総務課長。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

それでは、ただいまのですね本庁舎移転推進事業100万円の内容について、少し詳しく申し上げます。

ただいま町長が言われたようにですね、合併協定書に基づきまして、その適地ということの中でですね、尾鷲高校の長島高校が適地の1つであるという、そういう認識に立ってですね、この長島校が平成22年の3月末に閉校する予定でございます。そうしたことから1つはですね、図面の電子化業務委託料ということで60万円を予定しております。これはどういうことかと言いますと、長島高校のですね、それぞれ管理棟ですとか、それから特別教室棟、それから屋内運動場、武道館等がございますが、長島高校には紙ベースでですね、非常に大きな図面が膨大な図面がございます。ただその一部しかございません。

そういったことから、その中のですね必要な部分につきまして、電子化をしようということでございます。その電子化といいますか、それをすることによってですね、非常に大事な図面の中を電子化することによって、いろんな加工処理ができます。そうしたときに、例えば現在の各校舎等の建物をですね、じゃ検討してみるのにはですね、その電子化をすることによっていろんな加工処理ができてですね、非常にしやすくなるというようなところがございまして、図面の電子化を60万円を進めたい。

それからもう一方ですね40万円の役務費でございますが、これは昨年末にですね町長も県教委のほうに出向きまして、いろいろとお話をさせていただきました。用地につきましてはですね、今後、県教委のほうもですね、その跡地について不動産鑑定といいますかね、鑑定を入れながら検討をしますという話になっておりまして、ただ、その県のほうの鑑定だけではなくてですね、やはり町としてもその辺の土地の価値であるとか、要はですね経済性があるのかどうかという観点を検討するにあたっては、やはりこちらも町としてもですね、不動産鑑定を入れる必要があるのではないかということで、その用地の分についての鑑定料ということで40万円、この2つを計上させていただいたわけでございます。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

ちょっと2つありますもんで、2回目2つになりますが。まずその本庁舎の件ですね、その不動産鑑定は用地のみで建物については含まれないんかどうかですね。その点どうなんですか。

それでさきほど入札執行のほうの財政課の状況判断というのですか、私の質疑についてはどうでしょうか。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

入札執行事業についてお答えさせていただきます。

平成18年度まで建設工事は建設課で指名、入札、契約、検査まで全部建設課で行ってまいりました。それから19年度から財政課で行っておりますのは指名、契約、それで建設課で工事してもらって、それから完了検査でございます。これを財政課でやっております。なぜそうなるかと言いますと、施工するのと、指名とか契約するのと分離したほうがいいんじゃない

んかと、現在の風潮であります。そのほうがいろんな癒着とかあれがないんじゃないかということで分離いたしました。

それで、この工事についてこの中の連携なんですけど建設課と財政課の。遅延というのは今のところ僕としては聞いてはおりません。以上でございます。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

さきほどの不動産鑑定は用地のみでいいのかというお話でございますが、建物につきましては実は町のほうでもですね何度か見せていただいて、建物の強度等も検討をしております。用地につきましてはさきほども言いましたように、県のほうも鑑定を入れるということでございますので、やはり町のほうとしてもですね、それに対応して鑑定を入れていかないと、今後ですね検討するにあたって、あるいは話し合いをするにあたって、それが必要なということで予定をさせていただきました。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

一応、本庁舎のほうはですねわかりました。

入札の関係なんですけども、建設課の管理というのですか、建設課についてはもう一応、例えば修繕計画等についても責任がなくなったというのですか、そういう体制になっているというふうに理解していいんでしょうか。一応、建設課がもう担当課として責任を負っておるというふうに理解しておったんですが。

検査のところまでの財政課の担当というのはわかりましたけども、建設課のかかわりはどうなっているんでしょう。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。建設課の業務でございますけれども、主にですね設計積算、それに工事の監督が主なものでございます。それぞれですね所管の課で管理しております公共施設については、それぞれの課で予算措置をしてですね、その工事の設計だとかいうものについては建設課で設計を行いまして、その入札等の業務については財政課で行っていただくとい

うことでございます。

したがしまして、建設課で行う業務につきましては、繰り返しになりますけども、あくまでも工事の設計積算、それと工事の監督ということでございます。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

今、建設課長のほうからそういう答弁ありましたけども、実態としてですね契約と検査が財政課によって今行われておるということで、実質的には財政課のほうで工事完了の責任も含めてですね検査をしていく、例えば検査終了の集約というのですか、連絡等は財政課で行われているのが実態じゃないんですか。その点少しわかりづらいんですが。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

すみません。少しちょっと説明が不足で申し訳ありません。

建設課のですね工事の監督業務の中で、業者から工事が終了した時点で、完了報告、完成報告書が出てまいります。その時点で財政課にですね、建設課から検査依頼書というものを出示まして、財政のほうで検査を行って工事の完了確認をするということでございます。

議長

家崎議員。

4番 家崎仁行議員

4番、56ページ、企画費、銚子川流域魅力アップ推進事業 399万円の調査研究委託料について、詳しく説明をしていただけますか。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。56ページの銚子川流域魅力アップ推進事業 399万円でございますが、まず、この事業を予算上げた理由でございますが、まず総合計画の重点プロジェクトの中に観光交流プロジェクトというのがございます。その中で銚子川の流域の魅力アップが謳われておりまして、熊野古道や銚子川流域の資源を連携させ、銚子川流域の総合的な活用を推進し、地域の一層の魅力向上と活性化を推進することというふうになってございま

す。

それともう1つ、旧海山町時代に平成5年から6年度の間に便ノ山地区で温泉の調査を実施されております。それも踏まえまして今回、銚子川の魅力アップをしたいという中で、事業の内容といたしましてはニーズ調査の分析、入り込み客等の想定、事業コンセプト、特に温浴施設をつくった場合の全体的なコンセプト、それにイニシャルコスト、当初の投資ですが、それからランニングコスト、維持管理費を踏まえた採算性の分析をやりたいというふうを考えておりまして、この事業を上げさせていただきました。以上でございます。

議長

家崎議員。

4番 家崎仁行議員

温泉も当然入ると思うんですけど、この調査結果次第ですね、温泉の掘削のための予算をですね、来年度以降計上していただけるかどうか、この辺ちょっとお願いいたします。

議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

ご質問でございますが、私で答えられる範囲でお願いしたいと思います。今回の調査研究でございますが、この結果を踏まえてです。財政状況等もあろうかと思っておりますので、その辺も勘案して今後の日程等は決定されていくものというふうに私は思っております。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

6番、50ページですが、50ページの真ん中辺に説明欄に3つかたまっているんですが、ちょっとこれ気になる。まず、町村会の会費ですがね、これ町村会と市長会の両方の外郭団体である市町村振興協議会か、145億円もの莫大な埋蔵金、つまり隠し金持っていたことが発覚しましたですね、発覚しましたですね。宝くじの配分金を10数年間にわたって永々として隠し続けてきたという埋蔵金。いわゆる埋蔵金発覚しています。もうすでに発覚しています。県がチェックに乗り出しています。なぜ会費払わんならんですか、こんな莫大な隠し金持っているのに。145億円29市町で配分したら5億円ずつですよ。町長は町村会の確か理事か、理事やったな。これ配分を要求すべきですよ、有効に使うように。それでこの会費を払うことは不自然や。たっぷりお金があるのに。どうお考えになっておんのか。

それから次の三重テレビとFM三重の助成金って、メディアになぜ助成するのですか。私こんなの初めて見た。何で民間メディアですね、ZTVというんじなしに、これは完全な民間資本の営利企業ですよ。何で助成金を出すのですか。随分収益上げているはずですよ。特に三重テレビあたりはですね。ちょっと不可解なんでご説明ください。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

はい、私のほうからは三重テレビに対する助成金、それからFM三重に対する助成金のことについてお答えさせていただきます。

これにつきましては、以前からですね毎年付いている助成金でございます。それぞれですね三重テレビにおいては各市町村のですね、放送番組をつくったりしております。年に2回ほどは回ってくるんでしょうか、ずっと以前からそういう活動をやっております。

それからFM三重につきましても、各市町村の紹介番組をつくったり、常にそういう活動をしております。それに対して各町村会で助成を、一部助成をしようというものだと思います。これはもうかなり以前から両方とも出しております。

議長

町長。

奥山始郎町長

市町村振興協会ですね、これに対する会費15万8,000円についてでしょう。これが支払うべきではないのかという議員の質問ですが、先般の美し国の駅伝のことで、その振興協会に約148億円やったかな、145億円やったかな、その資金があると、その中の60数億円が貸付金になっております。あとは資金運用をされていてですね、全国の都道府県の例をみますと、かなりのそういう内部留保というか資金があります。それは今後市町村に対する貸付も含めて、より健全性を高めていくという考え方があります。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いや今度初めて発覚したんです。公開されたんです。いやいや知られてませんよ。県自体もこれまでどうも本格的に触ったことがないみたいで、たまたま今度市長会の会長が亀山の田中さんかな、市長会の会長がその振興協会の会長になったから、なんでこんな金があるん

だということになったみたいですよ。だから今、その60何億円も貸し付けしておると言うんやったらどこへ貸し付けたか知らんけど。当町も借りておるんですか。それを含めてね議長、資料を要求します。本日じゃなくてもいいけども、一体 145億円の決算内容、どこに、いくら貸し付けて、何か不自然じゃないですか。そんな大金を抱えて、おそらく運用金利だけで莫大な収入があると思いますよ。だから、いや不自然ですよ。不自然でしょう。本来これは宝くじの配分金で市町村に配分されるべきものが、なぜか10何年間この町村会と市長会の外郭団体で抱えておったというのが実情らしいでね。そうするとこれは透明性に欠けてます。だから資料を出してください。

それとね総務課長、三重テレビやFM三重ね、私も気がつかんだけども、これはもしずっと出して今後も、それはね助成金じゃないですね。その町村の紹介番組のための制作費なら負担金でしょう。助成金というのは私おかしいと思いますよ。この説明書の書き方は。助成金と経営がちょっと上手くないんで、何か助成しようかという印象ですわ。これやっぱりそういう番組制作のための町村紹介の番組制作のための制作費負担なり、広告料なりの扱いすべきです。助成金というのはこれはおかしいですよ。これは予算編成上の問題、総務課長か財政課長かな、これ。助成金ていうのはおかしい、言葉。いかがですか。今後改めてもらいますか。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

町村会のほうからもこれは助成金という形で毎年来ております。金額ですね。ただ、内容もう一度検討しまして、それは改めるべきであればそういうふうにしたいと思います。

それからもう1点ですね、三重県町村会でございますが、自治振興協会ですか、それとはまた町村会とは違う組織でございます、その点をご理解いただきたいと、市長会等もそれは入っておる組織でございます、はい。

6番 北村博司議員

町長は出すと言ったんだからあなたが否定することはない。決算内容。

奥山始郎町長

あとで出します。

議長

町長、よろしいですね。

奥山始郎町長

はい。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

68ページ、腎臓機能障害者通院交通費補助事業、昨年来、腎臓機能の方からの請願も出されて、今期新しく交通費の補助が出たことは本当に高く評価したいと思います。そして具体的には4月からどういう方法で実施されるのか、お尋ねいたします。本当に待っていた第一歩になると思いますので、よろしく願いいたします。

あと68ページで、紀北町障害福祉計画策定事業委託料も42万6,000円と出ていますが、これは第2期の障害者福祉事業策定事業、20年度につくらなくてはいけないということになっておりますが、そのことにあたるのかどうか。

また、めぐりまして同じような策定事業が73ページにも次世代育成支援対策地域行動計画策定事業、これ計画立てる事業だと思うんですが、詳しく説明をお願いいたします。

もう1つ、高齢者の方の計画も、高齢者保健福祉計画見直し事業という、これも策定で委託料が出ておりますが、詳しく説明をお願いしたいのと。

また、もう1つですね、70ページに老人医療費等協力金で紀北医師会老人医療費支給助成金と、歯科医師会老人医療費支給助成金というのがあるんですけども、老人医療費の中で午前中から後期医療費とかいろいろあるんですが、このことについても詳しく説明をお願いいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。この前の説明会でもちょっと若干説明させてもらったんですけども、金額少なかったものですから、ちょっとこの分は抜けていました。紀北町の障害福祉計画策定事業からちょっと説明させていただきます。

68ページになります、42万6,000円でございます。第1期の計画としてですね、すでに今できておるんですけども、第2期の計画ということで町村独自ですね、計画をつくらなあかんものですから、その21年度から23年度の3ヵ年にかかる計画であります。具体的な数字をですね、言うたら目標数値を上げてですね、つくっていくというような形で、内容につい

てはですね、ちょっと細かいとこまでちょっと持ち合わせてないもんですからあれですけども、一応3ヵ年の計画をつくっていくということであります。

腎臓機能障害のですね、交通費助成なんですけども、一応、片道5km以上を対象に考えております。5kmから20kmまでが月1,500円、20km以上が2,000円ということで考えております。あと月6回以上通院される方ということで、特定していきたいと考えております。ほとんどの方が月6回以上ではなしに、ほとんどの方が8回から10回通ってみえると思いますので、一応月6回ということのちょっと基準だけはつくらせていただきました。

それで大体この20kmのとこなんですけども、道瀬のバス停あたりが20kmになろうかと思えます。長島区のほうの道瀬のとこら辺のバス停がですね、大体尾鷲病院からですね20kmぐらいの範囲内になると思います。一応そういったところの対象でいくと20km以内の方が大体42人ぐらいですね。それで20km超える方が大体27人ぐらいみえるんじゃないかということで、うちのほうは推測しております。

次に、高齢者福祉計画の見直し事業なんですけども、高齢者福祉計画につきましては、広域連合がつくってます介護保険事業計画と連動しまして、同じような業者に委託になろうかと思えますけども、5次計画の見直し事業で高齢者の全般にかかる計画でございます。

計画年度としましては、21年度から23年度までの計画でありまして、内容的には委託料になっております。介護保険の事業所を決定するときにはですね、町のほうもそこら辺の協議に入らせてもらってですね、業者の選定にはあたっていきたいと考えております。どうしてもアンケート調査とかですね、共通する部分がありますので、同じ業者に委託したほうがですね、安くなるということの考え方の中で、うちのほうもできたら介護保険事業計画とあわせてやっていきたいと考え方のもとで、計画を上げさせていただきました。

以上でしたか。

3番 近澤チヅル議員

いえ、あともう1つ計画の中にですね、それとページ数からいきましたら70ページの中に老人医療費等協力金で、紀北医師会と歯科医師会に助成金が出ているんですけども、この内容をお願いいたします。

あともう1つ、次世代育成策定地域行動計画策定事業の同じような若い人のものなのか、具体的をお願いいたします。

塩崎剛尚福祉保健課長

初めにうちの関係する部分で、次世代育成支援対策事業の行動計画のほうを説明させてい

いただきます。次世代育成支援行動計画につきましてはですね、すでに計画は今のところできておるんですけども、今回見直しということで21年度まで、今の現在の計画は生きてます。というのは紀伊長島区のほうでは旧の紀伊長島町時代に、海山区においては旧海山町時代に計画を策定したのが17年度から21年度にかかる分の計画であります。その計画の見直しということで、これはもう全国的に行われるものでありまして、予算につきましてもいくらかわからないんですけども、交付税の算入があります。

その中で、20年度におきましてはこういった計画の中のアンケート調査を主にやっていきたいと考えております。それでそのアンケート調査を基に、これまでの一応計画の中の見直しも行いながら、21年度に正式な計画書を作成する予定であります。以上であります。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えいたします。70ページでございます。この助成金につきましては老人医療費の無料化に至った時期がありました。確か45年か46年ぐらいですね。そのときにですね医療機関において保険請求事務が煩雑化するということで、その協力金という形でですね、当初助成しておったようなんですわ。その後ですね、老人保健制度が創設されたということで、事務は簡素化はされたんですが、助成についてはその後継続して今日までやってきたということで、紀北医師会のほうが180万円、歯科医師会が21万円ということでございます。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

腎臓障害者の通院費のことについて、4月から具体的に始まると思うんですけども、申請する方向になると思うんですけども、具体的には申請の方向とか、何ヵ月に1回1,500円を毎月払うんじゃないかなと思われるんですけども、そういう細かいところまで決めておられるのか、もしわかればお願いしたいと思います。

先日のですね、新聞を見ていつも腎臓疾患の方はですね良くなることはなくて、暗い気持ちで生きているんですけども、本当にちょっと一歩前へ、未来へ半歩でも歩けたんじゃないかなという思いがありますので、4月から本当に実のある助成にしていきたいと思いますが、申請の方法をお願いいたします。

そして、障害者福祉医療計画のほうは、町でつくらなくてはいけないということですので、

職員の方だけでなくってですね、障害者の方とか家族の方とか、そうことを交えて実のある計画にさせていただきたいと思いますが、その辺のことも具体的にはそうする方向なのかどうか、お尋ねいたします。

そして、高齢者の福祉計画に対しても21年から23年度の見直しで、アンケートなどで介護保険と同じようなところに委託されるということですが、なるべく高齢者の方の意見なんかもその中に入れるようなきめ細かい計画をつくっていただきたいと思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

そして70ページ、続けていきますが、老人医療費のことは昭和46年ぐらいに老人医療費が無料になったところから習慣として続いているということなんですが、老人医療費も今は1割が負担で65歳から74歳の方はもう2年後には2割負担のこともありますし、現役並み収入の方はもう死ぬまで3割ということが決定しておりますので、このことについても見直しとかそういう方向で計画とか話し合いは行われることはないのでしょうか、お尋ねします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

まず初めに、人口透析についてお答えします。人口透析患者の関係なんですけども、一応申請につきましてはですね、毎月取るのは大変なものですから、やはり6ヵ月に1回程度申請していただくよう形で、まとめて支払うような形でいきたいと思います。その際にですね、一応身体障害者手帳とかですね、通院の確認できるものですね、そういったところを取っていききたいと考えております。

あと、障害者の計画なんですけども、去年ですね、計画書につきましては尾鷲市と紀北町で紀北地域障害者福祉計画を作成しました。これは具体的ないろんな団体とかですね、施設の方とかいろんな方の意見を聞きながらですね、つくり上げたものです。それに基づいて紀北町の障害福祉計画をつくったんですけども、その見直しをしなくてはならないということで、主に町でつくる計画についてはですね、数値目標的なのがですね対象になってきますので、そこら辺は加味しながらですね、つくっていききたいと考えております。

高齢者の福祉計画につきましてもですね、そのアンケートの中で高齢者の意見が十分取り入れられるような形でですね、できるようにうちのほうからですね、広域連合のほうへもまた話をしていきたいと思ってます。この前もですね、その話の中で広域連合にはアンケート調査の中身については、町のほうにもですね尾鷲市と一緒にやるものですから、尾鷲市のほう

にも意見を十分聞いてですね、自分らの考えが入れるような形でやってもらうようにということでの申し伝えはしております。

子育て支援計画につきましてもですね、そういったことが十分反映できるような形で作成していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

金額につきましてはですね、19年度より紀北医師会においては1割減額ということで、町のほうの財政も非常に厳しいものですから、そういうようなことでお願いはしております。

1つにはですね、もう一方この助成金の意味合いがですね、いろいろ福祉の面においてもですね、先生方にご協力いただいておりますということであっての、この助成金でもあるわけでございますので、今後、また医師会等々とですねいろいろ協力をお願いせんらんようなことも出てきますし、そういったためにおいてもですね、今後福祉サイドとも連絡を取りながら、医師会さんのほうとですね連絡を取り合ってやっていきたいと考えております。

議長

谷議員。

21番 谷節夫議員

ページが73と74にかけて質問いたします。民生費のところでですね、今、実は赤羽保育所と志子保育所ですね職員とか、あるいは生徒数とか、それから3年先までぐらいの推移がね、どんな状況にあるのか、一度まずそれを先お答えしていただきたいです。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

志子の保育所については今年のところ6名なんですけども、園児の数からいったらですね、もっとおると思います。うちとこ調べた段階でもですね、10人以上の方がおったと思います。ただ、保育所ですので、今のところ申し込みが6名です。新しく入園される方が志子の保育所の場合6名です。赤羽のへき地保育所のほうですね。へき地保育所のほうが2名です。

21番 谷節夫議員

合計で何名いるの。

塩崎剛尚福祉保健課長

合計で8名です。今のところ申し込みは。

21番 谷節夫議員

いやいや申し込みじゃなくして、現在いる人数。保育所に通っている。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。現在の数はですね、ちょっと今持ってないものですから、申し訳ないんですけども、もう少しおると思います。志子についてはもう少しおると思います。赤羽についても4名ほどおると思います。現在は。

ただ、地区にはですね保育所に通う対象の方がおるんですけども、やはり今、保育所についてはですね、今どこの保育所にも入所できるということで、仮に赤羽の方とかですね、志子の方がですね、ほかの保育所へ行っておるケースもあります。そういった関係で今現在こういった新規の申し込みをとったときに、志子の保育所の場合は6名、赤羽の保育所の場合は2名というような申し込みであります。

21番 谷節夫議員

それから職員の状況をちょっと聞かせて。

塩崎剛尚福祉保健課長

職員につきましては、志子の保育所は3名であります。園長を兼務していますので、赤羽の保育所の園長と、志子の保育所の園長兼務がありますので、一応、志子のほうには3名配置されております。赤羽のへき地保育所のほうには2名の保母さんが配置されております。合計5名の保母さんが配置されております。

議長

谷議員。

21番 谷節夫議員

これがね今後、志子小と赤羽小の推移にも随分関係してくるんですけども、実は予算措置の中でね、今もちろんその所長も赤羽と志子と兼務してらっしゃる。入所されている人員も非常に少ない。おそらくこれは建ててから私の記憶では、私がちょうど父兄のときにですね、もう30数年になると思うんですよ、両方とも保育所というのがね。そんな中で非常に私立というのですか、私立の保育所は充実しているというか、非常に園児も多くてですね、いろんな形でそれなりの教育というか、それなりの指導をしていると。

そんな中で、こういう予算を編成するときに、政策的な問題にも入っていくんですけども、この赤羽保育所、それから赤羽のへき地保育所、志子保育所建物も古くなってて、当然これ

修繕代もときどき出てきてするんですけども、この辺、これはちょっと町長にお答えしていただきたい。3月でないとなかなかこんな質疑もできませんので、町長は今後ですね、こうした過疎と少子化をまともに受けているこういう施設というか、それから親の要求とかそういうものをときどき聞いてらっしゃると思うんですけど、その辺を町長に回答していただいで私の質問終わりますけども、新年度でありますので町長のお考えをお示してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

このような数字を見てですね、地元の意見も要望もありましたので、来年度には見直さなければいけないなというふうに考えております。

議長

ほかにございませんか。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

奥村であります。49ページ、この三役の人件費ですけども、地方自治法が変わってですね、変わったはずですけども、この変わった地方自治法の内容を読み上げて、なおかつ解説していただきたい。

それから三役の人件費として上がってますけども、収入役の年間に収入役に支払う金額はいくらかどうかということ、再度お聞きしたい。

それから本庁舎移転推進事業ですけども、これは町長にお聞きしたいわけですけども、多くの複合的な要素でいろんな問題が町内を駆けめぐっております。それはもう160数億円の訴訟費の問題を中心としてですね、いろんな問題が駆けめぐっていることはご承知のことと思いますけども、統合に際してはですね、今出ているのは当時海山でやったのは、その統合しなければならないという形でアンケート取ったから、ああいうふうな結果になったわけであって、きちっとした統合をした場合のメリット、デメリットをきちっとすればですね、私は統合にならなかったと思っております。

それで多くの問題を積み残してですね、当時の最高責任者らがですね、自らの至悪でもって、統合に走ったということは明らかな事実だと思っております。そういう中であってですね、この庁舎の問題も十分な討議を経ずにしてですね、一般の住民にはわけのわからんような統合のあれになっているわけですよ。庁舎についても長島区内の国道筋というのは承知し

ておりますけども、旧長島高校、いわゆる長島高校の跡へ持っていくのは暗黙の了解とかいうふうに言ってましたけども、これはね、どの問題でも、新しい酒は新しい皮袋に盛れということわざがあるように、これは適地については再度見直してもらわな困ると思います。なぜならばですね、これは学校群は学校群として私は残さないかんと思いますよ。

それから、相変わらずですね公債比率が三重県下から一番目か二番目に悪い中であってですね、あえて金を注ぎ込んでまでですね、庁舎の移転とかですね、そんなものは私はする必要ないと思っております。その辺の町長の考え方、町長の答弁ひとつによってはですね、これは重大な問題をさきほど言いました問題と含めてですね絡んでおります。

というのは、なぜそのリサイクルの問題の 160数億円の問題を解決しないままですね、合併したのかという問題にある面では尽きる部分もあるわけですよ。だからこの適地の問題については十分論議する必要があると私は思ってますし、それについてのきちっとした回答がなければですね、これは重大な決意をせざるを得ないというふうに私は思っております。

それからさきほどの訴訟費の関係ですけども、58ページ一般訴訟費です。私はこれはけりが付いてない問題があるんじゃないかと思うんですね。それで地方自治法第 220条第 2 項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額は流用することができる場合は、次のとおりと定める。それで町長が盛んにですね私どもに言いましたのはですね、本訴状が届いていないから、届いてからいろんなことを検討するんだと、しかし、事実上はもうすでに検討に入っていたわけですけども、多くの点で、いくつかの点でこれ町長誤りがありますよ、あなたの考え方には。仮の訴状が地裁に届いて、大体 2 ヶ月としたものなんですよ。それで弁護士を変える、なぜあなたはそしたらお聞きしますけど、あなたたちはですね、私たちに隠してまで熟達した弁護士というふうに使ってますけども、なぜ負けた弁護士を使ったのですが、今回も使おうとするのですか。

それから特別委員会でも話題になりましたけども、テレビの入っているところで和解の内容を言ってください。それから産業建設常任委員会だそうです。改めます。以上です。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。この本庁移転という事業はですね、合併協議会の中で、合併協議会は 21名の両町の議員をはじめ、民間の人で構成したもんです。これはもう合併するときの、もう一番最大の問題、課題となったわけです。そこで協議してですね、旧両町の方々が苦渋の

選択としてこの道を選んだわけなんです。そして合併が成立した経緯があります。それは先の議会でも議員によって、北村議員だったかな一般質問の中で説明は十分にされたと思っております。

そういうわけで、その決めた大きな課題をですね、実行していくというのは私が今、町長職におるところ責務があると認識しております。それにはもちろん議員のいろいろな意見は聞きながら、適地に定めるんですから、適地はどこやということについての議論もですね、十分やらなくちゃいけない。財政のことも、それからまちづくり全体の中で今後どうしていくかと、そういう広い議論をしながらですね、その決めたことを実行していくということは、私の責任においてやらなければならないとそう思っております。

それから次に、なぜ負けた弁護士を使う。それは裁判ですからすべて弁護士の責任で負けたという認識もあるでしょうけれども、しかしながら、今回の損害賠償請求で非常に重要なのは、環境問題に精通した方、それから行政法に詳しい人、これまでの経緯を熟知している方が大変大きな意味を持っておるという認識を、私が持っています。ですから、そういうことを度外視して、これまでの経緯の中でこの問題に取り組んでいきたいとそう思っておるわけです。

収入役の任期はですね4年間というふうに、これは合併の決まりの中でその当時収入役を置いているものについては4年間の任期が認められております。以上です。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

それから答弁漏れがあるじゃないですか。その地方自治法言っていただきたいという。変わった地方自治法をお知らせいただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

奥村議員、もう一回収入役の件については申し上げます。

これは合併のですね、地方自治法改正がありまして、合併した当座は収入役がおれば置くことができるんですが、置かなくてもいいということになっておりますけれども、私の考えとして、収入役はいたほうがまちづくりがより進捗するという判断をいたしまして、置いております。以上です。

19番 奥村武生議員

まだ答弁漏れあるよ。年収。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

収入役のですね報酬でございますが、月54万円でございます。その年額と、それから年末勤勉等合わせまして、約 800万円ということでございます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

地方自治法の改正によってですね、見直しがあったわけですよ。だからですね町長の考え方はわからんわけじゃないですけども、住民の紀北町のですね財政問題を論ずるならばですね、合併比率の50を遥かに超えてですね、100を超えているわけですよ。議員もですね22名から18名に苦渋の選択をしておるわけですよ。行政も当然するべきやないですか。あなたが収入役をお気に入りだったらですね、別に副町長を県から呼んでこなくても、収入役を副町長にしたらいじゃないですか、あなたが必要なだったら。私はそう思いますよ。

何もかもしわ寄せをですね、一般住民に置いておいてですね、あなたたちはぬくぬくとしておる。こんな馬鹿な話はないんじゃないですか。自治法のこの改正はですね、一職員が収入役の代わりができるように定めておるわけですよ。取り方によってはね。必要ない。いわゆるもう必要ないということをお中では言っておるわけですよ。非常に理解に苦しみますけども、いかがですか。町長は本当に紀北町の財政の問題を私は考えているとは思わんのですよ。

それから弁護士の問題についてですけども、これは私は紀北町が今一番住民の皆さんが不安に思っているのはですね、進路なんですよ。これに対してどう対応していくかということなんですよ、適正な対応を。弁護士のですね力というのは重大な意味を持つわけですよ。町長は熟達したと言いますがね、私は熟達してないと思いますよ。私も9回の裁判の経験があります。今上告中でありまして、この間から。費用の問題についてもですね、かつて全通信労働組合関東地方本部がサワキ君というのを損害賠償問題に国賠法でやりましたけども、そのときだって1,000万円を超えてないんですよ。あまりにもこの訴訟費は高過ぎる。言いなりに弁護士の言いなりにしておたらね、こんなものたまったもんじゃないですよ。私は弁護士も知っておりますけども、岡村先生とかいうような。あの人だって日本一ですけども、

国賠法の国家的な権威ですけども 800万円ですよ。すべてを合わせて。1,000万円超えるなんて異常なことですよ。にもかかわらず 5,000万円からのその訴訟費用を取っておる楠井事務所を頼むということについてはね、私は紀北町の将来にとってね財政面でも、あるいはこの訴訟の面でもね、絶対に納得するものではない。町長はこれは考え方を覚えてもらわなあかんよ。

その普通ね、負けた場合はね、次の弁護士私も頼みました。しかし、その十分連絡を取ってくださいねというふうに話をしても、次に受けた弁護士は絶対話をしません。いわゆる負けた角度から再度検討したって何の意味もないんですよ。力のある新しい弁護士から違った角度でどこに問題があったかということ、客観的にですね検討してもらって初めて次の展望が開けるもんなんです。この金額の面からいっても、それから楠井事務所のその力量の問題からいってもね、当然これは住民の皆さんは納得できないんじゃないですか。今、住民の皆さんが言っているのはですね、日本一の弁護士を頼んでくださいということなんです。極端なことを言えば。そして適正な対応をしていただきたいということなんです。

町長は、全然住民の皆さんの声は全くわかっておりません。どうですか、その辺について。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、人事の問題にあなたはアドバイスのような意見を述べられたんで、私の答弁としましてはですね、この合併当初のこの4年間の執行部の三役、四役については、極めて重要な意味を持っておるものであってですね、収入役について特に言っておられるように思っておりますが、私はもともと長島出身で海山区の人的関係、いろんなことについては不案内のことはあなたもご存じだと思いますが、それだけではありません。いろんなことにですね、この方の能力を活用、それからまちづくりに反映させていただいております。そういう意味で私は今もおって働いてもらっているわけなんです。これは人間がどうか、それを越えたいえでの私の選択であります。

それからもう1つは、弁護士の料金は高過ぎるとか、それから負けた弁護士を変えろとかおっしゃいますけども、それはさきほど答えたとおりなんです。新しい事件がここに起こったんですから、それに対応するのにどういう方が一番必要なかということ、私は考えた結果なんです。しかもですね、着手金が105万円ですよ。1人頭。普通だったらもっと数倍、数10倍の値段が払わなくてはいけないという決まりがあるんですけども、それは理解を

してもらっている。つまり財政が苦しい。よろしく申し上げますと言うて、105万円に負けていただいているような内容です。

私も財政の町政全般の責任者として、財政は頭から去りませんよ。ものすごく神経を使っています。そういう中で10数年の訴訟費がどうだったのかということもここで論じたら、それは意見がいろいろ見方があるから違うでしょう。そのようなところをご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長

もう4回目です。答弁漏れでしたら結構ですけども、4回目です。

そしたらもう1回だけ許します。端的にお願いします。テープのほうもちょっと時間が切れそうやもんで。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

町長はもう全然裁判のこともわかってないし、住民の気持ちがどうかということも全然わかってない。私は前回の裁判について負けた以上は、私は町長は責任を取るべきだと私は思います。

それから収入役の問題については私は何も言いません。これ以上は。人事権は町長にあるわけですから。しかしながら、財政の面であなたの考え方は住民不在の町政であることは、ここで申し上げておきます。

それから今までの経緯、さきほども何回も申しましたように、今までの経緯とか関係ないんですよ。まして前は行政訴訟、今回は国賠法、あるいは民事なんですよ。だから住民の皆さんが望んでいるのは前の弁護士のグループを重要視するんだっただけですね、1人でいいわけですよ。1人で、1人でいい弁護士をつくんだっただけ、その弁護士というのはすごく嫌がるんですよ。住民の皆さんもこれは望んでいるんじゃないですか。

最高の弁護士を付けて、弁護士軍団をつくってですね、きちっと対応していただきたいというのが、私が知る限りの住民の声ですよ。回答は要りません。これで以上です。

議長

ここで6時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 5時 54分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 6時 10分)

議長

次に、入江議員の質疑を許します。

11番 入江康仁議員

前者議員といろいろ重なるところもあるかと思いますが、質問の内容はちょっと変えてやりたいと思います。

50ページの顧問弁護士の委託料、これ45万円しているけど、これは去年もそのような上がっていてですね。楠井弁護士さんということの中でいってるけど、これは変わってないわけですね。ということをして1点。

そして、もし変わってないんだったら、やはりこういうこともですね、議会にこうやっぱり知らせてくれてですね、やっぱり皆が納得のうえで、ということはさきほど前者議員も言ったけど、もう負けてるとか、いろんなことのあるいろんな批判がある。お魚らんの問題にしろね。だから町民からは弁護士の金儲けだというようなことも町民の皆さん皆言っておるわけですから、これもちょっと的確に答えていただきたいし、また変えて、私どもとしてはやはり変えるような方向でいきたいと思いますが、町長のやっぱり答弁をきちっと聞いてから、また質問します。

2問目はですね、51ページのさきほど本庁舎移転推進事業のこの予算に関連してですが、町長はまだ場所も決まってないとか、前者議員に場所の検討中だとか、いろんなことをさきほど奥村前者議員には言ったと思うんですね。しかし、これは合併協議会の中で苦渋の選択の中でやったと思うんですね。要は場所は今の長高跡だけど、長高の生徒たちがいるからまだそれは表に出せない、そしてこれがなくなって廃校になるということは、県の中でや

っていると、その中で暗黙の了解でということはもう決まっているんでしょう、これ。そうでしょう。それをまだ今決まってない、どこにするかということはちょっとおかしいんじゃないかと、ここをきちんとお答えをお願いします。

そして52ページの節の14、18、使用料及び賃借料、それで備品購入費の中でですね、この法令例規集管理事務ということで 650万円、そして文書取扱事務ということで 1,630万円上がっている。これはどのような中で、そして文書取扱事務の中には役務費が 1,030万円上がっている。これはどういうとこを指すのか、きちんとちょっと説明、詳しくお願いいたします。

それで、この54ページの地区集会所建設事業、これ新規事業ですけど、中で、これもですね今、本当に財政が苦しい苦しいと言いながら、弱者に対する福祉予算を皆削っております。その中で今この約 2,500万円かけて集会所が本当に必要なのかと、それだったら今の苦しい苦しい財政が苦しいと言っておるんだったら、この地区に行きたくて必ずやりますから1、2年待っていただけないかと、延長するような格好でですね努力するのも町長の務めじゃないんですか。そこのちょっと答弁をお願いいたします。

そして56ページの銚子川流域の魅力アップ、さきほど説明もいただきましたですけどもね、これはあくまでも事業とやる以上は、温泉とかいろんなことあった。あったけどこれも今財政が苦しい中でこれは何億円ともいうまた事業につながっていく、それだったらやれるようになってから予算を組んでやったほうがいいんじゃないだろうか。今やってもこの事業が来年、再来年に着手できるんだたらいいけど、とてもじゃないけどできないでしょう。今の財政では。それだったらいろんな時間、まだこの町のですねこれからどうなるかわからん、まだ。ならんなかでやるんだたら目先のことを先確実にやってですね、長期計画かなりきちんとできたときに、こういうような新規事業の中で取り組むのはいいけど町長、先行き不安の中でこういう新規事業して、無駄なこれ約 400万円です。私ははっきり言ってやすらぎ苑のバスの補助金を長島で 200万円、海山で 200万円て、これも 400万円ですよ。これだったらすぐに町民にね直結してね生きます、このお金は。しかし、この調査費はこれからのことでいつ役に立つかわからん。ましてまた過疎も進み、財政が悪化したらできないことの中でですよ、なぜこういうような新規事業のものをやるのかと、そこの町長の考えもはっきりひとつ聞かせてください。

そしてさきほど58ページ、水道関係訴訟費ですね。 529万円、約 530万円、町長はあたかもですね、町長、弁護士をもう決めているとような発言をやっている。まだ予算処置もやっ

てない中で、だからそういう発言が議会軽視につながるというんです。そうでしょう。だからそういうときにはこういう弁護士でこうでこうでと、今、今回はあなたの言うておるような弁護士にね、皆議員は賛同するとは言っていないですよ。いろいろな意見がありますよ。そういう中において、その弁護士をさも決まっているような、あなたの中でこれ国家賠償法というね訴訟問題です。今度は。新規です。それに変わればあなた決まっておる、今までの継続の弁護士でいきたいという旨をいうけど、弁護士を変わればこれからの展開も変わるかわからん、町長。業者が弁護士変わったら、ああそんなら業者も考えようかとなるかわからん。これはまた一般質問でも言いますけども、そういうことあなた考えないんですか。

だから町民のためにするんだったら、もっと真剣に考えたらどうですか。もう今、さきほど私は前の質問で言ったように、町民はね、延びたら延びただけそれは弁護士の金儲けですわ。だからそういうことはもう一切してくれんなと、町長あなたの発言の中で言うておるのは、あなたが皆決めるんだったら、あなた個人で払ろうてくれということになるよ。当然、それでこの弁護士がまだ決まらない中ですけど、決まった場合は当然町長、この弁護士もこの議会に呼んで、そして町民に対してどういうふうな説明して、町民を安心させるようにするんでしょね。そこのところもまたお答え願います。まだ決まるか決まらんかわからんけど、そこのところ、もし決まった場合は、やるんでしょね。だから、今度はもう町民は今までのようなわけにはいきませんよ。それだけ言うておきます。

そして68ページ、腎機能障害者、障害者の補助事業ですわ。本当に町長この予算で褒めるというたらここだけですわ。新規事業で、ただよう考えてくださいよ。この新規事業の中で140万4,000円、大体私はこの透析に通っている人たちは大体87名ぐらいじゃなかったかな。違う。70名ぐらいか。70名ぐらいです。これを140万円割って12ヵ月で割ると、ちょっと計算するわな。1ヵ月1,696円、1,700円です。これも褒めよと思うたけど、こんなんだったらちょっと前に進むけど、町長、もうちょっとね月に1万円ぐらいか、最低でも5,000円以上のものは出るようにしたらどうでしょうか。これは褒められることだけど、そういうことの中で褒められないですよ、これ。ごまかし用の予算しか見えないですよ、これ。もっとするんだったら、私ども町長よくやってくれたなという、この予算付けをできないんですか。

いろいろな福祉予算に対しては、さきほども言ったけど、5万円だ、ああ1万円だと削って削ってしておって140万4,000円、これは本当にまあ良かったなと、よう考えてみれば、これほんま1ヵ月に2万円ぐらいなるのかなと思ってておったら、2万円を12で割らなあか

んのや、こんな 1,696円、1,700円ですわ。果してこれは本当に今までゼロだったから、ちょっとでもそれは助かるでしょう。しかし、助かるんだったら本当に心から、あっ良かったありがとうと、透析している人らに言われるぐらい付けたらどうですか、町長。

そこのとこですね、やはり私らもこの予算に対してはいろんなチェックしながら、いろんなことを町民からも要望もあり、いろんなして見やんならん。もっと町民に直結した福祉予算をやって、紀北町が合併して良かったと言われる予算づくりをやってもらいたいと思うけどですね、これではなかなか町民も不満だらだらですよ。そういうとこを町長の明確な答弁をお願いいたします。町長、いくつ質問したかわかってる。

議長

町長。

奥山始郎町長

メモしておりますんで、今度はもう外れないように、50ページの顧問弁護士ね。それから52ページ、それから54ページ、地区集会所、51ページ本庁舎ね。それから58ページ、それから腎機能の障害、以上でしょう。

お答えいたします。顧問弁護士委託料45万円、これについては前年度に同額でございますけれども、最近特に訴訟のいろんな訴訟だけではなくてですね、法的な問題というか課題が発生しておりますんで、しょっちゅう顧問弁護士に質問し、お知恵を得ておりますんで、この45万円はかなりの有効性があるなど、私では考えております。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、今さ一つひとつしていかなわからんようになっていくんで、今のよう質問はしてないよ、僕は。弁護士を変えるべきじゃないですかという質問よ。この顧問弁護士の45万円に対して言ってない。そんなことは。だから議長きちんと聞いてやってくださいよ。

奥山始郎町長

変えるというたのは、あんた別のとこで言うたんと違う。

11番 入江康仁議員

顧問弁護士のとこでも言うておる。ここでも言うておるよ。

奥山始郎町長

お答えいたします。変えるべきではないと考えております。

11番 入江康仁議員

それで議会に報告せなあかんやろということを言うたんや。

奥山始郎町長

これはまだ、この予算案を認めてもらわないと、公表というわけにはいきませんが、プラスまだもう1人頭の中に、顧問弁護士のことですか。ああそうか、わかったわかった。混乱しますわ。

顧問弁護士は変えるべきではないと、町の事情もよく知っておられるし、かなり適切に対応していただいておりますので、私はそう判断しております。

次に、本庁舎移転につきましては、合併協議会の当時ですね議論した中ではですね、尾鷲高校長島校の跡は、かなり有力な候補地として皆さん思っている。しかし、これは正式に決めていただければならないので、今の段階でそこに決まったということは言えませんやろ。言えません。だから有力な候補地であるということに私は申し上げておきます。

11番 入江康仁議員

町長、それやったらこの調査費は何のために使うのかというの、ちゃんと言うてくれやなあかんやないか。

奥山始郎町長

だからさきほども言いましたように、やっぱり有力な候補地であるんだから、その調査を前もってしていくのが順当なことであろうと考えておりますので、皆様議論されるときにいろんな資料提出が必要でしょう。またそのほかのところはまだ考えておりません。

それから次に、地区集会所建設事業費 2,514万 2,000円、この地区集会所はですね、地区の住民の皆様は非常に活用度は高いものでありまして、しかも避難所にもなっておるんですね、町民の皆さんの安全・安心と生活の中での利便性を考えて、これまでできたら両区やりたかったけども、今回は海山区のほうで決めさせていただいたわけでございます。

その次、銚子川流域魅力アップ推進事業の 399万円は、これは長年北町になる前からですね、海山区でも温泉掘削のいろいろの調査をやってこられておるし、それも踏まえながら銚子川流域、また海山区全体的な集客交流の場をですね、何とか検討してまいりたい。それには調査がいると私は判断をいたしまして、この予算を計上させていただきました。

議員は、やれるようになってから予算計上をしてはどうかとおっしゃいますが、私の考えといたしましては、今、計上しておいたほうがよりいいのかなと考えました。

その次に、水道関係訴訟費のことですね。今後、訴訟が予定されておりますので、この訴訟については紀北町として最善を尽くしてですね、自分たちの、我々の町のための、町民の

ための主張というものを展開していくために、これを計上させていただきました。弁護士の費用は高過ぎるのではないかと考えておりますが、その辺にも前者議員にも申しあげましたけれども、弁護士費用。

11番 入江康仁議員

変わることによって違う展開が開けるのじゃないか。

奥山始郎町長

言ってませんよ。それは1つの入江議員の考え方でしょうけれども、私はやっぱり今回の損害賠償請求事件はですね、これまでの先の訴訟の経緯を熟知している弁護士が非常に有効であると、そのように判断をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから腎臓機能障害者の通院交通費補助事業なんですけれども、この事業についてもですね、これは新規の事業を付けさせていただいたんですが、予算計上したんですが、県の北勢、中勢においてはかなりの自治体がこれを計上しておりますが、東紀州地域においてはなかなかなくなっておりませんけれども、議論を沸騰させた中でこれは必要ではないかというふうに判断をして、それは額の多いとか少ないとかではなくて、その透析をやらねばならない人たちに少しでも補助していこうという姿勢を問われているものと、そのところをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

はい、それでは議員さんのご質問の1つは使用料賃借料、それから法令例規集、それから文書取扱事務についてご説明させていただきます。

まず、法令例規集管理事務 650万 3,000円でございます。これは1つは法令、あるいは例規の追録でございますね。それから各種書籍の購入等でございます。これが 137万 2,000円でございます。それから例規集のデータベース維持更新手数料、それから利用料等がございます。これは例規集と合わせてパソコン上で例規が検索できるシステム等の維持管理等も含めてでございます。これが 329万 3,000円。それから例規の立案審査システム委託料というのは、今回新規でございますが、100万 8,000円でございます。これは条例等作成するときにはですね、事前審査、それから立案についてのいろんなですね、上手くできるソフトが入っております、その立案システムでございます。これが 100万 8,000円でございます。

それから法令執務研修というのですね、20年度から新たにですね実施していこうと、各職

員もですねもっと多様な法令の知識をつけて勉強していこうということで、法令の執務研修等ですね。そういったものをしていこうということで83万円でございます。

それから次に文書取扱事務 1,630万円でございますが、文書ですね発送、発信ですね。それから収受等は現在総務課で一本化しております。これは本庁支所もあわせて総務課でやっております。そういう関係がございまして、まず役務費でございますが、これはすべての郵便料金と、それから宅急便等の郵送料でございます。これが 1,030万円でございます。

それから需用費でございますが、これにつきましては各種のですね、本庁支所等すべてで使うコピー用紙、あるいは複写機の使用料ということでございます。

それからもう1つですね、使用料及び賃借料 1,061万 4,000円でございますが、これはいくつかにわかれてございまして、1つはですね事務機器、一番下にございます事務機器管理。

11番 入江康仁議員

ちょっと待って総務課長、1,601万円でどこのこと言うておんの。

川合誠一総務課長

1,630万円でしょうか、文書取扱事務のところでちょっと説明さきほどさせていただきました。

それから3つ目、事務機器管理の 243万 7,000円でございます。この下にですね使用料及び賃借料 221万 7,000円でございます。これにつきましては複写機ですね、それから印刷機、これは本庁支所もあわせでございますが、これのリース代等でございます。それからさらに使用料はですね、これは企画課のほうでございますが、ホームページのCATV行政放送の使用料及び賃借料 756万円が含まれてございます。以上でございます。

11番 入江康仁議員

ちょっとわかりにくいな、説明は。議長わかる。例規整備委託料の 100万 8,000円がさな。役務費のこの 329万 3,000円、ちょっとわかりにくいやないか。

それで議長、これの使用料及び賃借料の83万円は勉強会にしておるあれやというけど、何が使用料と賃借料になるの、この勉強会に使うあれは。わかりにくいよ。今のわかります、皆。もっとわかりやすい答弁。

議長

総務課長、具体的にもう少しわかりやすくお願いします。

総務課長。

川合誠一総務課長

失礼いたしました。もう少し詳しく申し上げますと、使用料及び賃借料83万円でございますが、これはさきほど申しました新規事業で法制執務基礎講座というのがございます。これはeランニングというものをパソコン上を使いまして、研修を役場内で行うものです。そのシステムのソフトを使うための利用料でございます。研修なんですけれども利用料ということで、使用料でございます。

それからもう1つ、例規集のですねデータベースシステム利用料というのがございまして、そのデータベースがございまして。例規集のパソコンの上ですね、各職員のパソコン上に。その例規のシステムを使う利用料、合わせて83万円でございます。

83万円と、もう一度申し上げますと、使用料及び賃借料が1,061万4,000円になってますね。14節ですね。1,061万4,000円、これの内訳はですねいくつかに分かれておまして、51ページの一番下で右下でございますね。使用料及び賃借料7,000円、それからCATV行政放送事業、使用料及び賃借料756万円、それから法令例規集管理事務、一番下のほうに使用料及び賃借料83万円、それから一番下でございますが、事務機器管理のところの使用料及び賃借料221万7,000円、これのトータルが使用料として1,061万4,000円分かれております。

ですから、4つが合わさってこの左側の使用料及び賃借料1,061万4,000円になってまいります。いくつかに分かれているものですから。

11番 入江康仁議員

それはいいんさ。それはいいんやけども、議長、ちょっと答弁漏れでちょっと言いますわ。わかりにくいところあるんで、答弁の中で。私の言っておるのはその全体言っておらんで、法令の例規集管理事務費のところの650万3,000円の需用費と役務費ですね。さきほどデータとか何とかと言うたけど329万3,000円、それで例規整備委託料はこれは何かパソコンの中に入れておるデータの使用料というようなこと言ったけど、それと使用料及び賃借料はこれは勉強会のソフトの中に、パソコンの中に入れるやつ。そのようなお金がなぜ要るのかということちょっと質問もまたあとでやるけど、その中でこんだけの大きな金額はさな、その中で役に立っておるのこれ。ちょっとわかりにくい。

とにかく使用料及び賃借料は、この勉強会というようなこと言うもんで、またおかしくなっていくんさな。ちょっともう一回、法令の例規集のどこからもう一回ちょっとわかりやすく説明して、どういうもんか。

議長

総務課長。

川合誠一総務課長

それではもう一度申し上げます。法令例規集の管理事務 650万 3,000円ですね。これにつきましてはまず需用費でございますけれども、需用費は法令集というのが役場内にありますね。それから長島支所にもございます。その法令例規集等のそれから官報とかとっておりますね。そういったものも含めまして、法令例規集の追録代とか、官報購入費とかですね、それから各種いろんな。それとはまた違う今申し上げておるのは、各種法令いろんな日本法規集とかいろんなたくさんございますが、それらの追録代、それから書籍購入費、各種のですね。そういったものでございます。

それから次に役務費でございますが、例規集のデータベースですね、維持更新手数料、例規集のデータベースというのが各役場の職員のパソコンの中に入っております。それは法令とかですね、それから各皆さんお手元にお持ちの例規集の内容もすべて入っております。それでそれをですね検索して取り出すシステムというのが、各職員のパソコンに全部入っております。すぐに見れるようにですね。そういったもののシステムの利用料、あるいは手数料ですね。それら含めまして 329万 3,000円ということでございます。

それから例規整備委託料、これはさきほど申し上げましたように新規で 100万 8,000円でございますが、これは新たに始めたわけでございますが、例規立案審査システムと言いまし、例えば条例をつくるときにですね、今回も条例つくっておりますけれども、これは第一法規ですかね、事前に審査してもらうわけです。つまり基本的に構成が間違っていないか自分とこでつくるわけですが、それを更に念入りに審査してもらう。それでつくりやすいソフトがございます。そういうシステムを導入いたしました。それが 100万 8,000円でございます。もうすでに今回研修会を先般やりましたんでしょかね。そういうことでこれは新規でございます。そういうものでございます。

それからさきほど申し上げましたように、文書取扱事務 1,630万円、これはさきほど申し上げましたように、総務課で集中管理をしている関係で、年間膨大なですね郵送料、それから宅配便とかですね、そういうものがかかります。その費用が役務費になってございます。1,030万円、それから需用費につきましてはコピー用紙、年間使いますコピー用紙等でございます。

それから事務機器管理でございますが、使用料及び賃借料と言いますのは、複写機、印刷機、これは役場内にはコピー機ですとか、製図機ですね。それから図面機、カラーコピー機、

たくさんございますが、それらの中のリース料ということで使用料及び賃借料に上がってございます。以上でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

それでは再度町長にお尋ねいたします。庁舎の移転の中でですね、町長、重要な候補地の1つとしてやはりこれから移転するために議会に対しても、皆さんに対しても説明する資料づくりがいるということで、今回上げやせてもらったと、これは近々になるだろうと、こういうわけですね。そのとこちょっとまた答弁お願いします。

次にですね、銚子川のこの流域魅力アップなんですけど、これはね町長、私は別にねこの計画はいいと思うんですよ。いいと思うけど、今、紀北町の財政が財源がということになるとですよ、町長、あなたはちょっとしたことで財政が苦しい苦しいと言いながらですね、これが今やって、この本庁舎のように1年先、2年先で実行せんならんのやったら、私も言いませんよ。

しかし、紀北町はまだきちんとした進路もできてない。またどうなるかわからん。この大きな損害賠償抱えておる中で、そういう中で将来においてのするんじゃないくて、今、目の前にあるその財源が苦しいんだったら苦しいような予算づくりをやったらどうだというの。まず町民に直結する福祉予算を増やして、紀北町の人たちが住みよい、明るい安心して住めるまちづくりというのは、あなたのスローガンなんでしょう。今、一番町民が不安に思ってどん底に落ちておる中で、それが通じないでしょう、町長。だから今これを5年先になるか、10年先になるかというようなね、わからないところの先行投資ですよ。だからそういうものはあなたがここではっきり言ってね、これは来年やるんやと、再来年ぐらいには着工できますよというのだったらこれはいいわ、生きてくるから。担当課長も説明あったけども、海山町時代の温泉を掘るような計画あった。それではそのときにやっておるでしょう、もう。

だから、こういう無駄な金は使わないでくださいと言っているんですよ、町長。そのとこ1点、とにかく無駄な金は使わない。

そしてこの水道水源の訴訟問題ですね。これに関しても町長そうなんですよ。これは訴えられることする町も悪い。また前のお魚らんどのように訴えるようなことせんらんことも町のあれもあるわ、責任は。町長、その中でこんな訴訟費というのはね、町長、死に金やということを思うてくださいよ。死に金なんです。これ町民の大事な税金なんです。生きな

いですよ。無駄な金、死に金なんですよ。それをあなたは今回のさきほどの19年度の補正予算とこれで約1,000万円上がってきておる。しかし、まだまだ要るだろう。弁護士を増やそうとするんだったら要るだろうし、この上告のときでもそうだったけども、あの弁護士のズラッとつながっておるということは、あなたは頼んでないと言ったけども、それだけに対して訴訟費は出しておるんでしょ。この死に金に値する無駄の金の支出をあなたはどういうふうに町民に説明できますか、そこのとこ答弁お願いします。

それでですね町長、この腎臓のね、さきほど南郡のほうでは皆やっておると言ったけど、紀北管内ではここだけだと言ったけど、最低でもですよ、やすらぎ苑の補助金の400万円ぐらいのベースではできなかったんですか。それだったらね1人5万円ぐらいになるのかな、あれ。400割る69人やったかな。4,800円になりますわ。これやったら町長、この人たちもですね、ちょっとでも5,000円に近い金になってきたらね、それは町民に対しては100円、200円が大事なお金です。5,000円もあれば、ガソリン1回入れたらですね、大体月に週に2回、3回ですか、月水金ですから3回ですね。半分ぐらいはこの5,000円の中で行けるんじゃないですか。そうだったら初めてこのやってもらった腎臓の言うたら透析受けておる人たちも有り難い。やはり有り難いなと思うようなやっぱり予算づくりをやったってほしいということなんですよ。1,600円の今の油上がった中でですよ。ガソリンが高騰しておる中で、これ上がった分にも相当しませんよ、町長。

あなたは以前、育ちはええ、いいとこのお坊ちゃんて育ってきた。底辺の苦しい人たちのことはわからんだろう。それをもっとあなたも底辺に落ちて、やっぱり町民をわからなあかん。そこのとこ、これちょっと増やす考えないですか。あなたは行政改革、行政改革で1年みやしてくださいと、やすらぎ苑のバスのことを私は6月も9月もやった。だから結果出るまで待ってくれと言った。結果待っていったら財政改革の報告も受けないうちに、もう削除されて今度はもうゼロですわ。どんだけの効果があったかというのも私聞いてない。無駄づかいをやっておる。今までの去年の中で無駄づかいどんだけやってきたですか、町長。

必要以外のお金は、そこも十分考えてさ、この透析のは町長あんた一言でちょっとできるんや、これ。あと140万円だから260万円で400万円、どうですかここで、これをしたら一発にこの予算は光りますよ。金色の一般予算や、これ。この私が指摘しておることも皆消えていくかわからん。そこのとこどうですか、町長。今までのいくつあった議長、質問したの。

議長

4つ。

11番 入江康仁議員

4つね、ちゃんと答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

訴訟費は死に金ですということは、私はそう思ってません。これが訴訟は起こった場合はこれを受けて立たなんだら、町はですね主張もできなければ、そのまんま決まってしまうじゃないですか。そういうことは責任者としてはできませんね。そこはあなたもわかってくれるやろ。

それからこの腎臓機能のことですが、随分これ議論したんです。そして今、ようやくこの104万4,000円を付けさせていただいたんで、今年はこのまま進ませていただきたいと思います。

それから次ですね。銚子川ですね。銚子川流域のこの予算ですが、これはこの予算を付けることによって調査をいたします。調査をしてですね、これは果して有効なんかどうやるべきなんかどうかということ、今後この調査した資料に基づいてこれを議論しなきゃいけないということなんです。ですから、今日やった明日効果出ることも大事ですけども、将来を見越したうえでの事業展開ということも予算の調査費も付けるということも大事じゃないでしょうかね。そう思ってます。

それから本庁舎につきまして、本庁舎の質問の趣旨もう一回すみませんが、言うてくれる。

議長

入江議員、本庁舎に関して。

11番 入江康仁議員

本庁舎のね、この調査費はですよ。これ本当に笑いになっていくな。本庁舎はどこやった。その場所をね、重要な位置づけとして調査としてやっていると、だからそれに対しては暗黙の私は了解だというようなことを言いました。了解しているんでしょうと、そのための今の調査であるんでしょうねということ。

だから、それに対して議会とかいろんな方に説明するために、この調査費は上げたとあなた言った。そのとおりですかという、念押しです。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのとおりなんですわ。重要な候補の1つとして今、調査に入っている。

そのとおりなんです。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのね町長、さっきのは私が言うたのは説明不足だということで、あんたら何で3回という、町のこと真剣に考えたときに1回ぐらい仮にしておってもいいですよ、これ。町長はさきほどですね、この訴訟問題に関してはそうではないと、あなたはね、この訴訟になった経緯、そういうものをあなた何にもわかってない。そこを私は言っておるんですよ、町長。無駄な金、死に金というのは、訴えるようなことをするのもあなたの、町側の失態でしょうということ言ったでしょう、私はさっき。訴えられることも訴えることをされるような行政ではいかんよと、それを最大限、以前にすることがあったらろうと、町長として、2万人の町民を背景にしたあなたの立場であり、また地方自治体の行政のトップとして、やるべきことはあったらろうと、私は思っ言っておるわけや。

だから、このように結果が業者は6、7、8、9、10、11、12、1で、8ヵ月待ったと言っておるんですよ。そんだけあなたは何にも思っないということ。言わなかったら、こちらから言わんでもええというようなもんじゃない。地方自治体の行政のトップというものはどんなものかということ、あんたもっと認識せなあかんと違う。私はこれ一般質問でまた重なるかわからんけど、またきちんと言いますけど、そのあんたの責任の認識がどない持ってますか、そんなら。主張するのにしとるって、訴えられるようなこととして予算を1,000万円から段々段々とね、無駄づかいをしてですよ。これこそ死に金じゃないかと僕は言っおるんですよ。

この1,000万円を町民に直結する福祉に使うたらどんだけのものになる。今の透析でもそうですよ、これ。1,000万円からのものこれ透析する人らにやったら、これはすごい喜ぶんじゃないですか。これだったらお金も生きますよ。町民の大事な税金ですから、町民も納得する。町民の税金というのは町民のために使わなあかんのじゃないですか。このような方向違いのところにどんどん使うということは、これは町民にあんたきちんと言明してからじゃないとあかんと違いますか。あなたの考えは町民の税金だから、はっきり言わせてもうたら、自分のお金じゃない、腹痛まないから本当にどんだけでも湯水のように使たらいいんだと、

もうそうとられてもしょうないよ。もっとあなたの答弁はねしっかり、皆町民も聞いているんですよ。町民も納得するような答弁をしてもらわな困る。我々もチェックする以上はチェック機能を果たせるような審議をして出せる予算にってもらわな困るやないかな。

議員も議員で皆一生懸命考えて、ああええなと町長、良かったと言われるような予算づくりするのが、あなたでしょう。また議員に対してもきちんとチェック能力が働く議会、チェックができる議員の顔を立てて、きちんとしたるのもあなたの配慮じゃないですか。だから私はこれは死に金やと言っておるんですよ。違いますか、町民の皆さん。そのどこ明確に議長、町民の皆さんに町長に、町民の皆さんに的確に明確に答弁させたくください。これは今、皆町民が心配しておることですから。そういうことの中でこんな訴訟費をね、何にももったいなくない、どうのこうのというのは、これは本当に町民聞いて何かと思うよ。ちょっとそれを明確に答弁させてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江さんおっしゃることはよくわかるんですが、入江議員、訂正します。訴訟問題になった経緯はですね、私はよくわかってますよ。理解しています。しかしながら、結局は最高裁まで行ったけども、配慮義務ということに欠けたということで敗訴になった。

11番 入江康仁議員

そういう経緯でないやろ、それは裁判の前の経過の結果でしょう、あんたの言うておるのは。そっからやんか、これは新規の予算でしょう。

奥山始郎町長

だからそれはもう十分わかってますよ。それはもう。ですからわかってます。ですからこの損害賠償請求も原告から出てくるといことも予想できました。しかしながら、そうやって請求を受けたら再度言いますけれども、町としてはこれを応じなければならない。それは税金は無駄づかいはできませんけども、適切にこの使わせていただいて、この問題を解決したい。我々の主張は主張として申し上げたい。そのように考えておるわけなんです。

それはあなたも立派な考え方を持っていらっしゃると思いますけれども、私には私の考え方もあってですね、その考え方。それは専門家にもいろいろ知恵を授けてもらうけども、その中でお答えして。

11番 入江康仁議員

それを今言わなあかんやないか。あんたの考えを町民に答えてくださいというの、私は。

奥山始郎町長

考え言うておるじゃないですか。言うてますやろ。これ考えですよ。あるんですよ。この損害賠償請求については我々の主張はですね、この前も常任委員会で言うたようにですね、簡単に言えば枯渇で一審二審を勝ってきたそのことが、まだ生きているという事実、それと果たしてその工場がですね、もし原告のほうが立つということになったときには、やはり水源保護条例の中で審議会にかけなければいけないというような事実、それを勘案してですね、そこをきちんと主張をしてまいりますということでもあります。以上。

11番 入江康仁議員

議長、一言だけ、議事進行。

今の言った、私の町長の地方自治体の行政のトップとしてね、やるべきことがあつたらうということは、今の答弁にはなっていないから、これは今の説明は経緯は裁判が最高裁で戻されて終わるまでのことです。私が言うておるのはこれ新規の事業です。新しく訴えられた国家賠償法による答弁を求めているけども、町長は今までの中でと言うけどもね、これは全然予算の立て方が違います。継続じゃない。そこの認識の違い、これはもう答弁は要らない。あれで一般質問でやりますけど、そこのところはきちんと議長も議員の皆さんも把握しておってもらわなね。私が言うておるのは、今までの経緯は町長として、紀北町の町長として2万人の町民を背景にした、町長とやるべきことがあつたらうと、その最高裁が終わってからのことを言うておるんですよ、私は。

だから地方自治体の行政のトップとして、礼儀とやるべきが筋があつたらうという質問をやっておるわけです。全然それは裁判の経緯を聞いておるのじゃない。あくまでも新規のこの予算に立ててのことで言うておるわけですからね。そういうことですから、それは答弁になってないということを言うて、そやけどこれ以上追及しません。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

15番、2点ほどお聞きします。60ページの三重地方税管理回収機構の負担金ですが、19年度の今までの実績でいいですから、教えてください。

と言いますのも、この回収機構そのものはですね、非常に強権的なことがあり、不法にどうか、故意に納めない方、悪質な方に限ってこの回収機構に送るんだという話を聞いてお

りました。一步間違えば真面目に分割でも払おうという人にまで及ぶのではないかと、私たち危惧しておりました。しかし、回収機構のこの機構に入ってですね、収納率が上がったということもひとつ事実ですし、そういう点で1点聞いておきます。

それともう1つは、68ページの人口透析の問題ですが、私、近澤議員も聞きましたので、止めておこうとは思いましたけれど、一言、わからんところもありますので聞いておきます。

と言いますのも、この腎臓の機能障害で透析患者が70名以上、72~73名当時ありましたけれど、ずっと透析患者の方と接しましてですね、この患者の助成をとということで町長にも言ってきました。今回のこの予算でですね、この助成金が出されたことについては、本当に最大限のエールを送りたい。そのように思っております。

と言いますのも、この私ども示してきた今までのこの資料の中でも、確かに通院費の助成は多いほどはいいんです。しかし、透析患者の方はお金だけを求めているではありません。なぜならこの津市なんかでも最高ですけども、月上限 4,000円、朝日町なんかでも 1,250円、1,500円のところもあります。そういう意味ではガソリン、タクシー券、どちらかを選ぶという方法を取っている市町村もありますけれど、この当町におきましてはそういうガソリン、タクシーにこだわらず、一本化したのはスリム化していいのではないかと、良かったと思っております。この通院費を是非助成してほしいという声の中でもですね、すでに私の知人の方も2人ほど亡くなってはおりますけれど、この方も是非町長に会いたいと、そういう思いもあってですね、今は亡くなったわけですけど、特にこのほかの市町村の例を見ますと、身体障害者1級、2級の方もね、この対象になっているんです。これは透析患者の方も私はお金だけ求めているというのとは、そういう人たちもおるからね、この範囲で助成をしたんだと私は理解しておるんです。

そういう意味では町長、是非胸を張って今回のこの予算についてはですね町を歩けると、なぜならこの荷坂を下って東紀州では一個もこういう措置を取っているところはないんです。御浜にしても熊野市にしてもですね、この助成の請願というのは採択されております。ずっと前に。ところがなかなか実施していただけないんです。それは財政事情もありましょう。しかし、今度の助成というのはそういう意味では非常に素早い対応をしていただいたと、私は思っております。透析患者の方も今朝も喜んでおりましたけれど、この願わくば財政事情ともにらみ合いながらですね、透析患者の患者さんが僕らだけ良かったらいいんじゃないと、身体障害者の方も非常に困っているという状況も考えるとですね、できるだけ今後早く身体障害者の人の通院費の助成も枠を広げただけでいいなら、もちろん増額できればいい

んですけども通院費を。ところがそういう通院費を上げるだけではないと、本当にほかの東紀州の御浜や熊野市や紀宝町にもこの問題が及んでいくだろうと、当町のこの一步踏み出したこの助成の実行によってですね、そういう意味では大きな光を得たという透析患者の方の思いもすでにあるかと思えます。是非、身体障害者の方も今後認めていくような方向で、この問題を考えていただきたいなと、そのことを強く町長の考え方も含めてですね、今後考えていかれるかどうか、その点だけお聞きしまして、この回答をいただきたい、そのように思います。

議長

上村税務課長。

上原晴彦税務課長

お答えします。三重地方税管理回収機構負担金 382万 4,000円、60ページなんですけども、この回収機構につきましては、先日算出根拠につきましては説明したとおりでございますので省略させていただきます。ただ、この機構への移管につきましてましてはですね、極めて納税意識の低い方、また納付制約をですね結んでいながら、それを履行しない方などについては、機構への移管を進めていきたいというふうに考えております。

それから実績につきましてはですね、この機構につきましては設立が平成16年度ということでございますので、そこからの実績につきましては、移管件数、まず16年度ですけども、移管件数14件で 660万 1,669円、それから平成17年度移管件数が7件で 212万 9,314円、それから平成18年度におきましては8件で 421万 3,005円、それから平成19年度1件です。これは午前中東澄代議員からも質問がありましたんですけども、本税については 104万円ぐらいなんですけども、延滞金と合わせて1件で 229万 3,594円と、合計で30件移管しまして、1,523万 7,582円を回収機構のほうから徴収してもらっております。

この回収機構なんですけども各県の動きとしてですね、設立の機構が順調に実績を伸ばしているということから、まだ機構を導入していない都道府県も設立に動くということのようです。三重県の場合ですね、平成16年度設立から平成18年度の実績なんですけども22億 7,000万円、それから納付約束等で69件ということで、設立の効果があったというふうに思っております。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほどは議員のこの透析患者に対する私どもの考え方について、ある程度の評価を得たと思って大変私も嬉しく思っております。今後ですね、弱者に対する光、手を差し伸べていくのが行政の姿というふうに私は基本的に思っておりますので、努力してまいりたいと思っております。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

整理回収機構、管理回収機構ですね、これについては実は僕も当初、最初に提案されたときは反対したんです。大変申し訳なかったと思っております。ただ、これは使い方によっては本当に間違っただらとんでもない話だというのは今も変わりませんので、是非そういう誤った使い方にならないように、是非気をつけていただきたい。

それから透析患者の件ですが、これは私も国鉄で長いこと奉職しましたので、そのこの友達と言いますか、1つ上の人が亡くなったということでは、本当に生きておたらなという思いから、特にこの透析患者の人についてはですね、どうしても透析を受けなければ命をつなげないということから考えると、これは災害の登録もそうでしたけれど、本当に早い対応をしていただいたという思いは透析患者の方もあろうかと思えます。

今後ともですね、社会的弱者と言われる方には是非目を向けて、日を充てていていただきたいと思えます。以上です。

(「議事進行」と呼び者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

今日ですね、本会議の予算質疑、さきほどからもうこの時間ですね、7時15分ですね。質疑というよりも意見陳述とか、要望が極めて多い。これね議長は質疑に限定して、きちんと議事整理権を発揮してください。このペースでやったら今夜中に終わるんですか、これ日程変更になってしまいますよ。議長、猛省してください。そのたびにやっぱり議事整理権を、議長のほうから発動してください。

議長

わかりました。議員の皆さんにお願いしておきます。これからの問題については質疑ということで、あまり自分の考えを混ぜないように、疑問点だけを質疑していただくようお願い

いたします。

島本議員。

13番 島本昌幸議員

一応、これ最後というのですか、終了しますと、これ委員会に付託されますね。ですから前回はやっておられると思うんですけど、常任委員会に所属しておられる内容の質問は避けていただくということで、もう前回からやっておられるのもう今、目茶苦茶ですね。それをちょっと皆さん意識していただいて、教民やったら教民にかかわることは極力避けていただくとか、そのようにしてやっぱり進行をスムーズにさせていただきたいと思います。以上です。

(「議事進行」と呼び者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今ですね、その常任委員会に属している人らは、その常任委員会に付託される意見に対しては、議案に対しては、極力しないようにしていただきたいというのであって、確実にしたらいかんというルールじゃないんでしょう。それは今はっきりしていかな、これ今、島本議員が言うたことをあくまでもするんやったら、何もできないよこれ。

だからあくまでも本議会で何でも言えるというのが、筋なんでしょう、これ。ここはきちんとして、そんなルールはないでしょう、本議会は。極力常任委員会で詳しく審議できるんだけど、審議はそちらでやっていただきたいと。

しかしね、町に対する大きな問題だったら、本議会でやらなくてはならんこともあるんですよ。これは私も前回紀伊長島の町会議員やっておったときも問題になったけど、それはそのとおりやったよ。僕の言うておるとおりやったやんか。それは議長もあんたもおったでわかっておるはずや。そんなルールはないはずですよ。そんなんやったら最初からこの質疑に関してのものはですね、皆あんた分けてせんならんやないか

議長

はい、入江議員の今の議事進行についてお答えいたします。

私、最初のときに議案については委員会に付託されることになるので、委員会での審査は十分にできますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮願いたくお願いいたします。ということで申し上げておりますので、はい、その辺のところがよろしくお願いいたします。

議長

以上で、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、77ページの衛生費から 100ページの商工費までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

7番、82ページですね、リサイクルセンターの施設管理事業なんですけど、昨年度ですね、事故があっというろんなことをやられました。しかるにですね、今年度の予算がさらにですね 2,100万円ほど増えておると、これはなぜですか。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

82ページですね、塵芥処理費でございます。2,168万 1,000円の増額でございますが、これにつきましてはですね、リサイクルセンターほか6事業が入っております、このうち主なものでございますが、1,905万 9,000円がですね、リサイクルセンターの増額にかかるものでございます。これにつきましては燃料費がですね、灯油の値上がりということで 500万円ほど増えております。また医薬材料費が活性炭消石灰ですね、これは1分間に 200gに増量にしたということで 100万円ほど増えております。

また、手数料でございますが、ダイオキシンの自主分析ですね、測定分析のかかる費用でございます、これも 300万円ほどと、それから事業委託料につきましては 150万円でございますけれども、これは昨年ですね、バクフィルター内のロフを交換をさせていただきました、その処理費用として 150万円ほど増えております。

あと、保守点検委託料として 700万円ほど増えておるんですが、これは長島リサイクルのデータの処理装置の点検整備を追加をいたしました。また海山リサイクルではですね、燃焼炉の調整、清掃、それから空気予熱機ですね点検ですね。これはダイオキシンにかかるものでございます。また機器の年次点検としてですね、燃焼設備の助燃バーナーとか、熱風炉のバーナーですね、それから資源ごみのペットボトルなんですけど、その圧縮機の点検ということで主な増額のものでございます。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

理由としてはよくわかるんですが、前回の12月議会においてもですね、複数の議員からいろんな原価低減に対するアドバイスが出ておると思うんですけど、その辺をですね、どういうふうに取り入れて、これ進めようとしておるんでしょうか。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

アドバイスというのはダイオキシンの件でございましょうか。

7番 玉津充議員

運転の仕方によってですね、もっと処理コストが下げれるんじゃないかと、例えば1基に集約するとかですね、そういう運転方法。

議長

立って言ってください。玉津議員。

7番 玉津充議員

今言うたようにそういうふうなアドバイスが出ておると思います。それについてはどういう検討されてですね、予算組まれておるのかということをお伺いします。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

施設をですね、1つに統廃合するというような議員さんからのご意見以前に伺いました。これについて課でですね検討も議論もしておる中でですね、コスト面を考えればですね、長島を停止をして海山リサイクルを動かすほうがですね、4割のRDFを燃焼しております関係から、燃料費とか光熱水費ですね、それからRDFの製造料とか運搬にかかる費用をですね、それらがコスト面で安くなってくると考えられます。

ただ、長島地区のごみを処理するということは、今のですね1日に8時間の時間で20t処理ということですね、三重県へ届出をしておりますので、そこら辺はですね時間延長になりますと、地元の小松原地区の方中心になると思いますが、そのご理解ですね、同意を、協力を得なければならないと、またそれと一緒にですね、時間の延長する場合にはですね、三重県のほうに変更の届出をするわけですが、そのときに1年間のですね生活環境影響調査、

一般的に生活アセスというのですが、環境アセスというのですが、それを添付をしてですね、県のほうへ提出をしなければならないと、そのアセスについては業者に聞くところによると4,000万円ぐらいかかるんじゃないとかですね、今回こういうふうな予算を上げさせていただきましたけれども、この中でですね、私たちはその現場を預かる者としてですね、何とか一層ですね、その節約に努力をしてやっていきたいと考えておりますので、議員の温かいご理解をですねお願いいたしたいと思います。

議長

玉津議員。

7番 玉津充議員

改善しようというのはですね、いわゆるできんことばかりを並べていったらですね、いつまで経っても改善できないんです。燃料費の高騰なんかもあるだろうと思うんですけども、皆さん民間の企業はですね一生懸命努力して、それを低減しようとしておるんです。例えば、私の知っておる海山の企業ではですね、もう重油代が高いんで天然ガスに置き換えるとかですね、そういうようなことも検討して実施をしております。そしてコスト低減、また環境面の改善も両方やるというようなこともですねやって、それぞれ努力をしております。是非ともですね、その広い視野でもって是非これ改善に取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わります。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

6款商工費、3目観光費で100ページの節の部分の最後なんですけども、道の駅紀伊長島マンボウ休憩所整備事業工事請負費3,970万円ということで出ておるんですけども、これについて道の駅のどこら辺の部分に、どの程度の休憩所を建てる予定なのか。その内容について説明をお願いします。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えいたします。道の駅マンボウ、今現在のところからこの前、19年度で用地交渉したんですけども、荷坂のほうへということなんですけども、実際3,970万円の一応概算の設計額なんですけども、これは国交省の概算設計に基づいて予算化させていただきました。

それで内容については土工から法面工、擁壁工、またボックスカルバート、スルジ川という川がありますので、そちらのほうから横断するというので、その分が1,172万円程度、50%の工事費なんですけれどもそういう形で、それで向こうのほうの荷坂のほうにつきましては、国交省が駐車場、トイレ、それで防災的な倉庫をつくっていただくという計画であります。まだ詳細については3月いっぱいでないかと確定しないということをお聞きしています。

以上です。

議長

平野隆久議員。

12番 平野隆久議員

これ休憩所整備事業となっておりますけれども、その擁壁とか川の橋とかの部分についてのこれは予算ということになるんですか。休憩所となってましたもので、その休憩所ができるのかなというふうにちょっと理解したんですけれども、この休憩所ということで今、擁壁、川等のということですが、その点について詳しく答弁をお願いします。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

この休憩所整備事業という事業名でございまして、さきほど言いましたようにボックスカルバート等が主な工事なんですけれども、今のマンボウの駐車場ですね、県の管理のところ一部があるんですけれども、そちらのほうを取り壊してボックスカルバートで荷坂のほうへ行くということなんですけれども、実際これ休憩所の整備というのじゃなしに、そういうボックスカルバート等の道路でね、道路の整備です。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。

質疑にならないように気をつけますが、82ページの塵芥処理費の中で、RDFの引き取り等委託料が3,150万円出されておりますが、すでに昨年末にはですね、県が値上げ案を出されて、町長も県のほうへ行かれておると思います。実は私どもも県の責任を追及したところですが、実際にですね町長会われて、この3,150万円というのは県のほうは08年には、18%の1.8%の倍の9,420円に引き上げるということを言われておりましたけれど、それは

どのような話になっているか、この数字とはちょっと違うようには思うんですが、町長もし県のほうの意見を聞かれていたら、今後、年度が変わったらそういう引き上げがあるのかどうか、私どもには各自治体、各RDFを持っている7つの広域の方と話をしていきたいということでしたが、町長のほうはどのような感触をつかめておるんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

先般ですね、あれは1月の月だったと思いますけれども、桑名市長さんと私が運営協議会のものとして、それからあとのメンバーは課長さんだとか、他市町ですね、県知事はじめ幹部と折衝いたしました。それぞれ要望なり考え方を述べました。

そこで結論を出すというような会議ではなくてですね、文書を提出した。しかし、県も相当厳しい状況があるようで、市町に対してですね、今おっしゃったとおり9,420円の額を提示しておりますが、これまだ決定したわけではありません。今後、我々が主張してですね、どこで落とすところが決まるのか、決定していないのが状況であります。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

このRDFの引き取り等の委託料ですが、本当に大きな負担になってきます。値上げされると、そういう意味ではですね、県のほうもおそらく当時の担当者は誰もいない。若い方たちが担当になっておるということからみると、相当強行な姿勢も出てくるんじゃないかと予測されますのでですね、是非、この現在の引き取り料金で何とか県が対応するようにというように強い働きかけをしなくちゃ、言うたらこの予算書にあるような値段ではなくなるということが非常に懸念されるので、ひとつ町長のほうも是非今後他市町との協力もして、この3,150万円のこの値段でいけるようにですね、頑張ってくださいたいと、そのようなことを思います。えらい質疑になって済みませんが。

議長

一応、要望というのはご遠慮願いたいと思いますので、よろしく頼みます。

島本議員。

13番 島本昌幸議員

83ページ、ごみ減量化推進事業、生ごみ処理機購入費助成金、これ18万円予算をとって

ただいておるんですけども、18年度助成件数というのがわかっていたら教えていただけませんか。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

減量ですね、生ごみ処理機の助成の状況でございますが、18年度ですね、7機でございます。17年度8機ということで、19年度はですね今1機でございます。助成の状況としては以上でございます。

議長

島本議員。

13番 島本昌幸議員

これ生ごみ処理機というのはですね、旧海山町においては水害前はものすごく脚光を浴びてですね、ごみの減量化やとか、CO₂削減とかいうて、相当復旧していたと思うんですけど、水害で皆浸かってしまって、それから町民の方々がこれを利用するというのですか、また再度購入せなあかんで、最近ではちょっと何と言うのですか、利用度は落ちておると思うんですけども、さきほど前者議員も言っていましたように、そのリサイクルセンターがもう非常に金食いですね、もうこういう金食いの機械はないですね。

ですから、やはりこれ生ごみ処理機はモーターで回すのですので、燃やしませんしね、ですからリサイクルセンターで処理するごみの量からすると微々たるものですけども、やはりこの生ごみ処理機というのは町民にやっぱりアピールしてですね、PRして、行政チャンネルでもやっぱり極力この生ごみ処理機というのを利用していただくように、そのような努力というのはされていますか、どうですか。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

私としてもですね、この電動の生ごみ処理機についてはですね、ごみの減量化からして、皆さんに本当は活用していただきたいと思っております。またこれについては、今、行政放送とかではですね、今、放送はしておりませんが、今後はPRをですね、やっていきたいと思っております。これ答弁外かも知れませんが、私聞いたところによりますとですね、臭いが出るとか、堆肥化してもですね、堆肥したやつを処分するところがないとかですね、そ

うというようなこともあって、普及するのも少ないのかなと考えておるんですが、そこら辺についてはですね、今後何とか増えるようにですね、また行政放送でPRをさせていただきたいと思います。

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

まず 100ページで平野議員の関連なんですけど、さきほどね課長が答えられたように、このスルジ川の改修ですねこれ、ボックスで。ここはね上流に農地があるんですよ。約1町歩ぐらい。そうしますからね、片上池も汽水湖ですから塩水が随分入るんですよ。今、耕作放棄地で耕作していないところもあるんですけども、その辺のことも十分考えて設計されるようによろしく願いいたします。

それからあと、93ページの島勝漁村センター、真ん中ごろですね。管理費で 775万 9,000円のうち工事請負費というのが 600万円ありますけども、その辺の内容ちょっと教えていただきたいのと。

次、89ページの林業振興費の中で、有害鳥獣駆除事業、報償費で 195万円みていただいて、多分これ今年の実績と考えると、それ相当の頭数の報償金を用意されたと思うんですけども、あとほかにいろいろとね、駆除だけじゃなしに、いろんな獣害から守ることも考えておられるんでしたら、ちょっと教えていただきたい。

それともう1点、この下に木造住宅新築促進奨励金交付事業というのがありますね。これは 397万 2,000円、多分私が考えておるのですと、返事してください86戸分よろしいですか、課長わかりますかOK、86戸分でこれ3年分ということですね。これ15万円ずつを分けて支給しているということですね。

多分、この制度はね新築のときに皆さん必要な金額なんです。地元産材を60%以上使用した建築図に対しての奨励金ですね。そういうことで、ですからこれね分割で出すんじゃなくね、もうやっぱり建築時はどうしても必要なんです。あれというのは費用というのはね。その辺を一度考えていただくことはできないかということ私は要望して、お答え願いたいと思います。質疑でお願いしたい。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

ちょっとページ数前後するんですけどよろしいですか。

89ページの有害鳥獣駆除でございます。これにつきましては議員ご指摘のように、19年度は2万円でした。猟友会の。これが一応1万5,000円ということで、猟友会との交渉の結果ですね。前年度も何回かの補正をしましたので、一応130匹ということで予算化しております。

それと、この前新聞なんかで大紀町ですか、松阪でもモンキードックということで、猿を追う犬の養成なんか出てましたけども、なかなか町としましても猿を追い出すというのは、大変難しいところありまして、いろいろと県の方にいろいろ来ていただいて、地元との交渉というか研修もしたわけなんですけども、今後、地域との交渉というのか話し合いも含めて検討していきたいなと思いますけども、今回、一応頭数については多少増やしました。

古里では一応この前県の方と話し合いを持ちまして、また2回目も話し合いがあるわけなんですけども、そういうことで住民との有害についての話し合いという場を設けております。

それと木造住宅新築促進奨励金交付事業でございますが、これにつきましては町内の木材新築の場合ですね、60%以上使用している場合は、固定資産税相当額1棟当たり15万円、3年間ということで補助しているわけなんですけども、現在、19年度については10軒あまりなんです。実績としましては。議員おっしゃるように当初に助成したらどうかということをおっしゃっていただきましたが、ちょっと一応検討させていただきます。

それと、93ページの島勝漁村センター管理費なんですけども、この工事費600万円でございます。これにつきましては浄化槽ですね、合併浄化槽、これ建築が54年でした、昭和。そういうことで検査の結果、浄化槽の改修が必要であるということで、水質協会から指摘を受けましたので、今回600万円の予算を計上させていただきました。

100ページのマンボウ休憩所整備事業の件なんですけども、議員ご指摘のように一応国交省等の調整、また県との調整もありますので、十分注意いたしまして町からの意見を申したいと思います。以上です。

議長

東清剛議員。

20番 東清剛議員

マンボウの休憩所につきましては、そのようなことで十分配慮を願うような設計をしていただきたいと思います。

それから島勝漁村センターはわかりました。

あと猿については、どうしてもまた、多分今年度もっと増えるのじゃないかなという気がいたしております。ですから本当に抜本的に何かね、対策を考えていただきたいということで、検討してください。以上です。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

78ページ、緊急医療体制事務負担金 1,716万 4,000円、その下の緊急医療情報システム運営事業補助金、尾鷲地区救急体制協議会負担金、これがくっついているのかどうかわからないんですが、詳しく説明をお願いします。

そして79ページですね、予防接種事業が 1,935万 3,000円あるんですが、以前は集団でやっておりましたが、もう大分前から一定の個人接種になっておりますが、それで接種率が下がっていないのかどうか、お伺いいたします。

そして、その下の母子健診事業の中に妊産婦の健診事業が入っているのではないかと思うのですが、長年の夢でありまして少子高齢化対策で私どもも要望してきました妊産婦の健診が2回から5回に増えた予算だと思いますが、この予算はどれぐらいで5回に増えていくぐらいに増えたのかどうか、お尋ねいたします。

そしてもう1点、環境のところどこにあるのかちょっとわからないので教えていただきたいんですが、今まで海山の水源地の上には中間処理施設がありまして、毎年水質検査を工場の上と下でかなりやっていたんですが、それがどこにあるのか、もう今回の予算の中にはないのか、お尋ねいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

救急医療体制の負担金 1,716万 4,000円なんですけども、これは中身的にはですね、一次救急医療体制事業の負担金と、あと病院群の輪番制の病院運営費の負担金であります。一次救急医療に対しては紀北医師会のほうに、病院群輪番制につきましては尾鷲病院ということで負担しております。それをあわせて 1,716万 4,000円です。

それでこの一次救急医療についてはですね、土日の医師会のほうですね、土日の病院の当番つくってもらってですね、診療してもらっておる件でございます。それで尾鷲病院についてはですね、二次救急医療の関係の負担金でございます。

救急医療情報システムの負担金について42万 5,000円につきましてははですね、そういった関係の電話での問い合わせですね「1199」だったと思うんですが、そういった関係の経費で三重県のほうへ負担する分の費用でございます。一応、当初予算では42万 5,000円になっておるんですけども、いつも精算の段階ではこれの半額ぐらいになっておる予定であります。

あと救急医療のですね負担金につきましては、金額少ないですけども、こういったことも検討していくということのですね会がありますので、その町の負担金の3万円でございます。

あと予防接種につきましてははですね、予防接種の費用につきましては、ほとんどインフルエンザの65歳以上のインフルエンザの方が多いんですけども、やっぱりそういった関係で、1,935万 3,000円ほど計上させていただいております。接種率についてはちょっと個別にはちょっとしてないもんですから、後ほどですね、もしあれでしたらお答えさせていただきたいと思います。今現場ではちょっと資料を持っていないもんですから、ちょっと接種率というのはわかりませんので、対象者が何人おってというのはちょっと今のところ私詳細持っていないもんですから、申し訳ないんですけども。

あと母子健診の関係なんですけども妊婦検診、言われるように2回から5回に増えました。その関係の費用なんですけども、3回分の費用で前年度予算と比べますとですね、その費用の中で190万円ほど増えてますので、おそらくそれに近い形がその3回の増員分になると思います。細かいちょっと計算してないもんですから、すみません。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

水質調査の件ですが、80ページのですね環境衛生費ですが、その環境衛生総務費の下にですね、公害対策及び環境調査事業ということで127万 4,000円の予算を計上させていただいております。これが水質調査とか環境大気調査のですね予算でございます。ここについては銚子川の河川については26項目でしたかね、それと生活環境ということで8項目とか、あと海水浴場ですね、それらの調査、水質の調査の予算でございます。

銚子川の上流についてはですね、木津の奥のほうのですね箇所には1カ所と、OCSの下のところに吉野さんの山林があるんですけども、そのところに設置をさせていただいてですね、調査をさせていただいております。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

緊急医療システムについてはよくわかりました。今、地方格差でですね、緊急医療が大変なことになっている。その一助にはなっていると理解して次に進みます。

予防接種についてはですね、このごろテレビでまた麻疹が流行ってきて、若い中で流行ってきてます。私たちのような年代はもう予防接種がないころ麻疹にかかって免疫を持っておるんですが、その中で特に10歳から30歳の予防接種を1回しか受けてない人が大変な状況になってきていると思うんですが、このことについては昨年度から小学校入学前の子どもも麻疹の予防接種を、それまで1回やったのが2回になったとか聞いておりますが、また本年度からは4月から中1と高3の人は、この麻疹の予防接種を無料で受けることができるようになったと聞いておりますが、この予算の中にはそれが含まれているのかどうか、お尋ねします。

そして母子の、妊産婦の健診なんですけれども、本当にもう何10年来から2回から5回になって、子どもがたくさん生まれる一助になると思いますが、これは4月から実施されるのかどうか、そして4月から妊娠された人に対応されるのか、4月の時点でもう妊娠されている人にも適用されるのか、そこのところをお尋ねします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

初めに妊婦健診の件なんですけれども、私の認識しておる限りでは4月からと聞いておりますけれども、4月からの発行からですね、対象になると聞いておるんですけれども、妊産婦については。

あとですね、その麻疹の関係なんですけれども、ちょっと私細かい資料を持ってないもんですから、ちょっとその対象年齢のどこちょっと持ってないもんですから、ちょっとまた詳しい内容については後日報告させていただきたいと思います。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

是非、今テレビでもですね、若い方が麻疹になって大きな問題に、特に大学とか若い人が問題になってますので、これは6日の新聞にもちゃんと小児科の医師として載っておりますし

たので、間違いだと思いますので、紀北町でも若い人たちへのワクチンを調べてお願いしたいと思います。

そして妊産婦の5回の健診について、4月以降に妊娠した人でないと適用されないというのは、ちょっと不公平ではないのかなと思うんですけども、それ以前の方は2回ということになってしまうのか、そこら明確なんかなというのと同時にですね、県外へ里帰りしたとか、県内からこっちへ来る人も4月以降の人についてはこちらでその5回の何回かを受けられるのかどうか、最後にお尋ねいたします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

一応ですね、妊婦健診のこの関係につきましては、三重県と三重県医師会とですね、単価契約を結びまして、5回というのが決められておるわけなんですわ。それでその単価につきましてはですね、20年度から適用されるということで、その単価でいきます。そういった関係で私認識しておるのは4月の妊婦というのですか、その妊娠された方からということで理解しておったんですけども、また間違っていたら悪いもんですから、そこら辺は確認します。ただ、県外たまたま出てですね、そちらの里帰りというのですか、そちらのほうで受ける場合はですね、これまでもですねそのかかられる診療機関ですね、その診療機関がうちの単価とそれで受けてもらえるのかどうか、そういったところの確認もしながらですね、うちが決めてある三重県の統一単価で受けてもらえないのであればですね、そういったことできませんので、そこら辺のどこ了解とってからですね、事前に了解とってもらってってからですね、そういった受診を受けられるケースだったら受けられると思います。

議長

ほかに質疑される方。

入江議員。

11番 入江康仁議員

94ページのこの地域産物展示販売施設管理費 1,271万 3,000円、この償還金と利子及び割引料というのは、これはお魚らんの今までの残り10年間分の償還に充たる部分と利息ですか、ということでちょっと確認です、確認。

そしてその下ですね、漁業担い手対策事業の21万 5,000円、ここわかる。漁業担い手対策事業21万 5,000円の報償費、需用費、役務費、これの明細きちんとちょっと詳しくお願い

したいと思います。

そして次は98ページですね。三重県観光連盟会費30万 9,000円、これは払ってですね効果があるのかということちょっと、どういう趣旨のもので去年も払っているけど、どういう趣旨のもので払っているのか、この払った分だけの効果がそれ以上に上がっているのかというところを、ちょっとお願いします。

そしてもう1つは、その下のですね熊野古道シャトルバス運用費用事業負担金 185万 9,000円上がっておるんですけども、去年は 161万 5,000円で約24万 4,000円上がっておるんですね。これは徐々にこないして負担金が増えてくるんだらうかどうかというところと、それに伴う効果が上がっているかということ、ちょっとまたお答え願います。

そしてその下の温泉施設管理費 2,612万 7,000円ですね。これに対しては町長、去年ですか 800万円ほどで設備投資したんですけども、いろんな町民の皆さんはですね、この 800万円投資した割には普通の風呂屋みたいになってしまったと、やはり温泉だったら温泉らしい施設にできなかったのかということが今、町民の皆さんから意見で出ておるんですけどもね、今回のデカップリング事業にして、他企業に対してですよ 2,000万円のもの出しているんですから、これは町独自の事業ですよ。だからこれにもっと投資してですね、もっと立派な施設にするかどうかということの考えがないか、というところをお尋ねして答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この94ページの地域産物展示販売施設管理費、これについては補助金の償還に充てます。残り何年分、それは課長に答えさせます。

それから温泉のことですね、温泉はお客さんが大変狭くて困っておるといような情報ですね、現場の要望もあってこれは広げたほうがええのではないとかいうことで広げさせていただいたんですけども、それはこれまで古里温泉に1つの思いを持っていた方にとっては、批判もあるかもわかりませんが、そういう理由でつけました。

それからもう1つ、立派な施設にする気はあるのかないのかと、現在のところ持っておりません。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

94ページの漁業担い手対策事業の内容でございます。これにつきましては19年度から中学生を対象にいたしまして、漁業に対する知識を深めることを目的に水産スクールを実施してまいりました。去年については三船と紀北中、ちょっと手違いと言いますか、募集の期間が短かったということで少なかったんですけども、今年また新たに21万 5,000円付けていただきまして、報償費としては講師謝金が2万円、インストラクターの謝金が6万円ということで8万円ですね。そしてあと教材費として5万円、これは1,500円×25人分ということで、3回程度実施したいということです。それとあと参加者の障害保険、これについても1,050円程度で25名ということで2万7,000円、あとウェットスーツの借上等が5万8,000円あります。以上が一応、漁業担い手対策事業の内容でございます。

次に地域産物展示販売施設の管理の償還金利子及び割引料1,271万3,000円でございます。これにつきましては当初9,000万円、国県から補助をいただきまして国が4,500万円、県が1,800万円ということで、あと残りの分ですね、平成19年度分からの償還ということで、補助金の返還ということで国については908万499円、県につきましては363万2,198円ということで1,271万2,697円になります。

次に観光連盟の会費につきましては、これにつきましては毎年同じ額で計上させていただいております。何らかの形で効果は出ておると思いますが、

議長

副町長。

北村文明副町長

観光連盟につきましてはですね、紀北町は運営会議でしたかな。運営会議のほうにも出席しておりまして、紀北町の情報がですね全国に発信するように強くアピールしてございます。いろんな方が出ております。また観光連盟を通じてですね、いろんなところがマスコミ入ってきたりしてますので、テレビにしてもラジオにしても、そういった意味でかなり大きな価値があるんじゃないかと、こういうふうには思ってます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

98ページの熊野古道シャトルバス運行費用の185万9,000円の増でございます。これにつきましては軽油の高騰、また高速道路ですね、大宮大台線まで伸びたということで金額が増えたということでございます。その分担金が各市町の、そういうことで今回20某増えました。

議長

副町長。

北村文明副町長

すみません。担当課長に代わりまして、熊野古道シャトルバスにつきましてはですね、名古屋から熊野古道18の峠をですね、それぞれ歩けるように設定されたコースでございます。紀北町が最もですね、その中の市町村いろいろございますが、最も利用者が多くてですね、おおよそ4割ぐらいを占めてたんじゃないかなと。

熊野古道シャトルバスがあることによって、いろんな旅行会社とかですね、いろんな雑誌会社とか、そういったところが、これがあるから熊野古道に来やすいよということを宣伝していただきますので、そういうPR効果、それから実際にお客を連れてくる効果、相当な価値が高いものと、こういうふうを考えております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

皆さん、こういう答弁でな、明解でわかりやすくというのはこれなんです。これ副町長はこの言うたらええ遺産として置いていくんやで、皆さん勉強してよ。こういう答弁せないかんのや、町長もよう見習ってやっていただきたい。

町長にもう1点お聞きしますけども、古里温泉に関してはですよ町長、批判じゃないんですよ。800万円投資した割には、皆まだ狭いと洗うところ、だからそんだけ皆が利用しておるといことなんですよ。利用しておるからもう他所の企業に向けて2,000万円ぐらい出すんだったら、当町の直接事業であるこの古里温泉に対してでもですよ、もう少し狭いと言っておるんです。だから本当にたくさん、この差額からでもですよ、収入は3,000万円以上あって、出てるのは2,500万円ぐらいだから500万円の利益が出ておる。そんなら町民に対してですね、本当に保養の、また健康に関するという名目の中で、もう一つ大きく広げられるような考えを持ってないかということを書いたんですよ。

だから800万円に対しては批判じゃないんですよ。皆良かったと言うん。ただ、まだ狭いなど言っておるわけ、町長、あなたは古里温泉入ったことありますか。答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

古里温泉は過去3回利用させていただいております。

これはですね、古里温泉の800万円は拡張というか、浴槽のですねやりましたけども、今後あそこは旧紀伊長島町で相当7,000万円ぐらいたったかな、相当な額であれを建てたんですよね。ですからまたそれぐらいたった出費になると、これはもう相当考えないかんとおもうので、今のところはまだその構想は持ってありません。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのね町長、それは前大内町長の時代に、あそこはあくまでも井戸を掘るのに1億円です。建屋に対しては7,000～8,000万円だったかな。そしてもともとは元湯だったんです。元湯にして前のあの山の上へ向いて施設を建てていこうという計画やったけど、もう縮小してあそこにしてしまったという経緯があるんですね。だけど今、始めて紀北町民としてあそこを利用しておる人が増えてきた。そして外から来る人もあそこに行こうとしているところもあるわけなんです。

だから、これに関してはですね、案内の看板というのか、そういうものがないんで通り過ぎる人もたくさんおると、だから今度新しくできた、あの信号のところです、国道の今度取り付け道路の新しいところにですね、名古屋のほうから来ても尾鷲のほうから南郡からきてもわかるよにですね、あそこにもう1つ看板を、紀伊長島町古里温泉というね、その効果ができる看板を設置する気持ちはないですか、予算を付けるあれはないですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味はよくわかりますけども、どういうふうな宣伝効果を求めていくのか、今後の課題として受け止めさせていただきます。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

奥村です。94ページのですね、さきほど町長が言われた漁業経営構造改善事業というのは、これ多分築磯で自然石を放り込んだ伊勢エビ対策だと思うんですけども、漁協からですね、これ多分三浦だというふうな気がするんですけども、ほかに漁協からまだこういうことをや

ってほしいという要望が協議会の中で出なかったのかどうか。

それから稚魚の、去年も私は稚魚を減らしたら困るというふうに言いまして、稚魚を減らされたけども、今年は資料をもらったけどもちょっとわかりにくいんですよね。稚魚の金額はですね、前年度と比べて20年度は増えるのかどうか。

それからこの稚魚の数及び金額はですね、漁協との話し合いの中で漁協の要求 100%満たしたのかどうか、この3点についてお聞きしたいと思います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

94ページの漁業経営構造改善事業の 800万円の件でございます。築磯の件でございますが、今年度につきましては三浦のほうからの要望だけでございます。

それと稚魚の件でございます。稚魚につきましてはアワビにつきましては1万匹、イサギにつきましては2万 5,000匹、今度新たにヒラメですけど 5,000匹ということで 160万円予算計上いたしました。

前年度対比ですけれども、アワビについては 5,000減っておりますが、ヒラメについては新たに増えたということで、これについては水産振興協会、海山の、紀北町ですね。漁業組合長含めて役員で検討いたしまして、本来ならば組合の受益者等もいただきたいところですけども、大変漁業組合も苦しいということで、この範囲ということで了解していただきました。今回。

19番 奥村武生議員

満額ですか。満額ですかということと。

中村高則産業振興課長

いやさきほど言いましたように、アワビにつきましては要望は1万 5,000でありましたけども、1万匹ということで減になっております。そのかわりヒラメについては新たに 5,000匹ですね。海山漁業のほうからの要望でありましたので、予算化していただきました。

イサギにつきましては当初の要求どおりでございます。

議長

奥村議員、立って言ってください。

19番 奥村武生議員

答弁漏れなんだけどね、そんなに数こだわらんけども、三浦のほかはまだ。

議長

それは答弁ありました。

19番 奥村武生議員

漁業組合との話し合いこれからからもせなあかんわけですけども、是非ですね、これ私は思うのは、漁業は大変苦しい中で、今後も意欲的に取り組んでいただきたいと思いますが、町長いかがですか。この将来の漁業を背負っていくためには、こんだけの金額では当然僕は少ないと思うんですけども、来年増える要求は、おそらくくると思うんですけども、漁業を発展させていく気持ちありますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

漁業は本町の基幹産業の1つとして位置づけておりまして、この漁業が発展することは、大変私も望んでいるところであります。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

このまま食事もしないでずっと進めるつもりですか。もう皆職員もいるし、皆さんお腹減ったという人もおるけど、いいんですか。

いやいや、せんのやったら、これからでも時間長いときにもこんなんしてやっていかんならんし、そこのところはどうなんですか。

議長

今日のところはそれは考えておりませんので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、衛生費から商工費までの質疑を終わります。

議長

ここで暫時、8時半まで休憩いたします。

(午後 8時 15分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 8時 30分)

議長

次に、100ページの土木費から最後の給与費明細書までの質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

東澄代君。

16番 東澄代議員

16番、2点だけちょっとお聞きします。

104ページのちょっと私聞き漏らしたかもわからないんですけども、道路橋りょう費の一般国道422号国補道路特殊改良費なんですけど、1,300万円の総事業費と町の負担割合を説明してください。

それであとの1点ですが、133ページの11款公債費なんですけれど2億1,580万3,000円のうち、一借の利子の内容を教えてください。それと言いますのは、1ページで2億円の借入が増えておるんですね、一時借入金。それに減になっているので、その辺の説明をお願いいたします。比較は減になっております。その辺の説明をお願いします。それだけ2点。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

133ページの公債費の第2項利子にお答えいたします。

本年度の利子は2億1,580万3,000円でございます。この内訳といたしましては一次借入

金の利子 177万 5,000円です。これは8億円に対する利子でございます。3ヵ月分を見ております。

それからその残額の2億 1,402万 8,000円は、長期債の償還利子でございます。

それで前年度の利子なんですけど、これが2億 4,381万 5,000円でございます。それで一時借入金の利子は155万 3,000円で、長期債の償還利子が2億 4,262万 2,000円であります。前年度に比較いたしまして、利子が2,801万 2,000円減額しております。と言いますのは、長期債におきまして2,823万 4,000円を減額しております。一時借入金の利子は22万 2,000円の増額です。以上でございます。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。104ページ、道路橋りょう新設改良費の中で、一般国道422号国補道路特殊改良一種負担金の1,300万円でございますけども、これにつきましては高速道路関連の県営事業でございます422号インター線にかかるものでございます。この負担金につきましては、山本地内二郷神社の付近でございますけども、町道上をですねインター線が通過いたします。その際、トンネルのようなボックスカルバートの構造になるわけでございますけども、県の計画は現在5mで考えております。それに対して地元等の要望もございまして、歩道等の部分を拡幅してほしいということでございまして、県と協議の結果、計画を1.5m広げまして6.5mということで、今現在考えております。

したがって、この町の要望によります1.5mを拡幅するものについて1,300万円ということでございます。

16番 東澄代議員

はい、了解。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

130ページですね、給食施設費なんですけども、予算去年より増えておるんですが、最近、食の安全という問題があつですね、外国産を国内産にするとかということ、各行政ともですね、その食材が値上がりするとかいうようなことがあるようですが、当町の場合は、この予算の中でそういうことが影響しておるといふことはあるんでしょうか。

また、どのようなことを対応としてやっておられるのでしょうか。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員さんのご質問でございますけども、給食センターにおきまして食材、食材につきましては、この一般会計の予算の中には含まれておりません。維持管理運営につきましては公共が持つ予定ということで予算に含めております。食材につきましては保護者負担ということで、保護者の方の負担ということでございます。

それですね、先般、給食運営委員会等がございましたわけなんですけども、そのときに確かに議員さん言われてましたようなことも議論されまして、灯油とか、また物価の値上がりによって給食代も上げるべきではないのかなというような議論もされておりました。

ところが、今年の運営につきましては据え置いて、また給食代でいこうじゃないかというようなことで決定されております。

それですもんで、一応この食材につきましては、予算の中に含まれてないということでご理解お願いしたいと思います。以上です。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それでは1つ教えてください。給食業務委託料というのは、労賃とかそういうものだけなんでしょうか。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

はい、給食委託料につきましては、長島区のほうの調理員さんの委託料でございます。海山区の調理員さんにつきましては、賃金というような形で一応もっておるということです。以上ですけども。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3番、117ページをお願いいたします。学校管理費ですが、臨時職員の賃金が2,933万円

で、11名分となっておりますが、臨時職員の方の職種といたしますか、どういう方がおられるか、明細をお願いいたします。

そしてもう2点、その下に小学校図書及び特別備品整備事業が205万9,000円となっておりますが、この中で小学校の図書費はいくらなのか、お願いいたします。

そしてずっとその下のほうで、小学校校舎施設営繕事業で、工事請負費というのがありますが、245万4,000円、工事請負費の内訳をお願いいたします。

同時に、次119ページの学校管理費で、中学校の臨時職員4名がありますが、この4名の方の内訳、そして中学校図書費もその下にありますが、いくらなのか、104万4,000円の中に中学校の図書費がいくらあるのか、お尋ねいたします。

その幼稚園費、122ページの中にも臨時職員7名とありますが、この内訳の仕事をお願いいたします。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

近澤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、117ページをお願いいたします。説明欄の臨時職員11名分の賃金でございますけども2,093万3,000円、これにつきましては学校用務員の長島の小学校の6名分と、海山区の小学校5校分の5名の方の用務員さんの賃金でございます。

次に、小学図書及び特別備品の整備事業の備品購入で205万9,000円でございますけれども、この図書の購入につきましては、備品の購入につきましては児童用図書とか、教師用図書、障害児用図書、それにまた一般備品等でございます。

次に、小学校校舎等施設営繕事業の工事費の245万4,000円でございますけども、これにつきましては5カ所ほどありまして、引本小学校の本校舎の柱の下部の補修工事と、また西小の調理室の配水管の補修工事、それと東小のグラウンドにあります体育倉庫の解体工事、それと引本小にあります体育館とその校舎との通路があるんですけども、そのすべり止めシートの張り付け工事、それと赤小の網戸の設置工事という5本の工事が入っております。

次に119ページをお願いいたします。119ページの臨時職員4名分の賃金でございますけども、この賃金につきましては中学校4校分の用務員さんの賃金でございます。長島区では2名、それで海山区でも2名ということでございます。

次に120ページをお願いいたします。120ページの中学校図書及び特別備品整備事業の、

104万 4,000円でございますけども、この備品につきましては小学校と同じように生徒用の図書とか教師用図書、障害児用の図書、それから一般特別備品等が含まれております。

次に 122ページをお願いいたします。122ページにつきましては臨時職員の7名分の賃金内訳でございますけども、ここでも幼稚園が3園ございます。その3園の用務員さん3名分の賃金と、臨時教員がおりますので、臨時教員の3名分と幼稚園バスの運転手1名、計7名の臨時職の賃金をみております。一応、以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

小学校のですね、海山と長島の用務員さんの臨時職員の給料ということで、私はちょうど1年前にですね一般質問の中で、同じ紀北町になりまして海山の用務員さんは臨時職員、長島の用務員さんは同じ仕事をしながら委託、これは条件が違うから早く統一してほしいということのを要望してまいりましたが、今回こうやってやっと同じ1つの町になって、同じ仕事で同じ臨時職員ということになりまして、大変評価します。

同じ仕事をしながら同じ給料でないということに対しては、本当に働く意欲を失うことになります。そしてやっぱり長島の用務員さんが働く権利が、条件が良くなって、一番得をするのは子どもだと思いますので、未来を担う子どもたちのためにも、また女の方の女性の働く条件が良くなったことに対して嬉しく、やっと1つ紀北町になって前進したと思います。

議長

近澤議員、質疑をお願いします。

3番 近澤チヅル議員

はい。

小学校図書館ですね、小学校図書館の費用ではないですか。図書館の費用ですね、ここは。各学校の図書の費用ですね。下のコンピューターのですね予算と比べるとすごく少ないんですが、今、子どもたちは図書離れ、本離れがきてまして、学力低下の中にもその図書を、本を読む習慣がないという中で、全く少ないなというのが、そう思うのですが、教育長、これは去年より多くなっているのか、少なくなっているのか、お尋ねいたします。

そして工事請負費の中にですね、東小学校の体育倉庫の工事が入っているということですが、私たち前は教民の常任委員会の中で、管内視察で各学校を訪問したんですけども、東小学校の体育の倉庫はですね、もう子どもが入らないようにロープをしてあって、大変危険

やったんですね。そしていつ直してくれるのかな、いつ直るのかなって、何か事故がなければ直らないかなという気持ちもありましたが、今度、どういうふうに 245万 4,000円の中の 5つですから、あまり費用はないと思うんですが、どのように体育倉庫が良くなるのか、具体的にお話をお願いします。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

まず、第1点目の小学校図書特別備品なんですけども、この児童用図書、教師用図書、それと障害児用図書なんですけども、これ昨年よりも予算が増えておるのかというご質問だと思います。これにつきましては今回の予算におきまして一般備品と特別備品、各学校6校なんですけども、5万円ずつ付けていただきまして、増をさせてもらっております。

それともう1点ですけども、東小学校のグラウンドの体育倉庫なんですけども、今回、解体をするということで予算計上しております。これにつきましては議員さん方、教民の管内視察の対象になりましたように非常に危険であるということで、ロープで子どもたちが入ったらいかんようにしております。そういう危険を施設をまず子どもたちの安全を守るために、取り除いて更地にするという、その経費が35万円程度みえておるということでございます。

その中に入っておる体育道具でございますけども、学校の近くにありますが、学校の中に保存していくというようなことで、お願いをしておるところです。

以上です。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

東小の体育倉庫については、壊して建てるとかじゃなくって、経費節減で発想を変えて中を確保したということによろしいんですね。学校もそれで納得されているんでしょうか。最後にまたお答えください。

小学校とか中学校の図書なんですけれども、昨年よりは図書費が5万円増えたということなんですけれども、多分、小学校なんかでも増書目標とかいう分でこれぐらい小学校には本を、これぐらいの本置かなければいけないという目標もあるんですが、ここら辺はこれぐらいの費用で達してないのではないかなという思いがあります。もう最後の質疑ですので言わせて、私もこれ新聞で読んだんですけれども、文部省は07年度から5年間で年間2億円、総額1,0

00億円を地方交付税で手当する新学校図書館整備5ヵ年計画を立てているということが、ここに載っておりますので、こういうのも利用して是非図書を子どもたちに、良い本を与えるべきだと思いますが、最後に教育長のお答えをお願いいたします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ちょっと声がおかしいもんでね、ちょっと威張ったように聞こえるかわかりませんが、申し訳ありません。図書ですね基準につきましては、学級当たり何冊という基準があるんです。その基準をうちのですね紀北町は全部カバーしております。

それでもう1つですね、体育館の問題でございしますが、初めの趣旨はですね、おそらく体育館を壊して、そしてその新しい体育館を体育小屋をですね、外へ建てよという趣旨だったと思うんですが、財政上ですね壊す予算だけやっとなんか獲得いたしましたので、校長と話し合いをしまして、空き教室の一部を利用してその体育小屋に納めておいた備品を納めるということで、校長と了解はついております。以上です。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

129ページの文化財調査費、それから天然記念物カモシカ食害対策事業ですけども、これは大事な尾鷲ヒノキが随分と被害を受けております。昨年度との事業費の違い、金額の違いを教えてくださいたいのと、それで530万4,000円はどれだけの延長の柵をするのか、お願いいたします。

それともう1点は、107ページの公園費、県営公園事業負担金1,700万円でございますね。これは熊野灘レク都市公園事業負担金ですから、多分10分の1の負担金になっております。事業費は1億7,000万円、その事業計画がわかれば示してください。以上です。

議長

家崎生涯学習課長。

家崎英寿生涯学習課長

129ページの特別天然記念物カモシカ食害対策事業530万4,000円について、ご説明申し上げます。この目的としましては新規に植林するヒノキを特別天然記念物であるカモシカの食害から守るため山林等を網などで囲み、カモシカの食害から苗木を守ることです。

20年度に予定しておりますのは3カ所、総面積4.94ha、総延長は1,900mを予定しております。昨年と比べまして約59万6,000円減額してます。これは計画に基づいての変更になりました。面積が減ったということの減額です。以上です。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。まず107ページの公園費の県営事業の負担金でございますけども、まずですね熊野灘レク都市公園事業といたしまして、20年度県で1億5,000万円の予算を予定しております。これの10分の1の負担ということで1,500万円でございます。内容につきましては片上地区公園の園路、また園地整備、本年度もやっておりますけども、これを引き続いてやるものでございます。

また、海山区の大白公園では園地内の遊具の設置、また公園内の元谷川護岸整備等でございます。その他といたしまして都市公園一帯整備事業、これ2,000万円の事業費でもってございますけども、そのうち200万円の貴町の負担ということで、これにつきましては主に城ノ浜地区の公園の施設、遊具等の改良費ということで聞いております。以上です。

議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

よくわかりました。これカモ柵は全部文科省でしたね。あと枠としてももう少しこれは取れるはずなんですよ、この地区で。是非ともこれは被害がありますんでね、実際そういうことで。

あとレク事業については産業常任委員会できろいろと協議してください。

以上です。

議長

他に質疑される方。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

104ページのですね、町道茂原前山線整備事業ですか、3,190万円ですか、これの新規事業だと思っておりますけども、これの費用対効果をお示し願いたいと思います。

それとその上部の9,990万円の永長線でこれが最後だと思っておりますけども、これでも前年

度にいろいろ批判があったと思うんですけども、これに被せてまた 3,100万円もの工事が出てくる。こんなに急ぐ必要があるのかどうか。費用対効果とあわせてちょっとお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。104ページの茂原前山線の事業でございますけども、この事業につきましては新規ではございません。19年度におきましても予算措置をなされております。この事業につきましては、平成18年度から事業着手いたしておりまして、赤羽地区の茂原から前山を結ぶ町道でございます。全体の計画延長が 350mほどでございます。これまで測量設計、また用地測量等行いまして、今年度におきましては工事請負費、また用地買収費、立木の補償補填費等を計上しているものでございます。

続きまして、同じく永長線の改良事業でございますけども、これにつきましては19年度、20年度で永長線の山本踏切の改良を行うものでございます。これにつきましては19年度予算の中で説明もさせていただきましたけども、債務負担行為をとらせていただきまして、19年度、20年度の2ヵ年でやるということで、今年度完了予定のものでございます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

町長にお答え願いたかったんですけども、今後町長に、あと2回ありますけどお答え願いたいと思います。

この前からいろいろ噂されているのはですね、噂されているのは、なぜその海山区と長島区ですね、予算の格差があるのかと、今年度もまたすごく格差がありますよね。どうもいろんな人の話を聞くと、合併を想定してですね、大型継続事業を入れたんじゃないかという噂が出ているんですよ。おそらく私はこれに違いないと思ってます。一遍精査しますけども。

それからですね、このあまりにも今現状は財政が厳しいって町長も何回もおっしゃっていますけども、今このような道路が必要なんですか、これは。どんだけ効果があるかと言うたらきわめて疑問なんですけども、じゃ他方どうなんでしょうかね。財政が厳しいと言いながらですね、町長は去年のクリンクリンデーの時、来ていった90万円、それだけの予算も出ない、あるいはですねもう1つ言えば、かつてその渡利から太平洋の方へ行く等で引っ繰り返って多くの死者が出ましたね。あれ以来もう引本湾の横の側面の川へはもう従来航路になっ

ているわけですよ。それについてもですね、1億4,000万円ぐらいあれば簡単にできる工事なんですよ。それで多くの人利用しているわけなんですよ。あそこはなくてはならない小山の人にとっても渡利の人にとっても、松島の人にとってもなくてはならない航路になっているわけですよ。それについてもそのまま放置されている。鉄砲水が出て沈没した舟だっというくらいでもあるんですよ。あそこに停泊してて。

あるいはですね、引本公園の登り口にしてもそうなんですよ。県が来たときでもこれは町の工事ですよと、町でどうしてもやらなければならない、できないならやりますけども200、300万円の工事すらできてない。こういうふうな、あるいは引本の寺の横の小さな私有地ですけども、そこの工事すら後回しになっている。わずかな工事がですね、生活に密着した土木工事が放置をされてですね、直接には必要がないこのような大型工事がですね、予算を組んで出てきておるということについて、極めて疑問を感じるわけですよ。これはちょっとますます長島と海山との格差が広がっておる中でですね、これはあまりにもひどいんじゃないですか、町長。町長が考えないかんことはバランスをとって海山区と長島区のバランスをとってやっていくことであり、そして生活に密着した本当のこの要望を、土木なら土木で結構ですよ。やっていかんなんのじゃないでしょうか。

例えばもう1つ言わせていただければ、透析の問題出ましたけども、ああいうふうなね、やってくれたことについては評価するけど微々たるもんですよ。夫婦で12万円しか年金、前にも言いましたけども年金がないのかかわらずですね、6万円からの費用を注ぎ込んでどうするのだと、憲法で保障された生存権の問題にもかかわってくるような重大な問題ですよ。福祉、社会保障、あるいは生活に密着した道路で必要であるにもかかわらずですね、さして必要のないようなこのような道路にね、大型の予算を組み込む、極めて疑問に思うんですけどもね、町長。

あなたは1つお答えいただきたい。これとともに2つ目の質問です。

19年度で公債費の利子はいくらになりますか。この2つをお答えください。利子はいくら19年度で払うふうになっていますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

いろいろ合併した現時点から振り返ってみれば、あなたがおっしゃるような考え方もあるでしょうけども、茂原前山線の事業は、これは私が始めた事業なんですよ。ですから合併を

目指してですね、目途にしてこの事業をしたわけではないんですわ。地元からの熱い要望があってですね、そこから始まっておるんですわ。平成の14年ごろかな、から始まって、今こうやって実ってきた事業なんですわ。

それから永長線にしても、これは長期の計画のもとに国道42号と町内を結ぼうとする、メインのラインといったらラインですね。これを継続でやっておるわけですから、どうぞわかりいただきたいと思います。

それから19年度ですね、公債費の利子は2億 1,580万 3,000円でございます。以上です。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

最後になりますけどね、今一番大事なことはですね、財政の健全化と再建を、今やらないかんことは前にも申しましたように、財政の健全化をきちっとやることなんですよ。そしてやったうえでですね、日の当たらない生活に密着した困っている人のところへ光を当てて、財政を支出をするとともにですね、将来に備えて、例えば漁業なんかへ備えて、資源を集中することが今問われている町政なんですよ。にもかかわらず、こういうふうな大型の予算を、今必要でないものも、そのままもってくるということは、極めて私は疑問を感じるわけですよ。

多くの生活に密着した小さな工事がたくさんあります、海山区には。長島もあるでしょう。おそらくあるでしょう。あるいはですね、これは建設課長も来ていただいて引本の真ん中のほうに、10年も前から潮が満ちてくれば浸かるところがあるわけですよ。これに対してできないというようなことを、事実上できないということを課長あなた言っておったような気がしたんだけど、そういうふうな放置をされているところが海山にもあるし、長島にあるということだったんですよ。そういうふうな生活に密着した小さな工事をなぜやらないのか、なぜ大きな工事をするのか、小さな生活に密着した土木工事を今後どのように考えているか、それをお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

生活に密着した事業は、当町にとっては非常に重要だと考えております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

11番、104ページのただいま言われた町道永長線と、町道茂原前山線の整備事業に関しての予算付けですね。これに対してさきほど前者議員から言った質問に対して、重複するところがあるかと思いますが、これに関してはですね、私は永長線のところの9,990万円に対してはいつだったかな、12月でしたか、12月議会で、こないも1億円からと、それで総事業費が2億4,000万円ぐらいになったかな、それでこれで最後のもう事業だということで説明を受けて、僕も今までそれを見ていなかったところが私の落ち度がありますけど、そのときに、今なぜ財政の苦しいときにこの1億円なんだと、それじゃ町民の悲願だと言ったけど、これはあくまでも20年も前に自動車社会になったときに、まだ旧紀伊長島町ですよ、人口も1万7,000～8,000あったとき、また車社会が始まり、一家で1台2台と増えてきたときにやる事業じゃないですかと、もう今これは、今1億円かけてさきほど奥村議員が言ったように、福祉で大変苦しんでおる人たちの削減をしてですよ、悲願だったということはないと思いますよ。町民の皆さんどうですかこれ、1億円ですよ。その中でこれを改良して、本当に良い事業なのかというところ、この9,990万円の予算付けの説明を明確にお願いします。

そしてもう1点、茂原前山線これも言いましたけど、これ今期の主な事業としまして、これ事業計画の中で入ってますけども、このですね道路の拡幅に対して、果してこれだけの本当に距離的にはそんなにも不自由しない拡幅工事やと思うんですね。それでその通るところはもう山と誰も住んでないところばかりなんですね。それがなぜ必要であるかと、私はこれをするんだったらですよ、紀北町民の皆さんの悲願であった、赤羽地区の皆さんの悲願であった、この茂原から紀北町へ抜ける前々町長の東昇町長が計画した事業をやるのが、これ筋ではないですか。この中途半端なこの工事にですね、500万円の去年は調査費、今回は3,190万円ですか、約これで3,600万円、これで事業をして、またこれ続くんじゃないですか、このあと。これで終わりなんですか、そのところちょっと予算付けと。

それと115ページの下の方にある児童生徒スクールバス運行事業929万1,000円、これと次のページ116ページのスクールバス送迎委託料316万8,000円、それとですね122ページの幼稚園費の通園バス運転業務委託料178万円、これの内容ですね、内容をちょっとどのようなものか、それでどこへ委託しておるのかということと。

139ページ、この起債の金額は前々年度ということは、これ18年度でいいんかな。前年度は19年度としてみればいいんですか。その中で18年度にあっては140億5,929万3,000円、

これから前年度は 132億 6,569万 4,000円に減っていると、この差額は7億 9,359万 9,000円ということになるけど、これでいいのか。そして今年度はですね、大体7億 8,884万円減って、総額が 124億 7,685万 4,000円となりますけど、これでいいのかということで、ちょっと起債が減ったやつですね。いいかどうかというのを確認します。

それと、141ページの職員手当の内訳の時間外手当、勤務手当ですね。これは前年度は 3,199万 3,000円使っておると、本年度は 1,937万 5,000円と比較して、1,261万 8,000円ということだったんだけど、その前のときは 5,000万円ぐらいあったかな、5,000万円以上あったと思うんだけど、どんどんこれ減ってきているあれは、どのような努力の中で生まれてきたのか、ちょっとそこも説明願います。以上、何点でしたか町長、8点と。

それと 116ページのちょっと追加しますが、この備品の 500万円というのは何の備品購入をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者議員にもお答えいたしましたけども、永長線は本年度で、この20年度で終わります。長年の紀伊長島町からの計画道路でありまして、今、ご承知のとおりあそこに踏切がちょっと昔のままになっておりまして、それを拡幅してですね車が2車線で通れるようになるということでありまして、それはそういう町内から42号へ続く道路として非常に有効であると、そのように認識しています。

茂原前山線についてもですね、これは以前から同地域、茂原前山の人たちの悲願によく似た、それぐらいの願いを持ってこの農免道路とつなぐ道路でありまして、これも今、予算を計上して建設を済ませたいと考えております。

11番 入江康仁議員

いやいや議長、茂原のあれはさ、これで終わりかどうかということも。

奥山始郎町長

それはちょっと課長のほうから答えさせます。

11番 入江康仁議員

継続事業かどうかということは、課長でないでしょう。町長でしょう。

奥山始郎町長

継続事業としてやっております。

11番 入江康仁議員

じゃまだこれあとに付いてくるんですね、これ。

奥山始郎町長

そうですね。

学校関係は教育委員会のほうでお答えいたします。

139ページの起債の残高は 140億 5,900万円余り、それが19年度には 132億 6,500万円になりですね、20年度におきましては 124億 7,600万円になっていくだろうと、これも徐々に借金が減っていくということで努力が実ってきたと、そういうことがこの数値で表れてきております。

それから時間外勤務手当につきましては、総務課長にお答えさせます。

以上でございます。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

それではただいまのご質問ですけども、115ページから116ページにかかっているところなんですけども、児童生徒スクールバス運行事業ということで929万1,000円計上しております。その内訳といたしましては、次のページの116ページのスクールバス送迎委託料316万8,000円でございますけども、これにつきましては海山地区の木津とか、また島勝、白浦のほうから来てますスクールバスの委託料でございます。

それでその下の備品購入費なんですけども500万円、これにつきましてはその海山区のスクールバスを利用してやってもらっておりますバス26人乗りなんですけども、このバスを買い替えてもらうというものですけど、これは平成元年に購入しまして、もうすでに今19年が経過しております。それで走行距離は22万1,000kmを超えているという状況で、非常に老朽化が進んでおるということで、今回スクールバス26人乗りですけども買い替えをお願いする経費500万円でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点、122ページのほうお願ひします。122ページの通園バスの運転等の業務委託料でございますけども178万円、これにつきましては紀伊長島区の幼稚園バス1台分の委託をしている分の委託料でございます。ちなみに、200日分8,500円かける200日分の委託と代行の部分の委託ということで委託をしておる部分でございます。よろしくお願ひします。以上です。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

茂原前山線の道路事業計画について、ご説明いたします。

この事業につきましては、さきほども説明いたしましたけれども、事業延長約 350mの道路事業でございます、今年度 3,190万円の予算計上いたしておりますけれども、今年度です、約 100mの工事費、また用地買収費、補償費等を考えております。

残りの 250mにつきましては、工事費約 5,000万円ほどかかるという見込みでございますけれども、これのですね事業につきましては、予算措置のあれもあるんですけども、単年度で付けていただくということになりますと、来年度 5,000万円という工事費になろうかと思えます。以上です。

議長

川合総務課長。

川合誠一総務課長

時間外というお話でございます。20年度時間外手当につきましては、141ページに載っておりますが、1,937万 5,000円でございます。この中にはですね、100万円ほど選挙が入っております、海区の選挙でございます。海区の選挙がもしなければですね、この100万円は使わないものでございます。通常分としまして1,730万 8,000円が時間外みております。これは給料総額ですね4%ということで、予算をみさせていただきました。実は昨年度と言いますか、19年度におきましても予算的に4%ということでみております。ところが18年度まではですね、18年度で7.8%実績がございました。今までそういうふうにして時間外が8%、あるいは7%というところを推移しておりましたけれども、行政改革の一環で何とか皆で力を合わせてやろうということで、今年度からですね取り組んでおります。

これは管理職も、それから一般職員もですねお互いに時間外をとにかく減らそうということで、かなりの努力をしております。この当初の4%内に収まるかどうかというのは、もう3月ぎりぎりまでかかります。何とかしようということで皆と話し合っております、4%内に収まるよう努力をしております。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

この茂原前山線ですね、やはりそれは町長ここまでです。またこれから5,000万円、5,000万円で終わりですか。その5,000万円をまだ来年やると言っているけど、今回100mに対しての3,100万円、用地買収とかいろんなもの含んでやっているけど、この5,000万円は用地買収とか皆入れての予定でやっておるのですか、そこのとこ。これよか増えるようなことがないですか。そこのところを一点、もうこれは予算もあれせんらんけど、町長に答えてもらったほうがいいんじゃないですか。

それとですね町長、関連してさきほども答弁不足になったけど、要は、前々からあるですよ、紀北中学校の後ろに、当初20年前に茂原に抜けるあの道路を止めてまで、次の大内町長は農道ということで、今の42号線から引っ張ってきた。本当は赤羽の町民の人たちは向こうに出るよか、こっちへ抜かしてほしいと、長島へ行くのが近くなる。そういう希望を持っておるわけじゃないですか。なぜこういうような中途半端なところにするんだと言ったら、もっとそれを進めたらどうですか、町長。これが筋というものじゃないですか。

要は私どもも言っておるのは、予算がないないないない、苦しい苦しいと言うて、こういうことやっておるから僕らは指摘してるんだから、そして前の計画はどうだったかと、本当の赤羽の人たちはあのトンネルを抜いてもらったほうが良いと言っているんですよ。あなたは本当に町民の意見をどこでどないして聞いておるかわからなくなってくる。そこのところもう一遍あれしてください。

それから永長線のこの1億円は、もう今期で終わるというけど、私はあのときは本当に財政が苦しいんだったら、これ延ばせと、これが払えないよ、お金ないよと言ったらJRも言わないでしょう、無理に。今本当に町民に問いかけてくださいよ。この1億円して、今十分あそこはあれで成り立ってますよ。1億円を町民のために使う、福祉に使うんだと言ったら、あそこは少々の延ばしてもらってもいいですよというのは、町民の意見です。この計画が20年前にせやんならんことじゃないですか。今は過疎になり、人口は1万人そこそこになってきた紀伊長島区は、そうして車社会も段々段々とそれに伴って、車も減って通行量は減ってきているんですよ。こういうところから私はあなたに町民の大事な税金をどんどんどんと、無意味のところにおくおるのではないかという不信感が出てくるわけなんです。そのとこちょっと明確にお答え願います。

それと最後にですね教育委員会の関係で、130ページのこの紀北町「美し国三重市町村対抗駅伝」実行委員会、これ確か以前ですね、教育長が議会の中で言って、そしてこれはこの50万円を出すことにいろいろな異議を申し立てた時もあった、議員もねいろいろ、しかし、

そのときにはその市町村の積立金か何かあって、それを活用するから、これ出さなくていいかわからんというような答弁だったと思うんだけど、なぜこれ50万円を出さなくてはならないのかと、だからそのとき言ったのは、ここまで出すなら、これも出していいよと言ったけど、それだったら紀北町の体育協会に対するいろいろなスポーツのためにもどんどん増やしてくれと言った経緯があれがあるんですが、そこはどうなって、こう支出をしなければならなくなったのか、聞かせていただきたい。以上、その4点です。

議長

町長。

奥山始郎町長

永長線についてでございますけれども、これはずっと続けてきたゆえに、今年度20年度です、この事業は終わります。そのためにもこれをもってきちんと終結したいと考えております。

それから茂原前山線についてもですね、その私が承っておったときの要望としては、こちらのほうは大変多かった。しかも、工事費はあそこ茂原の手前へトンネルか道路か知りませんが、それとは比較にならないぐらいの工事費がかかったと記憶しています。ですので、この用地買収につきましては今年度で終了いたしまして、あとは工事費ということになります。このことについてもやることはやらせていただきたいけれども、その状況によってですね、2年でやるのか、1年でやるのか、そこは検討させていただきたいと思います。

あと教育委員会をお願いします。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

「美し国駅伝」のことにつきまして、前議会の機会で私が申しましたのは、大会の費用はですね、予算を持たなくていいと、それは県のほうからですね、市町村の三重県市町村振興協会ですか、ここから支出してくれると、ただ派遣する選手団のお金はですね、うちでみななくてはならないのでお願いしますということで、前の議会のときに補正をお願いしたと思うんです。そうでありませんでした。

それでですね、本年度もそういう趣旨で今年も県下で続行するということですので、昨年度よりは30万円減らしまして、50万円ということでお願いを、参加費としてお願いをすることによってでございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

永長線についてもう少し説明をさせていただきます。

昨年6月の議会で1億円余の予算が認めていただいております。債務負担行為を組んでおりますので、その実施をするということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

だからその認めたということで、揉めたこともあるから、それはわかっておるんですよ、町長。けどやはり財政が苦しいというた中で、私は延ばしたらどうだということと言わさせてもらった記憶があるんです。だからそれはわかっているんです。認めたどのというのは、財政課長が入って説明したかどうだと揉めたからね、それね。

それからもう1点ですね。教育課長、このスクールバスですね、これ委託先とあれを聞いていなかったと思うんです。委託先、スクールバス送迎委託料の委託先というのは聞いてなかったと思うんで、答弁不足で、ちょっといいですか。

議長

この部分は答弁不足。先に言うた部分は1回入りますんで、その辺ご理解願いたいと思います。

議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

すみませんでした。どうも失礼しました。スクールバス送迎委託料のことなんですけども、これはシルバー人材のほうへ海山区の場合は委託しております。

それとまたその次の122ページの通園バスのほうは現在のところ紀勢交通のほうへ委託しております。以上です。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

104ページの同じく町道のところなんですけど、これはですね事業委託料というところが、

980万円出ております。これはですね先の説明で用地測量業務だと伺ったと思うんですが、そうですね。測量業務ということはですね、今後実施するために設計業務とかいろいろやっていくと思うんですが、今、この町道のことについていろいろとご意見も出ておりました。実情をですね十分踏まえたうえで、費用対効果に見合った整備をやるべきだと思いますが、これは考え方ですので、町長のほうにご答弁をいただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

この 980万円の予算は、小山浦の山側線のことですよね。ここについては陳情も受けておりますし、先の洪水でもですね、相当交通が途絶えたということもあってですね、この線は必要であろうと私は考えております。

議長

尾上壽一君。

8 番 尾上壽一議員

必要であるということですね、区からも要望があるということなんですけども、私どもが言った質疑はですね、費用対効果を十分に考えた設計をしていただけるのかどうかと、その点でございます。もう一度お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘の費用対効果、今後の設計の中に組み入れてですね、お応えしてまいりたいと考えております。

議長

尾上壽一君。

8 番 尾上壽一議員

ここまで来るとね、ある程度の概算的な数字も出ていたりするとは思うんですが、私、さきほども言ったように実情をよく踏まえてですね、その防災の面も踏まえたうえで、そのうえで事業費もできる限り抑制したような設計業務に入っていただくべきだと思いますが、町長その事業費の抑制とかですね、町道全般について結構ですから、そういうことを考えておられますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

費用対効果、議員はおっしゃるけども、そのとおりだと思うし、少ない支出を、結果、効果の大きなものを求めていかなければならない、これが基本的な姿勢でしょうから、十分その辺もよく考えたうえで、この事業を進めてまいりたいと思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で、土木費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第26号についての質疑を終了いたします。

日程第20

議長

次に日程第20 議案第27号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第21

議長

次に日程第21 議案第28号 平成20年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第22

議長

次に日程第22 議案第29号 平成20年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

さきほどから27、28、29と今回まで、質疑なし、質疑なしと進んでいくんで、質問する、ちょっと手挙げる暇もないんさな。だからこれは時間的な関係も考えていいですけど、そのかわり常任委員会で慎重審議をやってくださいということを、私は申し添えて質問をちょっと控えるようにいたしますんで、そこだけ議長よろしくお願いします。

議長

はい。

日程第23

議長

次に日程第23 議案第30号 平成20年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

日程第24

議長

次に日程第24 議案第31号 平成20年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

1ページの古里道瀬簡易水道総合整備事業の1億円ですね。それと町道古里江ノ浦線の配

水管布設工事 1,280万円、これをちょっと説明願います。

そしてですね、この3ページの他会計からの補助金と、第9条一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 4,117万 1,000円であると、これちょっと教えていただきたいんで、よろしく願います。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

1ページの古里道瀬簡易水道総合整備事業1億円でございますけれども、この事業につきましては紀伊長島区の上水道と、それから古里道瀬簡易水道現在あるわけですが、この古里道瀬簡易水道を統合して、上水道で今後給水していこうというものでございます。

平成18年度より事業開始し、平成22年度完成を目指して約3億円で実施していきたいと思っております。平成20年度につきましては古里の地内、及び道瀬地内の配水管の布設替えを中心に行っていきたいと思っております。約1,300mほどあります。

また、町道古里江ノ浦線配水管布設工事につきましては、これはリサイクルセンター、紀伊長島区のですねリサイクルセンターのところから、42号旧道に入りますと長島トンネルがございます。そのところのですね道路につきましては、このたび建設課において町道改良工事が行われます。つきましてはそのJRの跨線橋がありまして、今回その跨線橋にJRの工事につきましては、大変難しいものですから、水道管も布設も添架をしたいということで、この工事を単年度事業で行うものでございます。これは古里道瀬簡易水道にトンネル内の布設替工事がもうすでに行っておりますので、将来的にはそちらにもつないでいくということでございます。事業費は1,280万円でございます。

それから3ページをお願いいたします。第9条のところには他会計からの補助金、一般会計からこの会計に補助を受ける金額は 4,117万 1,000円であるということなんですが、これは国の水道事業に対する交付金がございます、それを一般会計で受けていただきまして、一般会計からこの会計に補助金としていただくというものでございます。額は 4,117万 1,000円でございます。ということで願います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今、課長の説明で、これは今年度20年度紀北町当初予算並びに主な事業計画ということの

中ですよ、これ42ページにこの古里道瀬簡易水道区域ということの図がありますよね、これ。課長、町長、これでいいんですよ。

いいですか、町長、その中ですよ、今ですね工事の中で、どういうふうにするかということの中で、私これ見ていると、当然道瀬の古里の簡易水道のあれを上水道に切り替える工事でしょう、これは。そうですよね、町長。ならばですよ、なぜこれ海野線の海野のほうから持ってきておるんですか。その前に町の事業としては古里道瀬に関しての上水道をしなければならないという計画の中でですよ、旧、間違っておいたらまた北村議員の言われた、あれは江ノ浦トンネルでいいんですか、長島隧道のあれを工事したときに配水管、上水道の配水管を入れておるはずなんですね。それだったらこの図から見ると海野のほうから来ておるけど、そのまま真っ直ぐ行って、そのタンクなんかもつくらんなんわな。そのタンクは古里と道瀬の間の42号線のトンネルあるでしょう。そして隧道もあるわな、旧隧道の。その上の山裏へ持っていくのは適切だと思うんだけど、それはどういうふうなはっきりした設計はまだ出てないからわからないけど、どういうふうにご考えておるんですか。その詳細な工事内容を町長ちょっと答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

この技術関係の人たちの考え方ではですね、海野から回して海野から海野の峠のところの近くにですねタンクを構えて、そこから流して圧をかけて流したほうが、より効果的であるという考え方をしております。

それから、それは専門的な知識によるんだと思いますけどもね、海山区ではずっとループ式にどこにでも水が、ここは傷んだらこっちから回すというふうな考え方も一つ取り入れているもんだと私は受けとめております。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと今答弁は、ちょっと。いいですか議事進行で。

思っておるもんですとか思いますとかじゃないですよ。これは町長が立案計画して予算を付けておる問題でしょう、議長。それをそうだと思いますとかさ、そんなんではあんた予算執行する者、計画する者の答弁じゃないですよ、これ。どういうふうになって考えてやって

るのかということなんです。だからそこを町長、もっと明確にちょっと答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

コンサルにもかけてですね、一番最善の方法をとりました。

それから江ノ浦のほうのパイプは 100mmしかありません。こちらの海野のほうはもっとそれより太い 150mmあります。それから中ノ島にもタンクはあります。そういう意味でその海野を回ってするのが一番ベストであるということで、そういう結論になったわけです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね町長、今やっておるあなたが今言ったように、中ノ島にも上水道のタンクがある。そして今やっているのはですよ、何のためにそんなら旧長島隧道にこれからのね古里、道瀬を担っての上水道の工事もう配管やっている。そして今現実には、なぜそんならあれまでやっているかということですよ。今現実にもう海野に工事やっているでしょう。そしてタンクは私聞いたところによると、一議員から熊野古道のあれにかかるからというけども、別にそんなこと考えなくても、道瀬と古里の山の上だったら熊野古道にも何にも関係ないですよ。だから予算は、あなたのは予算かかるように設計しているわけです。最小限の予算で最大の効果を上げるようにしなさいというのが、これ行政にかかる、予算を組むあなたの使命でしょう。あなたのはこれ余分にこっち来たりあっち行ったり、それも一理あるけど、最初の計画はそんならなぜ長島隧道のあれ今までやったきた配管の工事は、無駄になるじゃないですか。あなたの予算はね、もう皆そんなんですよ。あなたのは最小限の予算で最大の効果じゃない。最大の予算で最小限の効果しか上がらん予算ばかりじゃないですか。

町長、もうちょっと考えてくれやなあかん。これでは紀北町はもたんよ。将来はこれ合併したって意味ないって怒ってくるよ皆、町長。私ども議員としてもですね、やはり町民に胸張って説明できるというような予算づくりをしてくれやなあかんと思いますよ、町長。

これはまた全然、言うたら寄り道をこっちへ行ってこっちへ回っていくような予算でないですか、これ。そうして一番いいのはこの町民の皆さんも聞いておる、道瀬古里の人も聞いておる。道瀬と古里の山にタンクをつくるのがベストでしょう、これ。なぜそういう素人でもわかるようなことをあなたはへっちらで答弁やるんですか。こんな余分にして工事費を

増すようなことばかりじゃないですか、町長。そこのところ明確にちょっと答弁していただきたいと思います。これ重大なことですから。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはあなたはちゃんと原価計算したり、何か設計して弾いた数値ですか。私はコンサルの精密な計算のもとで、これが一番安くて効果的なのという考えのもとで、このコースを決めたんですよ。ですから、そうあなた断定しないでくださいよ、ね。こちらだって専門家に頼んで一番いい方法を選んでおるんですから、そこはお認めいただきたい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁議員

こんなような答弁でね、今のは町長が私に質問しておる答弁じゃないですか。答弁じゃないですよ、これは。これだったら私も言わんならんやないかな。答弁は再質問できるんですか、町長は。私に対する質問じゃないですか。だったらこれからは議会に対しても議員に対しても、この予算に対して追及するときは自費でそんなら我々も、そんなら設計段階の違う業者に出したもんで、予算つくらんなんですよ。これ比較せんなんですよ。こういうようなあなた答弁させていいの、議員も。そうじゃないですか、議員に今度は責任あるように言っているじゃないですか。そんなんやったら議員が皆調査せんなんよ、これ。そんな馬鹿なことないでしょう。

だからね議長、議長私も言っておること今にわかったんですか、だから答弁はしてないから私は議事進行言ったけど、1回というのも限度があるから、議長あなたも気をつけていただきたいよ。こんなものは再質問で議員に対して、そんだら町がつくった予算に対して皆自費で、そんなら工事設計費らもですよ、皆そんなら私ら違うとこにせんなんやないかな。そないしてくるんやったら、そんなシステムでもいいよ。今度は議員から皆追及するときには、予算に対しては道路予算ね、さきほどの茂原でもいくら用地代出しておるかというのは皆、我々が計算せんなんことになるやんか。それはおかしいでしょう。謝らせなあかんよ。

議長

だからその部分は訂正いたさせます。

町長。

奥山始郎町長

謝るってね、私そんなあんたに謝らんらんようなことを言うてないですよ。言うてないさ。そやけどねあなた断定的にあそこへ建てたほうがええと、道瀬と古里の間に建てたほうがいいと、しかし、それには根拠があるのかなと私は思ったから私は言うたんで、その辺が間違いであれば訂正いたします。私たちはちゃんと専門家のコンサルを入れてですね、その結果、これがベストだということできせていただいておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

以上で質疑を終わります。

日程第25

議長

次に日程第25 議案第32号 財産の処分についてを議題といたします。

質疑を許します。

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長、えらい大変な時間も夜の10時前になりまして、お疲れのところ1つだけちょっと伺います。

今回この三重県土地開発公社と契約いたしましたこの地域産物展示販売施設お魚らんど海山ですけども、この1億1,894万3,845円のこの中から、3月補正、また今回の当初予算にも8,140万6,000円のお金が基金のほうへ積み立てられておりますが、町長ご存じのようにこの施設の当時の目的は、漁村の活性化対策として漁家経営の強化、働く場の確保を行うため、地域資源を販売し、都市との交流促進をすることにあるということが謳われております。

今後におきましては、町長このやはりこの基金というのですか、このお金が漁業振興のほうに特にこの沿岸漁業にやはり充当されるほうが、やはりこの今までのお魚らんどの事半ばで撤去されるわけですから、そのようなほうへお金を充当するという、町長のお考えはあるかどうか、その辺ひとつご答弁お願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

このお金はですね、地域づくり事業基金のほうに積み立てますんで、漁業のほうにも十分使えると思いますんで、それをよく頭に入れて対応します。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今の地域づくり基金のほうがですさね、それは基金に入れると何事にも使えるというようなことがありますので、かえってね、その私が危惧しておるわけですわ。やはり今町長言われたように、やはり漁業のこの目的のほうに是非使っていただきたいと思われませんが、その点町長、今後そのようなお考えあるかどうか、もう一度ご答弁いただき、この質問終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのような漁業の振興のために使わせていただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今のその漁業の基金をですね、漁業に使うと限定、今答弁したけど、それ以外はそんなら使わんということになるんですね、町長。それじゃ漁業に関連したとこしか使わないということなんですか。そこのとこ明解してもらわな、それでこれ入ってくるのはいくら基金で積むんですか、そこのところ金額。

議長

町長。

奥山始郎町長

基金に積み立てる額は 8,140万 6,000円でございます。

全額という、主として漁業の振興に使わせていただきたいということです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、確認していくけど、そんなら全額って言うんじゃないくて、そんならどれぐらい使う

気なんあんた。全額じゃないんだったら、本当にもう全額使うかどうかというのを明記しておかなあかんよ、これ基金だから。主としてと言うてね、また言うておったは 8,000 万円だけのものをですよ、また 4,000 万円だけ使った。4,000 万円違うとこへ使ったって、これだったらまたあんた違っていくよ。きちんとやっぱり明確にしていかなあかん、質問出た以上、主としてというのはいくらまでを主としているのか、8,000 万円に対してどれぐらいかと言うていかなさ、今までの流れの中みると、皆そういうこと言うておって、一貫性がないからこういう質問が出るんです。だからそのところきちんと答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

どのような漁業振興の事業が出てくるかもわかりませんが、そこは行政のほうにお任せいただいですね、主としてこの漁業振興に使わせていただくと、そういうふうをお願いいたします。

議長

以上で質疑を終わります。

日程第26

議長

次に日程第26 陳情第1号 25年前の農水路改修工事による水害の件を議題といたします。お諮りいたします。

陳情案件については質疑を省略し、委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することといたします。

以上で、本定例会に上程されました案件についての質疑は、すべて終了いたしました。

議長

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、

別紙付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については別紙の委員会付託表のとおり、各担当常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、付託案件の審査につきましては、3月10日の月曜日は教育民生常任委員会、3月12日は総務財政常任委員会、3月13日は産業建設常任委員会の開催ということであります。

時間はいずれも午前9時30分からとなっています。

なお、委員会運営につきましては、各常任委員長において取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも長時間にわたりどうもご苦労さんでございました。

(午後 10時 02分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 6月 10日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 谷 節夫

紀北町議会議員 中村健之